

300の1

平塞録云、二十三日早朝、上使ヨリ諸手へ書付壹通被相渡、

299

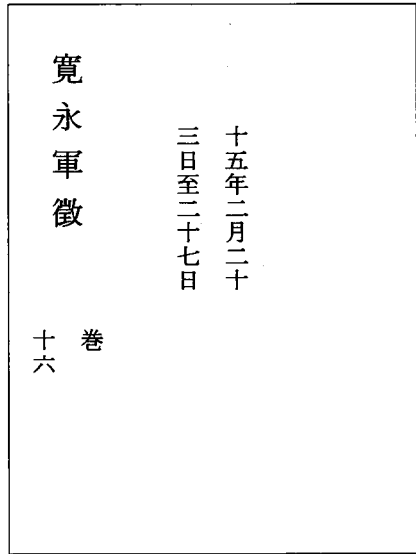
寛明日記云、廿三日、上使水野藤右エ門着ス、
一島原御横目下曾禰三十郎着ス、

寛永軍徴卷之十六
二月二十三日丁巳至二十七
日辛酉

(印文「伊地知氏珍蔵」)



(表紙)



300の2

覺

一昨夜自然打洩されもの小屋くくに紛居候儀可有之間、
手前之人改可有之事、
一山くくに材木・竹木取ニ参り候者ニ茂、落人捕来もの
ニハ褒美出し可申事、
一手形無ク而渡海之船、三日之中老艘茂出し申間敷候、
船の内を改可申事、

以上

二月廿三日

松平伊豆守
(信綱)
(氏姓)
戸田左門

300の3

同日、水野日向守殿・同美作守殿・同伊織助殿、四千人
ヲ帥テ有馬へ着陣、傳曰、日向守殿老人殊更武辺場敷ノ
人故、上使衆モ日向守殿下着ノ上城攻ヲ用申候ハ、縦
イ仕損シタリトモ公義御咎モ有間敷被思召ケル故、段々
上使衆ヨリ急キ道中ヲ押候様ニ飛脚被立ケレトモ、日向
守殿道中少モ急事ナシ、漸今日着陣也、後備ノ格故、山
ノ手ニ陣取也、

301の1 此日、伊地知重政また上津浦より内衆二人を帰らしむ、

右、有馬陣立差出ニ者有之、取拂帳とハ相違候、不審、

301の2 与力池上内膳正 彦作

302 市來八左エ門宗友地頭所蒲生暖松下源五左エ門等、昨二
十二日米津浦を出船して、此日有馬に着船す、

301の3 「伊地知李右衛門付衆小原織部取拂帳」

米拂方但出入賄

303 「薩本輪原軍記」

同日 一真米壹斗六舛七合五夕 池上内膳正殿

右者、正月十六日之晚より二月拾九日まで、日数卅三

二月廿三日之夜、(島津家久)中納言相果候、葬事終而、任遺言(島津家久)下野
守三月十三日ニ薩摩打立云々、

日一かたけ分賄也、

八日町之

一真米一斗八舛七合五夕

彦作

304 前黃門尊君、花心琴月大居士者、薩隅日三州之賢太守而、

右者、正月拾六日之晚より二月廿三日之晚迄、日数卅

七日一かたけ

「以下ハ三月朔日にのす」

于文于武其功發於天下之名將也、嗚呼天耶命耶、嬰疾病
而在牀農者殆三年矣、於是或禱爾上下之神祇、或天替扁
之輩盡醫術、無其驗而疾猶日篤焉、僕承 居士命陪從

301の4 伊地知李右衛門主從三拾貳人之内

与力池上内膳亮

彦作

右者、(彦作)フノ正月より同二月廿三日ニ有馬より被召帰候、

日数卅人ニ付卅八日ツ、

光久公之膝下在武州之江城、隔天地江山聞其信者稀而、
不堪朝思昏想也、不意於肥之前州崇異國之非法、有背天
下之命令者、而引卒其徒黨構城郭、以大蜂起矣、因茲達
大樹之高聞、則命隣国而急追伐之、當此之時 光久公亦
應 大樹之釣命、忽赴軍旅也、于時寛永戊寅二月、如予

驥尾而凌千山萬水來之、次陪於薩之魔府、拜 君於病床

矣、嗚呼顔色憔悴形容槁枯、危急存亡之秋也、悲哉不經

三日而竟薨矣、嗚呼鏡再不照、落花不帰枝、難奈何也、

臨其薨而取予之手、為後世之所曰之遺言、一々其奇而已

至矣盡矣、夫堯禪舜以一言、舜之禪禹加三言、以憂天下

平明之理、上古之聖人禪於子孫不以寶物、如今 居士之

遺言不可讓、二聖之遺意可勝、惜哉匪啻有文武之譽達和

歌、而託心於雪月風花之場、染詞於人丸赤人之風、愛春

而則開瓊筵以坐花、賞秋而則飛羽觴而醉月、彈琴而則和

人意以與衆樂矣、此琴以取舜之制也、非凡人之遊器之類

也、深哉尚哉、追悼之餘滴淚於硯池而書鄙語、以伸悲懷

云、 照鑑

貞昌九拜

一別千愁淚易連

閨浮六十夢中遷

仰欲恩惠至情塗

俯慕寬仁大度賢

只憶尋常陪雅席

何國乘去涅繁舟

是時天裁至胡極

花落鳥啼春暮天

305

覺 此書物者不參候故けし候、

米貳百石

松平伊豆

貳百石

戸田左

許へ有之米千石之内を

早々被遣候ハ、可然由出合候、委

申合候、已上、

寅二月廿三日

有馬へ山田民部少殿へ被遣候覚書
有川右近殿持參也、

(本文書ハ斜線ニテ全文抹消サル)

二十四日戊午

306

寛明日記云、廿四日、早旦ニ松平伊豆守信綱陣屋へ寄手

大小名會合有テ、惣攻ノ評定有、戸田左門進テ申ハ、人

數不損サ術ヲ以落城サスヘシト度々ノ上使ニ被仰聞候上

ハ、兵糧詰メニ被仰付然ヘカラン乎、伊豆守申ハ、日向

守ニハ如何、御錠ニモ足下ニ申合ヘシト被仰付候ト云、

日向守申ハ、一揆ノ起リ御威光盛ナル故、吉利支丹トモ

身ノ置所無儘ニ籠城仕レハ、加勢ノ恐レ曾テ無之候、然

上ハ面出不成様ニ相構落術可然乎、已ニ 權現様モ高天
神ヲ兵糧責メニ被遊候ヘハ、例無之アラス、殊ニ此有馬
城ハ昔モ一揆桶箆落兼申段ハ、我等窄人ノ時ヨリ淵底存
罷有、然ヲ急ニ責ニ於テハ、歴々ノ軍士命ヲ農民ノ為ニ
捨テシ事好處ニアラスト云、戸田左門其身ノ詞ニ合スル
ヨト被存ケルニヤ、最候、兵糧責然ヘント伊豆守ヘ申ス
処ニ、日向守又被申ハ、イヤ左門能聞玉ヘ、其レハ前廉
ノ事、自去冬大分ノ軍士ヲ被打殺、益テ内膳杯モ命ヲ隕
ス、殊ニ百日内外ノ籠城ナレハ兵糧用具ノ積リモ知レタ
リ、今ニ於テハ無ニ無三ニ切崩シ給ヘカシ、然シ面々ノ
御思案承レト被申、細川越州・鍋島信州進而申ハ、明廿
五日惣責被 仰付候ハ、越州ハ三ノ郭カ二ノ郭ヲ請取乘
崩ヘシ、但惣手ヨリ凱ヲ揚候様ニ被 仰付可被下ト云、
伊豆守・左門ハ同心也、然モ水野日向守・立花ヲ初列座
ノ大名不合点ノ氣色也、小笠原右近大夫ハ詞ナシニ座ヲ
去、日向守申ハ、二三ノ郭ノ仕寄ハ場能シテ城ヘモ近ク
候ヘハ、御兩人ノ御働振リハ見事ニモ候シ、相殘面々ハ
凱計リ作テ居可被申哉、先此日向守ナトハ不能成、某ハ

權現様以來三州小豆坂ノ軍ニ初陣仕リ候ヨリ此年マテ、
五十度ニ餘リ少宛ノ場ヲ勤メシニ、人ニ越エ申儀無之候
ヘトモ、人ニ越サレ申タル儀モ無之、然ニ加様ニ凱計作
テ居ル鷄軍ニ逢申タル儀ハナシ、如斯被存テ城乗有之、
大分人數モ損シ可申、昨日モ水野藤右衛門上使トシテ上
意ノ旨ヲ承ルニ、人數損シ不申様ニトノ御事ニ候、右ノ
如ナレハ、御掟ニモ背キ、且城攻ナトハ能々人數一和致
サネハ乘レヌ物ニ候、此列座ノ衆評議ノ躰ハ口々言勝ニ
テ、竹釘軍ト申物ニテ頭ヲ無之候、伊豆守殿 上使トシ
テ御在陣ノ上ハ、御心ヲ能處ヘ被向御裁判可然候、其父
子ハ御下知ヲ須居申、少モ背ク事ニ候ハス、老人ノ長座
難儀也、罷帰候、世倅美作守ヲ殘置、御評定ヲ被仰聞候、
此美作守モ大坂御陣ノ御供ヲ仕、少ノ場ヲモ見申候ヘハ、
左ノミ不案内成者ニ候ハスト申、日向守ハ歸ルニ、伊豆
守評定ニテ弥廿六日惣責メノ由ニテ、各退帰、

307の1
平塞録云、廿四日、上使衆ノ營ニテ諸大將攻城ノ軍議也、
傳云、今日早朝ヨリ諸大將不殘相揃、伊豆守殿對面所ニ

テ城攻メノ會議區々也、左門殿被申ケルハ、公義思召ハ
味方不損敵自然ニ弱リ候様ニ可仕之旨、度々上使被指下
候上ハ、日數ヲ送リ兵糧詰ノ儀可然哉トアリ、伊豆守殿
水野日向守殿へ被向、其元ニハ如何思召候哉、上意ニモ
其元ト萬事致相談候様ニト被仰下候間、御心底ノ趣承度
由被申ケル、日向守殿被申ケルハ、此一揆トモハ邪宗ニ
帰依シ、一身ノ惜所ナク古城ヲ普請取籠候得ハ、外ニ加
勢ノ儀モナク、氣遣モ無キコトニ候得ハ、兵糧詰ノ儀可
然覺候、東照宮御在世ノ節モ高天神ノ城ヲ兵糧詰ニ被
成候、此城ハ要害ヨク急ニ攻落事難成候、拙者先年浪人
イタシ、加藤主計所ニ居申候節モ能々存申候、旧杵城^(目)杯
ヨリモ六ヶ鋪城ニテ、昔モ一揆籠申候ヲ責申候テ隙取候、
今度モ一揆取籠候ヲ、歴々ノ士ヲ被仰付御責サセ候ハ、
近年ケ様ノ物騒シキ事無之珍敷故、若者トモ軍不案内ニ
テ、掛間敷處ヲモ勝負ノミヲ貪リ先ヘス、ミ、掛ルヘキ
時ハ圖ヲハツシ、恣ニ軍法立ヲ仕討死シ、或ハ手負多シ
テ敗軍仕候事、眼前ノ儀ニ候、然ル上ハ兎角ニ兵糧詰ニ
被仰付可然候ハント、先達ヲ輛御通ノ砌モ重疊得御意申

候事ニ候、左門殿キホイテ尤ノ由被申ケル、日向守殿又
被申ケルハ、左門殿能御聞候へ、最前拙者申タルハ前方
ノ事ニ候、唯今ニ於テハ日向申處ヲ御承引ナク、歴々ノ
侍共ヲ御討被成候、此上ニ兵糧詰処ニテハ有之間敷候、
剩へ板倉内膳被致討死候間、無二無三ニ切崩テ可然候、
乍去城攻被仰付候ハ、如何様トモ御手配リ可有之候、承
度由被申ケル、時ニ妙解公・鍋島信濃守殿御兩人御申ケ
ルハ、御覽ノ如ク兩人ノ仕寄場手近ク詰寄候事ニ候間、
城攻被仰付候ハ、越中守儀ハ三ノ曲輪、信濃守儀ハ二
ノ曲輪出丸ヲ乗取可申候、左候ハ、惣手ヨリ関ノ音ヲ御
作ラセ被下候様ニト御頼アリ、伊豆守殿・左門殿ハ可然
ト談合被申候ヘトモ、一座ノ諸大將此儀一圓不同心之様
子也、其内ニモ立花左近殿ハ評議聞捨ニシテ座敷ヲ被立
ケル、日向守殿被申ケルハ、二ノ曲輪出丸・三ノ曲輪ハ
取柄能候間、仕寄モ近寄申候、其上三ノ郭ノ人數二ノ丸
ヘツボミタルト相見エ候間、造作ナク乗取可被申候、其
外ノ衆ハ所柄悪ク、御兩所ヨリハ少仕寄モ遠ク相見申候、
タトヒ仕寄遠ク候ヘハトテ、御兩人衆被乗候ニ関計リ作

テ可有御坐哉、先此日向ナトハ左様ニハ罷成間敷候、權現様參州堂坂ノ合戦ニ初陣仕、遠州諏訪ノ原ノ城乗ノ時手ニ合ヒ初メ、夫ヨリ以来數度御旗本ニテ働ノ外、日本國ヲ走廻リ、少數ノ心バセヲ添候テハ五十度ニ及候、人ニ越ヘタル事ハ無御座候得共、余リ越ヘラル、コトハ無之候、誠以權現様天下一統ニ御治被成候大合戦ニモ御手傳ヲモ仕来候ヘトモ、終ニ関計作候テ居申候儀ハ不承候、左様ニ被仰付候ハ、大分人數モ損シ可申候、江戸ヨリノ御説ニ、昨日モ水野藤右衛門被指下、人數損不申候様ニト被仰下候上意ニモ相違仕候、其上城乗ナトハ平地ノ戦ト違イ、寄手ノ衆一入心ヲ合セ一和仕リ、可乗シヲニ乗破ラス候ヘハ不成物ニテ御座候、敵ハ堀ノ内ニ身ヲ隠シ、味方ハのニナツテ参事ニ候得ハ、兼々ノ了簡ヨリモ仕ニクキ物ニテ御座候、此座敷ノ様子ヲ見申候ニ、各申度事ヲ口ノニ御申候、是レ竹釘軍ト申モノニ成行申候、子細ハ無御座候、伊豆守殿為上使ト御下向有之事ニ候ヘハ、御一心ヲ能處ヘ定ラレ一カト御下知有之尤ニ候、先ツ日向父子ノ儀ハ、上様江ノ御奉公仕儀ニ候間、立処ニ左候

トモ御下知ニ洩レ可申ニテハ無之候、左様御心得可被成候、老人ノ長坐難成候間、先ツ罷帰申候、悴美作守残置候条、御評定相窮申候処可被仰聞候、美作守儀モ大坂ニテ、大和口エ後藤又兵衛出張ノ時一戦ヲ遂ケ、其場ニ於テ高名ヲモ仕候ヘハ、合戦ノ通不案内ナルニテモ無之候間、御談合ノ人數ニ御加ヘ候テモ苦シカルマシト存候ト被申置、日向守殿ハツ、ト其座立陣屋ニ被歸ケル、伊豆守殿弥廿六日ハ惣攻ト相窮被申ケル故、諸大名伊豆守殿ノ仰ヲ承リ、陣所ノニ被歸ケル、其節伊豆守殿ヨリ諸大將エ被相渡候書付壹通、

307の2

覺

- 一一の鐘に食をしたゝめ可申事、
- 一大鼓にて人数を出し可申事、
- 一貝にて押かゝり可申事、
- 一つるべ鉄炮を打て、惣勢開をあげ可申事、
- 一諸手共に一同ニ可掛事、
- 一惣手掛ると見得候ハ、火矢すき間なく可打事、

307の3

一合印ハ三巻、
 一合言葉ハ國か國と答ふへし、
 一海手番船漕廻り、鉄炮隙なく可打事、
 一後陣の衆下知なきに先手を踏越し掛る間敷事、
 一跡備より一頭シヤッく関をあげ先衆に勢を可付事、
 一跡備より鉄炮を打候儀可為停止事、
 一先衆一手く乗込候ハ、其儘城内の小屋ニ火を掛る
 役人可有之事、
 一乗敗る其手の大將差引見合可有下知之次第事、
 一味方打無之様に可被申付事、
 一諸陣屋ニ火用心堅く可申付事、
 傳云、水野日向守殿、廿六日惣攻ノ觸ヲ被聞、息美作守
 殿・孫伊織助殿江被申渡ケルハ、明後二十六日ノ城攻ニ
 関計作候テ扣候儀成間敷候、各如何存候ヤト被申ケレバ、
 美作守殿畏テ御意御尤ニ存候、殊ニ今度倅伊織之助初陣
 ノ儀ニ御座候間、縦イ軍法ヲ背ニ罷成候トモ先手ノ乗被
 申候ニ、関計作り見物仕罷有候事相成間鋪候由、誓言ヲ

以テ被申ケル、日向守殿甚機嫌能、先々備定可有之トテ、
 家老上田玄蕃・廣田圖書・中山將監・中山壹岐・杉野數
 馬・淺沼舎人、組頭今枝勘右エ門・鈴木大膳・藤井靱負・
 蟹江刑部・竹本十左エ門、足輕大將鈴木久兵衛・同次兵
 衛・上田平六・片山六郎左エ門・有原左右馬・黒川三郎
 左エ門・磯村主税・三村五郎兵衛・中山外記・鈴木治部
 右エ門・渡辺歪太夫・小枝作左衛門、武者奉行河村新八・
 中川志摩之助、旗奉行上田清兵衛・神谷歪之助、馬印奉
 行近藤七兵衛、右ノ者トモ呼寄被申渡ハ、先手鍋島勢塀
 ノ手へ乗掛リ、縦乘込二ノ丸エ打入候トモ、先手へ手負・
 死人大分可有之候、然時ハ鍋島勢徒テ本丸へ乗入候事、
 中々成間敷候条、鍋島先手致一戦候ヲ見合セ、人數ヒル
 ム時分ヲ、跡ヨリ我等者トモ無二無三ニ二ノ丸エ押入、
 夫ヨリ本丸ヲ目ニ掛ケ、一番ニ本丸ヲ乗取り可申候、元
 ヨリ今度ノ人數扱イ作州へ渡候条、一簾下知可有之、跡
 ヨリ見物可致候、若本丸落兼候ハ、此日向ヲ塀ノ内エ
 駕籠共ニ投入可申候、左モ有之候ハ、内々ケ様ノ時ヲ心
 ニカケ、念比ニ致シ、目カケ置タル我等者トモ、一人モ

跡ヲ見ル侍ハ有之間敷候、何程ノ強敵成トモ、此日向父子打死ト相究候ハ、則本丸ヲ不乗取ト言コト無シ、若者トモ此度手ニ合不申候ハ、又二十年三十年ノ間ニハ軍可有之モ不知、随分カセキ被申候へ、其上日向ハ八十二及、誠ニ下劣ノ譬ニ云、戻リノ駄賃トヤランニテ候へハ打死好ム処ニテ候、右之通内々軍法定テ有、先旗馬印奉行ノ心持ヲ肝要ニ被申合、然處ニ廿四日晚景ヨリ大雨降テ車軸ヲ流ス故、御觸ニモ不及大雨故城攻一旦相止ケル、

307の4 此節妙解公軍中エノ書附壹通、

307の5 二月廿六日、天氣次第火矢を御射させ候間、就夫申付よう、

一 卯の刻に鐘・太鼓一同にならしたて可申候事、
一 敵出候時の為相印に、刀にても脇差にても、紙にて三巻可仕事、
一 相詞、國かと云ば國と答可申事、

一 卯の刻以前に先手ハ物静に備を出し、右之次第心得相待べき事、

一味方のうしろより打間敷事、

右之趣は、火矢のためにて候間、天氣悪敷候ハ、延々可申者也、

二月廿四日

惣組頭中

(細川)
忠利御判

308 「藤掛集書」

城乗評定并水野日向守金言之事

一 寛永十五年戊寅二月廿四日の早旦に、伊豆守信綱の陳所へ寄手の大名小名不殘被寄廳、惣乗の談合有之、戸田左門進出被申ハ、從江戸も節々上使被差下、人数不損様に手行を以退治候得との上使にて候条、兵粮詰に被仰付候ハ、最早城中へ兵粮無之由聞得候間、無程ほし殺し可申と被申候、水野日向守・立花飛驒守老功両將御座す故、脇より誰有之物申衆も無之處に、伊豆守被申ハ、日向守如何思召候や、御誼にも日向守を

被遣候間、萬事相究申所ハ差圖を請候様にとの 御意にて候条、思召を承度のよし被仰、勝成被申ハ、各ハ兵粮詰に被成可然と思召候哉、此日向守所存ハ、旧冬我等領分納を御通之節、伊豆守殿前後の納ニ成様具に御物語申候、去ル十月一揆蜂起の砌も江戸へ注進申上候様に、吉利支丹共御制法時に候へハ、己か身の置所無之て有馬の古城へ寄集候之由、偏に上の御威光強キ故と奉存候、殊ニ百姓原の事に候得ハ、柵木二三重ニ御結せ被成、九州の大名共より足輕を出させ栖樓上け、海手にハ番船等被仰付、弓・鉄炮にて押へ、つら出し不成やうに被成、ほし殺に被仰付可然候、已に権現様遠州高天神の城をさへ兵粮詰に被成候へハ、さのミ例の無御座にても無之候、惣而此有馬の城と申ハ、先年我等窄人にて加藤肥後守所に罷在候時分、昔も一揆籠り居候を責候て好く存候、後嶮岨の大難にて、前も深田足場悪敷、中々軽く敷乗取候事難成地形にて候、豊後の臼杵の城杯よりも六か敷郭にて候、有馬左衛門佐殿先地の事にて候間、洩底御存知の前にて候、

其上今度の一揆ハ、天下の御仕置非道杯と申事にても無之、おのれくかまよひの心にて、仏神の蒙罰盡天道者共に候得者、左様の所へ歴々の侍被仰付御責させ候ハ、近年ケ様之物ケ間敷事も無之事跡敷、一入若者いられて掛間敷所をも勝負のしほをも不知、むさと先へ進ミ、又可進時節をも不知、なましいに軍法立を仕、皆討死し、或ハ手負多くして、好軍仕事眼前の儀に候、然上ハ菟角兵粮詰に被仰付可然候半と、重々為申上由被申候得ハ、戸田左門競て尤之由被仰合候處に、日向守又被申ハ、左門好聞候得、夫ハ前廉の事に候、於只今者去冬より此方日向守申所無御承引、歴々の侍共を御討せ被成、此上は兵粮詰所にてハ有間敷候、剥板倉内膳を討せ候てハ、無二無三に被切崩候て可然存候、乍去城攻被仰付候ハ、いか様とも御手配可有之候、承度由被申候、細川越中守・鍋島信濃守被申ハ、兩人の儀ハ御覽候様に仕寄、堀の手近く付寄申候間、明廿六日に城乗被仰付候ハ、越中守ハ三の曲輪、信濃守ハ二の曲輪出丸を乗可申候、左候ハ、惣手

より凱を挙ケ被成被下候様にと被申候、伊豆守・左門
兩人ハ可然と請合被申候得共、一座の衆水野日向守・
立花飛彈守・同左近(忠茂)・松平右衛門佐・寺澤兵庫頭・有
馬玄蕃頭(重氏)・同兵部(忠順)・水野美作守・小笠原右近太夫・同
信濃守・黒田甲斐守(長興)・同市正(高政)・有馬左衛門佐(直純)・同藏人(康純)・
松平丹後守(重直)・松倉長門守(勝家)、此衆中一圓分別に不能躰ニ
候、右近大夫事ハ有無の事なしに座敷を被立、日向守
被申ハ、二の曲輪の出丸、又三の曲輪の備ハ所好候間
仕寄も近寄申候、其上三の曲輪の人数ハ二の丸に苦た
ると相見得候間、無造作被乗取可申候、其外の衆、仕
寄場の儀ハ悪敷候得ハ、兩人所より少し仕寄遠く見得
候、縦仕寄少遠く御座候ヘハとて、御兩人計被乗候に、
相残る衆中ハ凱計作り候て見物被成御座可有候哉、日
向守杯ハ左様ニハ罷成間敷候、権現様以来参州小豆坂
の攻合に初陳仕、其以後遠州諏訪原の時手に逢初、夫
より以来数度御旗本にて働候外、日本國を走廻り、少
々の心懸操ルを添ルハ五十度に及、人に越候儀ハすく
なく候ヘ共、人に被越たる事ハ左のミ無之候、誠に権

現様天下一統に御納被成候大合戦、尾州長久手・濃州
関ヶ原・大坂ハ申に不及、如斯御手傳も仕来り候得共、
終にケ様に凱計作り候て鶏軍に逢為申事ハ無之候、江
戸よりの御説に、昨日水野藤右衛門被差下、人数損し
不申候様にと被仰下候ヘハ、御意にも相違仕候、其上
城乗などハ平地の戦にハ違候て、寄手衆一入能々手を
合せ一和仕、可乗塩に不乗敗候得者不成物に候、敵ハ
堀の内に身を隠して居申候、味方ハ的に成候て参事に
て候得ハ、兼く存たるよりハ仕にくき物ニて御座候、
唯此座敷の様子を見申に、各申度事を口く被申、是
ハ竹釘軍と申物に罷成候子細ハ頭無之候、伊豆守殿為
上使御下向有之事ニ御座候得ハ、御一心能所ヘ被定、
一廉御下知有之尤ニ存候、先日向守父子之儀ハ、上様
への御奉公にて候間、立所ニ死す共御下知にハ洩可申
にては無之候、左様に御心得可被成候、老足の長座難
成候間先罷帰候、世倅美作守残置候条、御議定相究候
處可被仰聞候、美作守も大坂にて大和口へ後藤又兵衛
出張之時遂合戦、於其場高名をも仕候ヘハ、さのミ不

案内成者ニ而も無之候間、談合人数ニ罷成可申と被申置、日向守其座敷を罷立、陳所へ被帰候、然者弥廿六日惣乗可被仰付に相究り、諸大將衆伊豆守の仰を承り、陳所へ被帰候、則伊豆守よりの御觸ニ一の鐘に食を認め、太鼓にて人数を押し、貝にて押懸ケ、釣部鉄炮を打て、惣勢凱を上げ諸手一同ニ可掛、惣手掛ると見へは火矢無透間可射懸、相印ハ三ツ巻、相詞ハ國か國と答へ、海手の番船押廻り、鉄炮玉なし、後陳の衆無下知先手を踏越懸間敷候事、但諸勢より一頻く、に時を上げて先衆ニ勢可付也、跡勢より鉄炮打事可為停止、先衆一手くに乗込候て、其儘城内の小屋に火を掛候役人可有之、乗破り其手の差引、其大將見合下知次第也、此外味方討無之様に、又跡の陳屋に火ノ用心堅く可申付候、如斯の御觸にて、日和好候へハ廿六日惣乗りニ相究候、日向守此由を被聞届候て、息美作守・孫伊織へ被申へ、明廿六日の城乗に凱計作り居申儀ハ成間敷候、各如何存候哉と被申候、美作守御意御尤ニ存候、殊に今度世俣伊織初陳の儀ニ御座候、縦軍

法ニ背に罷成候共、先手の乗被申候を凱計作り見物仕候て罷在候事ハ成間敷候由、已ニ誓言にて被申候、日向守以外の外ニ氣色能、然ハ満足可有之とて、上田玄蕃・中山將監・廣田圖書・中山彦岐・杉野数馬・今枝勘右衛門・鈴木治兵衛・藤井劔負・鈴木久兵衛・淺沼舎人・鈴木大膳・鈴木半之丞・近藤弥之助・竹本左門・有安左右馬・塚本庄兵衛・黒川三郎左衛門・渡邊李太夫・中山外記・磯村主税之助・片山六郎左衛門・蟹江五左衛門・三村五郎兵衛・萩新右衛門・今枝甚左衛門・金高平右衛門・小牧作右衛門、武者奉行ニハ川村新八・中川志摩、旗奉行上田清兵衛・鳥井甚兵衛・神谷李之允、馬印奉行近藤七兵衛・小野田正太夫、右家老・組頭・使番・物頭いづれも武功の者共召寄申含趣者、先手鍋嶋勢塀の手へ乗掛、縦乗込二の丸へ打入申候共、手負・死人先手ニ大分可有之候、然時ハ鍋嶋勢つゝいて本丸まで乗込候事中く成間敷候条、鍋嶋先手一戦仕を見合、人数ひるむ時、跡よりの者共無二無三に二の丸へ押込、夫より本丸へ目に掛、一番に本丸を乗取

可申候、本より此度の人教扱作州へ渡し申候条、一廉下知候得、跡より見物可仕候、若本丸落兼候へ、此日向守を塀の内へ駕籠共に抛入可申候、左も有之ハ内々ケ様之時を心懸を念頭ニ仕、目を懸置候、我等者共一人も跡を見る者有之間敷候、何程強敵成と云共、此日向守父子討死と相究候へ、本丸を乗取り不申事ハ有之間敷候、若き者共も此度手に逢不申候へ、又二十年三十年の内に軍有之も不知候得者、随分棹候へと被申渡、其上此日向守ハ八十に及、誠に下臆のたとへに云行掛りの駄賃とやらんにて候得共、討死好む所にて候、右の通に内證軍法議定有之て、先旗・馬印の奉行を肝要に被申含、然處に廿四日の晩景より廿六日の昼迄大雨頻に降、中く車軸を流し申に付、御觸にも不及程の大雨故、城乗の儀相延申候、左候て廿六日の晩より天晴れ日和好罷成候、又伊豆守信綱よりの觸ニ、廿八日に城乗可申付条、明廿七日早天より、戸田左門陳所へ各諸大將衆不殘御出會可有之由申来候事、

309の1

二十四日、伊地知左右衛門重政、また新納加賀守忠清・三原大藏介重朗・市来五兵衛家昌・西田市左エ門・伊地知彌右衛門重延を有馬の陣屋に饗す、

309の2

「伊地知重政付衆中小原織部取拂留」

御振舞方

同廿
一真米二舛三合 白米ニシテ老舛七合五舛

右者、振舞衆新納加賀守殿・三原大藏介殿・市来五兵衛殿・西田市左衛門殿・伊地知弥右衛門尉殿五人之振舞也、

買物方

二月廿四日御振舞方
一同式匁 鯛魚沓ツ之代 長サ老一尺六寸 同六分ハ たふ式丁之代
同日
一同式匁 あわひ三盃之代 同日
一同壹匁八分あわひ三盃之代 同日
同日
一同七分ハゑひかね三盃代 同日
同日
「以下切損無之」 使八右衛門 杉原紙 五ツ

310

急度申越候、然者 (島津家久) 黄門様御氣相不被召立、昨晚四ツ時

分ニ被成 御他界、咲止千萬、為絶言語儀候、從(島津光)薩州
久松平伊豆(久)・戸田左門殿へ御書被遣候間、可有御持
参候、

二月廿四日

(三原)重庸

(伊勢)貞昌

(川上)久國

(島津)久元

山田民部少様(有榮)

人々御中

311 急度申越候、仍 黄門様御氣相不被召仕、昨晚四ツ時分

ニ被成 御他界、笑止(二カ)可申様無之候、就其有馬へ早

打(二カ)船可被召渡候、聊有間敷候

(久藤)月廿四日

川上彦左衛門尉殿

「シレス」

御宿所

二十五日己未

312の1

寛明日記云、廿五日、伊豆守方ヨリ明廿六日弥惣責ノ由、
但日和次第ノ由、 軍令ヲ申渡ス、

312の2

一ノ鐘ニ食シ、太鼓ニテ押出シ、貝ニテ掛ルヘシ、諸手
一同ニ鉄炮ヲ放チ、時キノ声ヲ揚ケ可掛、相印ハ三ツ巻、
相詞ハ國カ國ト答ヘシ、後陣ノ面々列ヲ乱シ先手ヘ掛ル
ヘカラス、但後備ハ一頻ノニ凱ヲ揚テ、先手ヘカヲ合
スヘシ、城内ヘ攻入ニ於テハ、早ク小屋ヘ火ヲ掛クヘシ、
此外味方討無之様ニ、跡ノ陣屋ニ火ノ用心堅可申付ト云
々、

313の1

「評定所御案文留」

一書申候、仍 黄門様去廿三日被成御他界、咲止千萬、
為絶言語儀ニ候、就夫御葬禮御日執来月十日ニ相定候、
長野殿・酒匂殿御役者ニ而候間、早ニ帰宅被申候様可被
仰渡候、勿論船可被仰付候、少茂延引有間敷候、恐ニ謹
言、

二月廿五日 次飛脚

(三原)重庸

二十六日庚申

(伊勢) 貞昌
(川上) 久國
(島津) 久元

北郷佐渡守殿

波谷石見守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

313の2

一書申候、仍 黄門様去廿三日被成 御他界、咲止千萬、
為絶言語儀候、就其御葬送御日執来月十日ニ相定候、長

野殿・酒匂殿御役者にて候間、早々帰宅被申候様ニ可被

仰渡候、早船可被仰付候、少も延引有間敷候、恐々謹言、

二月廿五日

(三原) 重庸
(伊勢) 貞昌
(川上) 久國
(島津) 久元

北郷佐渡守様

波谷石見守様

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

314 寛明日記云、廿六日大雨風強シ、一昨廿四日ヨリ雨天、

自昨日大ニ甚シ、因之觸ニモ不及城責止ヌ、然處ニ今夕
ヨリ日和能成、長閑ニ晴天也、故諸將モ明日ハ必定城責
ト推量仕罷有ニ、又伊豆守信綱ヨリ觸レニ、明後廿八日
城責可申付条、明廿七日早天、戸田左門陣処へ各可會合
ノ由也、

315 平塞録云、廿六日、松平伊豆守殿營室ニ諸大將攻城ノ評

議有、傳曰、此日上使三浦志摩守殿・村越七郎右エ門殿
下着アリ、城内モ弥以困窮ノ體ト見ヘテ、(正徳) 陝間每ヨリ打
シ鉄炮モ、(左) 陝間十廿ヲ隔テ壹町ヲ打程ニナリ、或ハ城内
ノ竹木ヲ切り取テ薪トシ、又ハ礮刃忍出テ海藻ヲ拾ヒ取
ル體ナリト、上使衆エ追々諸手ヨリ註進スル事故、今日
寄合ヲ始メ、戸田左門殿ヲ頭トシテ伊豆守殿對面処ニ参
會シ、伊豆守殿被仰ケルハ、今日ノ城攻ハ是非ナク相止
ミ申候、此雨天ニハ中々火矢ヲ射モ其益ナク存候、乍然

城内ノ様子、追々注進ノ通糧米・玉藥拂底シ、至極難義ノ體ニ見及候、一向ニ明後廿八日惣攻ヲ繰出シ、卯ノ刻ヨリ軍ヲ始メ、追手搦手一同力ヲ合セ搦立テ、前後ヨリ平押シニ攻掛リ、即時ニ乗込、一揆ヲナテ切ニ可致候、各其御用意可然トアリ、時ニ松平右衛門佐殿被申ケルハ、先以明後惣攻ノ義承知仕候、但シ追手一同ニ攻入申候ハ、互ニ越矢中リ候ヘシ、拙者持口大江口・諫早ヨリ乗入候時、三ノ郭ヨリ乗込被申候衆ノ鉄炮ト互越矢ニ成リ、同士打仕義目前ナリ、此儀如何可有御坐候ヤ、御了簡承度由上使衆エ向テ被申ケル、上使衆初一座ノ諸大將當惑ノ様子ニテ返答ナカリシ處ニ、妙解公仰アリケルハ、唯今右衛門佐殿御了簡ノ通り、一同ニ前後ヨリ乗込候ヘハ、越矢ノ義勿論目前ノ義ニ候、拙者持口追手三ノ丸ヨリ上矢ヲ打セ乗入時、搦手ヘ越矢可參ト遠慮仕間敷候、搦手モ手前ノ備ヘ越矢可參ト御遠慮ニ不及候、其城乗ノ鉄炮故、見上ノ事ニテ、少々越矢參リ候トモ矢勢弱リ、左迄ノギ有間敷候、若又越矢ニ中リ候者ハ不運ノ義ニテ候、一陣ニ進出候トモ皆矢道ヲ遁レ候ニテモナク、兎角運不

運ト申候モノニテ、前廣ヨリ申合セモ成兼申事候、今度公義ノ仰ヲ蒙リ、當城ニ罷向儀ニ候ヘハ、纔ノ越矢ナトノ義ハ御遠慮スキ申候、唯一同ニ攻入り、此間ノ慮外者ヲ早ク切捨ニ仕度候ト、隨分温和ニ顔ヲ不變言語明カニ被仰ケル故、短慮第一ノ右衛門佐殿モ能心得被致、上使衆一座ノ諸大將モ、越中守殿御了簡ノ通り、明後廿八日ニハ早ク攻入り刎首ヲ申度由被申ケル、伊豆守殿悦ニテ、猶又明日ハ早ク戸田左門對面所ヘ御出候ヘ、申談候テ、明後廿八日ノ手配リ萬事入念可申トテ、各座鋪ヲ被立ケル、同日、四郎太夫夜討ノ評議ス、傳曰、籠城ノ一揆困窮ニ及ヒケル故、四郎太夫了簡ニテ、矢文ヲ以テ敵ヲ侮リ俄攻可致ヤト種々才覚ニ及ヒケル、寄手少モ不働、取巻タル計ニテ、城内ノ者日々及餓ニケル、四郎今日一揆ノ頭ヲ本丸ニ召寄セ申ケルハ、最早籠城百日ニ及フ故、兵糧尽果候、此上ハ何モ最後ノ一戰隨分心掛ラルヘシ、各此間堅固ニ城ヲ持、度々軍ニ無越度、上使板倉内膳正迄討取ノ義、誠後世ニモ有間敷手柄ナリ、然故ニ寄手恐テ攻

寄ラス、取巻計ニテ大軍一度モ實ノ勝負ナシ、兵糧限有事故、最早一同ニ致困窮候、明夜又々夜討ヲ用ヒ最後ノ晴軍可仕、今生名残軍故仕損シテハ後世迄ノ恥故、隨分手配リ手分ケ入念、萬一モ無越度様ニ可致候、各モ能々人數ニ可申聞候、打入候ハ、一同ニ焼立、睡入タル敵トモヲ一々ニ切捨ニシ、首ヲモ不取、其外分捕モ無益ニ候、寄手ノ食物奪取り、城内ノ老人子トモニ今一度喰セ、其上ニテ何モ可相果候、然者明廿七日丑ノ中刻ヲ一生ノ最後ニ可致ト手配リ申渡ケル、其次第ハ先手ノ大將馬場監物入道休息、一備ハ三千人ヲ揃へ、青差物ノ一揆也、二番手ノ大將ニハ日江雅樂助二千五百人ヲ引廻、白差物ノ一揆也、此二備ハ諫早口ヨリ掛出テ、鍋島ノ本陣ニ無二無三ニ突入り、切捨打捨ニシ、其俣火ヲ掛テ焼拂フ約束也、以上五千五百人ノ内二百人スグリ、物馴タル場數ノ勇士時枝隼人・赤星主膳ヲ頭トシテ敵陣ニ忍入り、小屋ノ内ニ駈入テ馬ヲ追放ス役ニ定ム、外ニ袖無着物ノ大將ニハ堂崎對馬、鉄炮大將ハ葛諸藏人・下津浦半左衛門五千二人ニテ島原口ヨリ突テ出テ、岸ニ傍テ丸ヲ備へ、細川

手ノ陣所ニ込入り可打立トノ備ナリ、諫早口ヨリ出ル一揆ハ有江口へ可引取、島原口ヨリ打出ル者ハ田尻口ヨリ可引入、若後レタル輩ハ大鼓ノ鳴ル方へ可參ト申渡ス、即有江ノ眞言寺ニ有ケル太鼓取ヲキシテ、出丸ノ北丙口ニ掛置テ善キ時分ニ可鳴ト約束ス、内田丞之丞・濱田三吉ハ水練ノ達者百人ヲ召連テ海上ヲ游キ、礮ニ着テ後ノ山ニ隠レ、城内ノ闇ノ音ヲ聞テ寄手ノ後備ノ陣々走り入り、小屋ノ内ニ焼立テ、不意ヲ撃テ同土軍ヲ致サセ、鹽濱ヲ一文字ニ駈通テ諫早口へ可引入ト申渡ス、惣大將四郎ハ組頭・與力ヲ帥イ、大江口迄打出テ闇ノ音ヲ發シ、松平右衛門佐ノ陣所ニ突テ掛ル勢ヲ見セテ、敵ヲ騒カセ候迄ニテ、肯テ不出備也、白キ布紙ヲ以テ旗ヲ多ク持へ、諸方へ立置テ野モ山モ一揆ノ勢也ト、目ヲ驚ス方便ナリ、相印ハ右ノ肩ヲ袒キ新繩ヲ以テ一様ニ鉢巻シテ、額ニ久留スヲ立テ、合詞ハ鼠カ猫ト答フベシ、城内ハ隨分靜ニ物音ナク虎口ノ内ニ堅固ニ守ルヘシ、敵城中へ紛レ入テ火ヲ駈ルコトモ有ヘシ、能々門ヲ警固シテ出入ヲ改可然(候也)ト、詰リノ手當マテ用心シ、明夜ハ弥可打出ト申渡

ケル、何モ領掌シ、各用意ヲ致ケル、

316 天草説書云、二月廿六日惣乘に相極候ゆへ伊豆守より觸

られ候ハ、一の鐘に食を認め、大鼓ニ而人数を出し、貝にて押懸り、ツルへ鉄炮を打、惣勢凱を上げ、諸手掛ると見ハ火矢透間もなく打掛へし、相印ハ三ツ巻、相詞ハ國か國と答へ、海手の番船押廻り、鉄炮玉なし後陳の衆、下知なく先手を踏越へ掛らざるへき事、但跡備へより一頻りくんに凱を挙々、先衆に勢近付へき也、諸勢より鉄炮を打事停止たるべし、先衆一手の差引、其大將見合せ下知次第也、此外味方討無之様に、又諸手陳屋に火の用心堅く可被申付候、

317 「伊地知左右衛門付衆中小原織部取拂留」

米請取方并銀子錢

二月廿六日

一銀子式匁五分

小屋菅ツ之代

村尾源左衛門殿之家之代

一真米式石四斗

羽月蔵米

右者、年内羽月より出水地式村へ相下候米、
(知議)

318の1

我薩軍は此役凡そ二萬の御賦なりしに、それく分限に隨て、從卒は其家くの列られ候たけハ勝手次第才覺して召つれとの御手形にまかせ、をく力を盡し出陣しけれハ三萬の人衆に舉れり、然あるに元日の城攻に官軍悉く敗走せし時、薩摩の使者三原左衛門佐と名乗、僅の小隊にて、猶矢石銃丸飛蝗の如き中をも避けず、四本縫殿か功者ゆへ、馬の口を城の方に引向け、強弓は斯る處を氣張り候へとの一言に従ひ、重庸只立ながら敗走する數萬の兵よりハ小返して城に駈込とおもわれ、諸手より多く名姓を聞れし事にて、薩兵の驍勇なるは中く及ひ難しと、遍く英名を諸陣に振ひ、且年内 慈眼公此一乱の御注進狀を、江戸御城にて讀せられし御方く、両通共殊の外御褒美あらせられ、薩軍の勇威誰か言とも知れず江戸中に段く風説して、兎にかくに薩を強めに評しあへれば、細川越中守忠利などよりハ、伊勢兵部少輔貞昌に使して消息を問はれ、其上忠利ミつから薩邸を訪給

ひて、左様の世説を 世子寛陽公也に御直にまで尋られしと
なん十二月六日、伊勢貞昌・島津久慶・鎌田政統の書に出たり、斯く諸州に薩の強からん
こと歌へるれば、忠利獨その心に慮られるへ、何れ薩
軍と竝陣しては、中／＼我か肥後衆などへ彼か勇猛に推
れんも口惜しとや謀られけん、閩老に訴へ、最初肥後衆
に仰付おかれし天草の内、上津浦をバ薩州に成らせ、肥
衆ハ皆塞下に陣を移し候やうに、上使へ江戸よりの御下
知ある事を手を廻し願ハれければ、其通に閩老よりも遂
に仰渡されける、折しも島原にてハ上使松平信綱よりも
薩摩の使者三原重庸を取分け懇意に遇待せられ、諸手へ
申渡されし御條書等も重庸をして弘めさせ、萬事諸手よ
り申出らる儀共も重庸必執次せられ、剩音信物までも上
使に進ぜらるものへ、重庸の陣屋に持来りて披露を頼む
に至れり、其上信綱の下知にて、重庸より出水地頭山田
民部少輔有榮に問越し、出水衆の中より山元左近等か如
き武功あるもの共十人を島原に徴しよせられ、をの／＼
豆州の印鑑を下し賜ひ、何かた大名の陣をも憚らず忍廻
り、弥以て薩の兵勢盛に成りゆけば、上使を始め薩軍来

られなバ必ず高名せられん、或は諸手よりも誰が言とも
なしに、城攻は何れ薩軍の来揃へる上ならんなど言觸
しけるをバ、諸侯皆／＼猜忌して薩兵の島原に陣するを
嫌に至れり、是にをひて流石信綱の才智なれハ、島原に
陣せし薩將島津下野守久元等に指揮して、薩兵の来る者
へ上津浦の番手に行しめ、久元及び三原重庸にも暇を出
され、是非／＼帰れとの御下知に成れり、斯りける處に、
二月十三日、世子へ程を急ぎて肥州口の津に馳着かせ
給ひ、薩隅日數萬の銳兵を有馬に徴し寄せられ、御先代
異国本朝までも武名を輝かされし彼の泗川の大捷に用給
へる一本杉の御馬驗をおし立させ、直に一方の攻口をも
御請取ありて御陣營をすへられんとの尊慮にて、御家老
伊勢兵部少輔貞昌を口の津より御先に遣され、貞昌有馬
へ駈つけ、島津久元と信綱の營を訪ひ、世子の願ひを
述て是非在陣まし／＼、攻口をも受取らせ給はんとの旨
趣をバ、理を究め辞を盡し訴へけれども、折から 慈眼
公の御病氣は正月二十一日の御吐血ありしより、千に一
つも御快氣ハあらしとの御左右も聞得て、終二月廿三日

には實を易給ふ程の御大切、その上御老中の御奉書にも、公の御所勞につきて、世子も御暇遣さるとの赴相見得、^(トク)在陣の諸手よりハ薩軍の多く陣するを忌嫌ひ、且既に諸侯の高頭に割つけられ、それ〳〵攻口は間賦を以て引渡されし上は、故なく他の手へ割與ふる事は誰有て肯ふ大名もなく、佐賀侯鍋島信濃守勝重の攻口をば、其手の御目附なる榊原飛彈守職直より少し攻口を假りて、家来共へ仕寄を付習ハせんとの内談をさへ勝重合点せず、若し職直へ攻口少しにても割て假されなば、それに應ぜし程の佐賀領は必ず後日、公儀より削らるべき御大法となん見へける程の事なれば、信綱再三肯ハれず、翌十四日の朝、世子の御船有馬へ着き、即刻信綱の營を訪給ひ、御直にも猶また請給へども、賢父の御病氣もおもらせ給ふよし、必早く御帰国あるべし、假令在陣し給ふとも君侯へ渡すべき攻口一間もなしと、強て帰国を勸られければ、世子も為方なく、且は至孝の御患ひも最切なりしかば、即御暇にて御出船まし〳〵、夜を日に御急ぎ、十六日の夜鹿兒島へ御着城ありて、やう〳〵一七日程も親しく御

薬を管め給ひ、廿三日にハ、公もかくれ給ひき、斯りければ島原に大将たりし島津下野守久元も、上津浦に將たりし喜入攝津守忠政も、世子の御供して馳下られけり、その後は上津浦へは島津豊後守久賀・北郷佐渡守久加・入来院石見守重國等を將として、府下及び外城の兵衆千八百八拾二人、雜兵合せて二千八百十八人鎮成し居れり、島原へは山田民部少輔有榮・新納加賀守忠清を將として、市來八左衛門宗友・伊地知左右衛門重政・村尾源左衛門重候・仁禮左近將監景頼等、をの〳〵其地頭所の衆中を將ひ、其外鹿兒府・諸外城の土衆に至り千五百五十八人、雜兵合せて貳千五百廿七人在陣して、劔を砥き箭を矯めて、壯士みな勇躍て攻城の御觸を今や〳〵と待居れり、

318の2

二札萃

合人数貳千九百廿七人

外城

従米津被召帰衆

人躰千六百四十三人

内

夫丸千貳百七十八人

合人数 式千七百八十八百十八人 七八十 八十 九十 十十 十一十 十二十 十三十 十四十 十五十 十六十 十七十 十八十 十九十 二十十 二十一十 二十二十 二十三十 二十四十 二十五十 二十六十 二十七十 二十八十 二十九十 三十十 三十一十 三十二十 三十三十 三十四十 三十五十 三十六十 三十七十 三十八十 三十九十 四十十 四十一十 四十二十 四十三十 四十四十 四十五十 四十六十 四十七十 四十八十 四十九十 五十十 五十一十 五十二十 五十三十 五十四十 五十五十 五十六十 五十七十 五十八十 五十九十 六十十 六十一十 六十二十 六十三十 六十四十 六十五十 六十六十 六十七十 六十八十 六十九十 七十十 七十一十 七十二十 七十三十 七十四十 七十五十 七十六十 七十七十 七十八十 七十九十 八十十 八十一十 八十二十 八十三十 八十四十 八十五十 八十六十 八十七十 八十八十 八十九十 九十十 九十一十 九十二十 九十三十 九十四十 九十五十 九十六十 九十七十 九十八十 九十九十 一百十

外城 上津浦衆

319の1 急度申候、伊作衆中村名字之衆、其元 御番之由

人 躰千八百六十六人 八十人

伊作 百次 川内 高城

候、御葬禮之役者ニ入事之由御沙汰候而、早々罷帰候様ニ可被仰付候、来ル十日之御日執ニて候、其前かと罷帰

内 夫丸九百五十七人 七十人

阿多 恒吉 六人 水引

候様可被仰渡候、恐々謹言、

松山 大村 始良 曾木 指宿 高江

川邊 田布施 串木野 川内 山田 大始良 田代

二月廿六日 (三原) 重庸 (伊勢) 貞昌 (川上) 久國 (島津) 久元

隈城 穎娃 本城 湯尾 馬越 帖佐

羽月 山野 清敷 郡山 霧田 加世田

北郷 (久加) 佐渡守殿 (重高) 渋谷石見守殿 御宿所

市来 中郷 廿七人

外城 有馬江詰衆

尚々、猪俣為右衛門尉殿爰元御支配之首尾被存候ニ

合人数 式千五百六十人 廿七人

須木 加久藤 出水

付、御用 可有御戻候、以上、

内人 躰千五百五十八人

志布志 高山 伊集院

一書申候、仍肥後十右衛門尉殿・米助右衛門尉殿、爰元

夫丸 倅者九百六十九人

大 鹿 吉田

御進物藏改之 被仕候、今少之儀候間首尾仕度由、改衆

谷山 阿久根 高尾野 上津浦有馬分 大口 鹿 吉田

合人衆 三千百五拾六人 かこしま衆

被申候間、御帰可被 、將又三原五郎兵衛尉殿・親父

内人 躰二百五十人

御道具衆 四十九人

次郎左衛門尉殿、庄内當所をかけ辛勞被仕、題目倅者共

倅者 夫丸二千八百五十七人 本ま

差合申候条、被罷帰可被下之 被申候条、早々可有御戻

319の2

196

候、恐々、

二月廿六日

(三原) 重庸

(川上) 久國

(伊勢) 貞昌

(島津) 久元

洪谷石見守殿

北郷佐渡守殿

319の3

右、評定所案文帳正月六日より二月廿六日迄之一大冊、

嶋原乱之時分より其儘御家老座格護ニ而被召置、延享三

寅十二月六日町田仲右衛門江、元禄九年 御城回祿之燒

残ニ而、中納言様御病中之儀共相記有之、御記録所見

合等ニ相成ニ者無之哉、遂吟味可申出旨を以被相渡、外

ニ類冊茂無之物故、裏打格護仕置候ハ、後年見合可相成

趣、即日右平太殿へ被申出、明和元申九月、四冊ニ取分、

裱紙相濟、草案燼餘と改号相成候て根帳被消除候よし、

二十七日辛酉

320 元寛年月日記卷第十三

寛永十五年戊寅

二月廿七日有城責、尋其故鍋島信茂責口ニハ城兵拵出城、

常令打鉄炮、鍋島自築山大石火箭無間打掛、城兵痛之出

丸之往来不叶、勝茂之兵共近付寄窺見之往来不叶、去ハ

乘取此出丸付仕寄打掛鉄炮、城兵堪兼可有討出欵、隨其

變化可乘取、于城用意セヨト下知ス、仍之犇々シテ支度

ス、二月廿七日之午刻ニ鍋島之軍兵出丸近ク付仕寄、自

然一揆打出欵ト、鎧武者三百餘騎隱置、竹束裏段々付仕

寄諸手陳々怪之、鍋島攻城欵、但法令難背如何評處、又

云、鍋島陳所ハ出丸餘程近、為用心付仕寄有沙汰、徒ニ

見物ス、城中ニハ數千人集飛矢炮木石事自雨繁シ、鍋島

老臣諫早豊前下知味方鉄炮稠討之、一揆飢食ニハ被打立

為引色處ニ、鍋島手ノ御目付榊原飛彈守之嫡子左衛門佐

十七歳不見繕前後、家人藤田傳右衛門・寺田長兵衛、浪

人ニ藤原七兵衛以下七八人并ニ弓之射手相從、少々押寄

三丸散々ニ射之、一揆等更ニ不得進、左衛門佐拳氣乘三

丸塀、大音揚テ榊原左衛門職信生年十七歳原之城一番乘

ト名乗、以弓射散々ニ、父飛彈守職充按武鑑寛永十酉五月、

奉行、同十五、遙見之、金御幣之指物ハ左衛門ト見ルゾ、職榑原飛彈守職直長崎御

御免トアリ、

信討スナ者トモト真前ニ駆入、鍋島見之、御目付父子既

ニ乗城續々、御目付討スナト紀伊守・甲斐守引卒大勢、

一度ニ咄ト乘入ハ、城兵頃日飢食、或陣屋ニ疲伏シ、或

ハ忍出海辺ニ拾求海藻食之、故ニ雖打鉄炮、軍兵立向可

力戦無様ヨロホイ出ル輩ヲ斬伏突取首云哀無計、榑原

カ手ノ浪人藤原七兵衛二ノ丸大手之陣屋へ一番ニ掛火焼

立、黒烟覆天、諸手之將卒見之、鍋嶋被出抜獨之高名ス

ル事口惜哉ト取物モ不取敢先セント急ケ共、俄事ナレハ

甲冑ヲ不着シテ徒肌之者多之、鍋島手之者二之丸責入、

城戸口ニ急雖欲責破、未力尽郷民共命ヲ不惜防戦シテ暫

移時、城兵放鉄炮如雨、故ニ寄手漂、于時細川越中守子

息肥後守卒數萬騎、吾責口三丸則時ニ責破一揆多討取、

進テ取掛瀆手ニ責入テ焼陣屋、二之丸・二之城戸堅一揆

トモ鍋島不被破ト鉄炮稠打立成必死防所ニ、不思寄自後

細川勢責入、依防戦不叶本丸ニ引入、細川勢不透本丸責

寄、堀際欲乗本丸、一揆等仕掛置シ大木・大石切テ落ス、

且鉄炮稠放之、堀際へ付者ニハ蓬茨ニ付火如山投掛ル、

寄手此火ニ焼爛、少シ漂處ヲ鎗長刀ヲ以テ防之、細川父

子有軍兵之後士卒之剛臆目前ニ見之、又細川手ニ有之公

儀之軍奉行馬場三郎左エ門扣二之丸見之、何モ無不晴、

細川之兵共為恩捨命、依義曝骸於此城下者不知數、死骸

之上ヲ乗越々々打共不用、突トモ不引争死、細川忠利向

息光尚云、日頃士卒ニ疎ナリシ事、今更後悔也、勇士ノ

行跡褒美スルニ有餘、汝向後可ト哀惠勇士ヲ殘庭訓、一

揆能防テ味方多被討、細川父子取白旆、今日不取此城可

期何之時、運ハ在天、有死生命責掛ヨト、嚙牙士卒一心

採立々々息ヲ不継責付レハ、一揆モ勢力良疲、其日之酉

下尅本丸東之瀆手乗取、半分振大柵待明、其外大江口ハ

黒田右衛門佐忠之責口ナレトモ、取分果敢々々數可付仕

寄無様窺時節、居処寄手見責、數萬之軍士無寐ニ責寄、

大江口・松山・天草一揆之奴原悉討取、城中乗入、其日

乗取本丸、雖責一揆防稠、味方多討、軍士大ニ疲タリ、

其上日既ニ暮タリ、陣取大江丸守・本丸支、鍋島勢并ニ

御目付榑原父子ハ初手ニ責破、三之丸於二之木戸苦戦、

尅移日既ニ暮ヌ、是モ本丸ヲハ不乗得、本丸ノ責寄出丸
 明夜、立花父子・松倉兄弟・寺澤・両有馬・両小笠原・
 水野、并ニ旗本大名ニハ松平伊豆守父子・戸田左門・板
 倉主水・石谷十藏・牧野傳藏・林丹波守、皆一同ニ責入
 尽粉骨、去トモ不落本丸、何レモ二之丸ニ陣ス、今夜黒
 田忠之家人等召集テ云、吾責口依難所仕寄等劣人世口惜
 ク思處ニ、剩今日鍋島被為先、今又本丸ヲモ為他人被責
 落ハ可口惜、明日ハ忠之先掛シ、為恩捨身命于原城、有
 志輩ハ可從吾ト云々、于時黒田美作ト云者進出テ、君ハ
 抑大樹捨命被仰、學上下ナレハ誰カ可惜命、年来之厚恩
 有明朝、智者ハ不惑、勇者ハ不恐、就中某ハ年老今逢此
 合戦、遂討死可謂冥加、願ハ賜旒冥途黄泉可致土産望之、
 忠之聞暫物モ不言涙ヲ流シ、汝カ志日頃ニ不違思、明日
 之先陣ハ美作父子ニ免之、可高名、則賜白旒、美作父子
 大ニ悦、押戴退出ス、又板倉主水重矩ハ對石谷十藏貞清
 云、父内膳去正月元日討死畢、吾雖為若年向城兵吊軍可
 仕、石谷云、尤也、可被任其意、但全身可被為士卒之下
 知十藏必守、其後約束シテ取陣所、

321

天草説書云、廿七日の朝、各戸田左門陣所へ寄合、日
 和よく候ハ、廿六日と有之所に、廿四日晚景より廿六
 日昼まで大雨頻にふり、車軸を流し申に付て、御觸に
 も不及候程の大雨故、城乗相延と申候、廿六日晚より
 天晴日和能成候ゆへ、伊豆守より觸下し、廿八日に城
 乗可申付候間、明廿七日早天に戸田左門陣所へ寄合可
 被申旨、諸大將衆へ申來候、

一廿七日期、各戸田左門陳所へ寄合、廿八日城乗の評定
 相極り、既ニ巳の刻に成、各退屈可有と有之所、濃茶
 出候て何茂吞被申候処に、左門本陣井樓番の者けハし
 き聲にて、鍋嶋手より堀を乗申由呼り申候、伊豆守聞
 れ、左様ニ而ハ有間敷候、咎られ候、弥乗り候由申候
 故、伊豆守輕き大將にて、井樓へ走り上り見られ候へ
 ハ、早火の手をあげ乗込候ゆへ、諸將へ伊豆守被申候
 ハ、鍋嶋手より不慮に乗込候上ハ此ついでに乗取可申
 候、先陣後陣と申事有間敷と被申、諸大將本より好む
 所なれハ一同に領掌し、面々ノ馬引寄々ノ打乗て陣
 所へ馳歸りぬ、鍋嶋信州ハ扱々ノそこつ成事を仕

出し笑止に存る由申置れ、直ニ出丸に詰掛、士卒に向ひ、迎もの卒忽に乗崩せと下知らせる、諸大將衆素肌にて懸付られ、諸手の者共人数を柵際まで出し、大將の婦りを待居申候、

一一揆の者共十月より春に越へ、兵糧・玉藥乏しく、諸卒勞し難儀に及びぬ、一揆共打寄り相談するへ、寄手の陣にハ粮澤山にて日く振廻、濃茶など種く活計尽すの由を聞て、いざ夜に紛れ打て出、手に當る食物を奪取、敵陣を焼立、油断して具足を抜きうたゝねする侍達に肝つふさせ、或ハ味方討をさせ、関東江戸京童の口すさみに言せはやとて、二月廿七日夜鍋嶋陣へ突て出る評定す、其手組ハ先手三千餘人二手にする、青き装束大將有江監物、二の手に式千五百人、もへき(装)裝束日野口の雅策之頭、右之二手鍋嶋手へ出て、先手三千の内式百人、白布旗をあまた持せ出し、爰かしこに立置候に相定、是ハ野も山も敵と思ハせ可申謀也、相詞ハ鼠狹猫と答ふ、相印ハ右の肩を片はたぬかせて、あら繩にて鉢巻之向にくるすを立て、式千人袖なし装

束、大將堂崎對馬、嶋原邊より濱辺岸に添て出つ、細川陣へ丸く成て突掛る定也、此外百人水練の達者をつくり、海にをよかせ、磯に上りて後の上に隠れ居、夜討の印を拵ケ、寄手の陣屋へ走り入て、これも火を掛よと相定む、黒田寄口へハ大將四郎天草まで出る、扱引取ハ鍋嶋陣へ掛る者ハ細川陣の嶋原口より可引入、細川陣へ出たる者ハ有江口へ可被引取、但後口などに居候者ハ大鼓の鳴る所へ来れと、悉く能云含、真言寺の大鼓を取出し、丸の北の方日野口に置て、能時分大鼓可打也と相定、城内ハいかにも靜に居て、若城中に忍ひを入て陣小屋に火を付る事や有と、用心そこくの手當残る所なく手配を定め、日和能ハ今宵丑寅の半に突て出ると支度す、依之城内の者共、妻子の暇乞休足するも有、又海手へ海草取に忍ぶも有り、此故城中油断して有之、此術ハ水野日州生捕の者に尋られ知れ申候、然處鍋嶋仕寄の者共塀の手近キゆへ、城中に一圓物音無之を不審におもひ、出丸の塀の上より差覗キ内を見れハ敵なし、鍋嶋安藝竹束際へ来り、先の様子

を見て、口よりあわふくを出し城を見入たる躰、常く／＼の振りニて無之ニ付、城乗たるへきと心得、安藝手下く／＼も堀の手へ乗込候、田坂与左衛門・牢人田代郷右衛門・鳶巢三郎兵衛・大木兵部・石井など云者一二を争ひ、早々乗込、出丸の内へ込入見候へ、土を上け其窪ミく／＼に小屋を掛け、土手の間道也、右の者共細道をつたひ先へ行候得者、最中小屋く／＼より敵大勢出、鎗にて突合ひ、鎗下にて何茂首を取、大木兵蔵其日仕寄番に當り、先手に居、金の半月の指物に鳥毛の出しに金のひる巻をして、いかにも目に立差物ゆへ、諸人これを見て驚る、此外若き者とも掛付く我先にと乗入、直に二の丸へ同勢押込、凱を上げをめきさけんで乗破る、敵も俄にて周章防戦す、鍋嶋手檢使榊原飛州へ仕寄竹束を付習ひ候とて先手に有り、堀の内一番に小屋に火を付候、飛驒守子左衛門十七歳、早々二の丸へ乗込、折節悪敷西風にて敵方へ吹付候故、煙の下へ鍋嶋の者共突掛り、二の丸爰かしこにて戦ひ、思く／＼高名手柄仕候、扱飛彈守へ前に鍋嶋へ断被申へ、

拙者か者共仕寄付ならわせ申度候、御請取口之内五三間程仕寄場分け借し給候様に達而被申候得共、信州古人ゆへ、仕寄場引分進候事へ一尺も不成候、公儀より知行高に割付御渡し候へ、決而不能成候、然れ共近年かほと義も無之候得者、若き者共仕寄ならせ度由御尤に候、某仕寄番の者共に差添られ、代りく／＼仕寄場へ差出され、竹束仕様をも見習はせ候様に可被成と宣ふ所、飛州悦ひ五三人宛家来出し申候、落去の時、鍋嶋先手にて手に合申候、然るに仕寄場五三間榊原へかし被申候へ、閉門の時高に割付知行召上られ候筈に相究候所に、信州老功ゆへ別条なく候、江戸にて鍋島御詮義の時も榊原申上候へ、鍋嶋不調法計にて無之候、私者共仕寄付習ひ候とて参り居、城内小屋に火を掛候処、折節風有之焼立候故、最早無是非鍋嶋者共も俄に乗込申候由、飛驒守申上候、然共兩人共に閉門被仰付候、閉門御免の後、鍋嶋殿出られ候へ、江戸童へこそり見て、此度嶋原表にて一番乗の卒忽もの通られ候とて、男女共坏敷見候由也、鍋嶋も御愈鑿候時、

御檢使の手より乗られ候ゆへ、若檢使あやまち有てハ
と存し、家来共乗込申由被申候、榊原も如何にも其通
にて候、世倅若輩者にて十方なく一番に乘込申ニ付、
倅を討せてハと存、是非なく乗込申候由申候、

一廿七日、鍋嶋の手より乗り申に付、皆く鞭を打て馳
寄り、黒田右衛門佐剛強なる大将にて、先年家来栗山
大膳と申家老公儀へ訴訟仕、既ニ右衛門佐對決に及ぶ
時も、江戸大猷院様御直に公事の是非可被聞召と有之
処ニ、右衛門佐申上らるゝハ、公事の是非ハ如何ニも
御座候へ、主と家来の對決前代未聞にて、其上私儀松
平御名字被下候へハ、御當家に對し冥加恐れ多奉存候、
只切腹被仰付候様にと無ニ被申候、尤との上意にて、
右衛門佐ハ御直ニ聞せられ、栗山ハ御老中を以達上聞、
既ニ右衛門佐申勝程の人なれハ、天草丸へ乗掛采拜を
取、徒肌にて懸る、黒田美作を睡鷗と云しか、家老ゆ
へ諫て曰、敵是程鉄炮稠敷候に具足しても成かたく候、
ケ様之時大将などの具足を不召候へハ、何とやらんう
ろたへ、武者とて昔の弓取武士の嗜候上にハ、殊之外

笑ひ申に、武辺達人の上にも有之と承及候、然る上ハ
鎧召れ御尤と申故、睡鷗諫に従ひ、右衛門佐素肌の上
に具足を着し、甲を着てハ四方見へ兼申とて、かちん
の手巾を以て弁慶包と云物に鉢巻し、掛れくと下知
せらる、天草丸へすぐり立たる働者五千計、大将木戸
但馬下知して防之、右衛門佐手少ししらミ掛り兼候所
に、右衛門佐自身鎧取てすミ出下知せられ、各数代
の者用に立事此時也、何とて手負・死人をも踏付乗り
不申候哉、我等一代の不足をかゝせ候事不及是非とて、
既ニ持鎧の石突を大地に突立、八幡大菩薩も照覽あれ、
一足も引間敷と被申、鉄炮繁き所ニ堪へ給ふ、兩三度
に及び采幣を取、諸卒を勇められ候へ共、終に乗事を
得ず、然所に睡鷗功者ゆへ、床机に腰を掛、敵味方の
様子を見合居申候、右衛門佐被申候ハ、美作事我か祖
父以来聞及ひたる程もなく、何とて一方に下知不仕候
哉、老耄仕、腰抜たる欬と怒り給ふ、睡鷗申候ハ、い
また見計ひ居申候、能キ時分自是御左右可申上、其節
御下知有之御乗らせ候へと、少しも騒かす申ニ付、右

衛門佐一入せき手討にもと被存候處に、市正間へ入候

て、先ッ睡鷗申処も御聞届候様に諫め被申候、暫く有之、睡鷗父子采幣を取て、最早時分へ能そとて諸卒を

勇め、則時ニ天草丸を乗崩しけり、誠に兩三度迄右衛門佐下知有之とも乗入事不成候処に、睡鷗只一度采幣

を取味方を進め候得者、即時ニ乗込候付、右衛門佐先非を悔て睡鷗を信仰に候、黒田ハ式百拾三人枕を并へ

て討死す、其外手負千余人、其餘ハ天草丸を乗取る云々、已下廿八日の下に抄載す

一廿七日、細川手にも三の丸曲輪即時に乗崩し、海手の方へ相添候て二の丸に切入、蓮池の左右石垣もひた

く〱と攻寄、城内より弓・鉄炮・なた・長刀を以てたゞき落し、種々に防といへ共、細川勢事共せず、詰の丸

へ一番に乗込し者共ハ増田弥一左衛門・山田新九郎・河喜多九太夫・長谷川仁左衛門ハ能ク鉄炮を打する、

歴〱續て乗込む、此時手負・死人百人、酉の刻詰の丸東の端を乗破る、城内に九星の旗を押立、漸日暮に

敵前に柵木をよく〱詰掛ケ、夜を明し云々、已下廿八日の下

に抄載す、

322 「藤掛集書」

二月廿七日原之城落去之事

一各諸大將衆、二月廿七日の朝戸田左門氏鐵陣所へ被召

寄、左候て廿八日城乗の評定相究り、既ニ其日も已の刻下り罷成、各退出可有躰に候處ニ、濃茶出候て何れ

も参候、然處に左門陣所ニ有之物見の栖棲番の者、けわしき聲にて鍋嶋御手より城を乗申由よばハリ申候、

伊豆守聞付られ、左様にてハ有之間敷候、如何見申候哉と咎目候、弥乗申の由申候へハ、伊豆守軽き大將に

て、栖棲へ走上り被見候得ハ、最早火の手を拵乗込申に付、各諸大將へ伊豆守被申ハ、鍋嶋手より不慮に乗

込候故、此競に乗取可申候、先陣後陣ハ有之間敷候、各其心得候へと被申、本より諸大將衆好む所にて候得

者一同に相心得候由、被寄面〱馬を引寄打乗〱我陳所へ鞭を打て馳帰り給ふ、鍋嶋信州ハ扱〱私共卒

忽成事を仕出し笑止ニ存候由被申候、直ニ出丸へ詰懸、

士卒に向て云、逆もの事に卒忽に乘崩し申せと下知せらるゝ、各諸大將衆徒膚にて被懸付候、諸手共に柵際迄人数を出し、大將の御戻りを相待居申候、水野日向守ハ評談出合不被申、陣屋ニ居給ふが、鍋嶋城乗の由被聞付、五千ニ及人数を打出し、鍋嶋仕寄場迄詰懸、丸くまりて息美作守被帰を可相待旨下知也、作州の馬ハ白河月毛と云て従公方拜領逸物故、ひた一山に乗付、無程陳屋に被馳着、作州馬印見ゆると均惣侍共押懸らんとする處に、武者奉行河村新八・家老上田玄蕃に作州誓言にて被申渡ハ、無下地に一人も懸り候ハ、打捨に可仕由被差留、馬上にて具足を着し上帯をしめ、其儘にさあ掛り候へと再拜を振り下知也、鍋嶋手の惣人数を押合、塀の手を乗越候、作州の馬逸物と乍申、足場悪敷候故、頓而馬より下り、自身鎧を杖に付塀を乗越、端武者同前の持にて、本城を目にかけ、諸卒を諫めて懸れ進めと下知也、息伊織十四歳、父を先に立自然討死させ候てハ生て甲斐有ましとて、不劣進ミ給ふ、祖父日州跡より御覽有之、傍に有之相撲の者・又歩行

の者共追／＼に遣し、兼日ニ思召こたく本城の儀無二に可乘崩旨、作州父子へ急ぎ被告、扱鍋嶋者共ハ、出丸・二の丸にて大勢手負・死人有之に付、取紛罷在候、其中を作州押通り、面も不振本丸へ乘懸給ふ、敵ハ出丸を鍋島に被出抜被乗候ゆへ、一入本丸を肝要に防ぎ戦候、未二三の曲輪より本丸へ敵引取不申候内に美作守被仕懸候ニ付、本丸の大手口にて働有之て高名するも有り、或ハ鎧をする者も有之、或ハ討死するも、深手負、我主なりとて引懸退も有之、指向敵より、結句本丸の石垣の上より鉄炮を以て、拾間拾五間の内外にて、常／＼鹿鳥などを馴たる一揆共、寄手を打に一ツとして虚矢ハなし、去に付本丸石垣上下にて水野衆真先懸て討死の者、浅沼舎人・伊吹助市・渡部十左エ門・酒井右馬之助・堀仲太夫・渡辺平八・今井定右衛門・深栖太郎兵衛・金方五郎太夫・宮森七右エ門・片岡三右衛門・杉野又六・皆川六太夫・廣田與三左エ門・小澤李之助・廣田市兵衛、此者共歴々枕を並へて討死する、其外足輕・又者共に百餘人、退時に討死する也、

不知其數、先手被打立少猶豫申候、本丸石垣も高サ四間五間、或ハ七八間有之所も候ヘハ、乘兼罷上候処ニ、作州父子自身懸来り、各此本丸乗取不申候ハ、中ノ生テ甲斐有間敷そ、懸れ進めと再拜を取て下知也、旗奉行神谷左之允、拾流れの旗の内、漸一本為持来旗に手をかけ、本丸に入らんとかせし作州の馬印金のたばねのしを、近藤七兵衛・小野田庄太夫と云者自身かづき、日頃鷹野鹿狩山川達者もの共本丸の石垣を乗上て、松の丸と云に一番に馬駿を押立る、繼て左之丞旗をも入、作州伊織父子も自身石垣を乗上て凱を上させ給ふ、寄手の諸人見之て目を不驚と云者なし、祖父日向守二の丸迄詰かけ、作州父子本丸へ乗込給ふを被見、今生の本望不過之、美作儀ハ大坂にて五月六日・七日の手に合に高名をも仕る、伊織事ハ未た年も拾四歳也、初陳へ自身本丸へ乗込候事ハ水野家代々武備續候事、長生しての満足此上なしと喜悅不大形候、家来の者共思ノ働、高名不可勝計、中にも名譽の働仕候ハ美作守兒小姓に三好次郎九郎ト云者也、其働ハ前藤より原の城

一番乗り水野美作守内三好次郎九郎と、己か家名を紙札に書付、具足のたとふ紙に入所持す、扱城乗の時、諸手に勝れ持見事也、諸人見て何某と云人か御持見事也ト名字を尋る、其時件の書付を取出し、諸人に是を渡し、是か我假名也、後日の證據に被成候へと、諸家の人ノ請取て帰り、生残る者共後日に右の書付を持来て、次郎九郎か持譽るもの數人なり、依之日向守作州次郎九郎か才智を譽給ふ、若輩として此城を一番乗と志す事、誠に英雄の武士トハ是等を可申と、忝も日向守殿彼次郎九郎か前髪を押撫御感也、又美作守小姓に坂田小膳と云十四歳の若者アリ、日向守との掟に、十五歳より内は島原へ召列中間敷由にて、留主に被残置、右の小膳忍ノ跡より来り、陣屋に隠れ居て、城乗の時駆付、敵城於二の丸美作守殿へ直に申す、拙者儀若輩成迎此度被残置無念に奉存候、御跡を慕ひ參候御掟を背申上るハ、敵城の内にて御手討被成候ハ、今生の本望不可過之候、願ハ御助け、御旗本ニて討死仕御目に懸申度候由、御鎧の草摺に取付申上る、此小膳

百人にも勝れたる器量と云、其上武者振尋常に候へ、皆人は是を痛る、大將も甲斐く敷思召候や、今日の於城乗へ背軍法不苦候、掟差免候間御傍へ御供仕参候へと念頃に宣ひて、小膳申へ、然は敵の首一ツ取来り、御請可申上逆、敵陣に向て懸出る、大勢の中駈入事候得者、討死仕るへ眼前に候、彼者討すな逆大戸九右エ門・横山半助と云歩侍兩人追懸させ、差留惜ミ給ふ、小膳も不及力、御傍に供して本丸へ乗入、誠に若輩の心懸能フリ見事也トテ、各譽被申候ト云々、附本丸へ大將分ノ内にて自身乗込玉ふハ水野美作守父子・有馬左衛門佐の嫡子藏人計也、然處に美作守と藏人大きなる争有、子細ハ本丸一番乗ノ詮議なり、作州ハ鍋島後陣ノ故、鍋島一番に乘崩し候出丸より乗入る、二の曲輪より本丸の大手口に責懸り、堀の左右を打入給ふ、藏人は寺澤兵庫頭後陣故、寺澤先手ヲ駈抜け、侍一人に鎗を持せ主従二人にて天草丸の方へ打寄せ、本丸の内松の丸へ摸合に五六間計有之石垣を、今一足にて石垣の上に乗上り給ふ時、諸勢に向て被名乗、今日の城

乗に本丸へ大將の分にて一番乗有馬藏人也、心有侍へ見てをけと高声に被名乗、然處に水野美作守内鈴木半之丞と云者、石垣の上に討取首を脇に置、息を續十文字の鎗を持居る、走懸て藏人殿を石垣より上げすして押て云、只今御出有て一番乗と申させ間敷候、本丸は水野美作守一番乗仕、旗馬印をも悉く家来の者とも手を碎き乘取罷在候上へ、二番乗と有之儀にて候ハ、石垣より上ケ可申由、堅固の覺悟にて申候、藏人殿御返事いなやと候へハ、即時に石垣より突落す覚悟、無其隠候、然トモ藏人被申へ、作州に續き候て此藏人にて有之ぞと宣ひ、そこにてハ右の半之丞謹て、如被成御意、美作に續候てハ諸大將の内誰にても無御出候、無紛二番にて被成御座候の由、御詞を結び、藏人殿御手を取て石垣の上へ引上る、藏人剛強の者にて、行懸に詰の丸喰違の所迄詰懸、作州は何れに被居候やと尋給ふ、美作守自身は腰曲輪の上に罷在候、旗馬印は是に有と旗奉行神谷空之丞・馬印奉行近藤七兵衛兩人答之、そこにて藏人被存ハ、扱ハ馬印と旗は無紛我より先に

本丸へ入候へ共、作州自身被參候事ハ我より跡なりと心得て、大將分にて自身本丸へ乗入事は我一番也と以後迄宣之、藏人先手へ出張之由申來に付て、作州より則今枝甚左衛門と云使番を差遣し、只今御出候由、手前儀ハ御後のクルス在所に罷在候、其許にハ旗馬印を入置申候故、足輕共に鉄炮打せ敵を押させ置申候、夜入敵突て出る事可有之候、手前一所に御荅候て御座候と申合下知可仕之由被申遣、藏人返事に、扱ハ我より跡に御乗り候て御座候や、拙者儀ハ少にても敵近き所かすぎにて御座候間、夫へ不參候、夜に入敵突て出る事も可有之との御氣遣有間敷候由、いかにもすねたる返事なり、使今枝甚左エ門大坂にても手に逢候て、常の者にて無之故有の儘に申す、美作守具に被聞届不苦、其假置候へ、多分暮に及候ハ、詰の丸より敵突て出る事も可有之、其時崩來るハ必定なり、若藏人足輕に打交り被突立候ハ、藏人共に込て討てと下知せらるゝ、作州床机の前をくつろけ、手廻りの侍纒三十騎計鎧ふすまを作りて、敵今や出ると待懸給ふ、殊渡部全太夫

と云出頭人、預りの持筒十挺計持せ來る前を堅めて、藏人は鉄の楯を取寄、我前に立させ、自身鎧を持って夜の明る方まで手強く防かるゝに付、敵突て出る事も無之候、然處に伊豆守為下知先手鍋島へ被相渡、後陣の衆何れも引退候様にと、再三軍使有之に付、美作守父子は鍋島陣の後へ被引取、藏人父の左衛門佐と云強將跡より來て、伊豆守下知も不聞入折檻し給ふといへ共、頻に伊豆守下知有に付、寺沢後陣に引取、是ハ伊豆守心持有之ての下知かと申候、其外諸大將衆何れも二の丸・三の曲輪に詰懸、座備にて御座候事、

二月廿七日鍋島衆原の城一番乗の事

一既に鳥原の一揆去ル十月より年をこし、兵粮尽玉藥も闕乏、諸卒勞れ不及是非、依之一揆等打寄談合するハ、寄手の陣にハ兵粮沢山にて日〳〵振舞有之、濃茶杯ト云活計尽の由を聞、不知夜に紛打出、手に當る食物をも奪ひ取、敵敗軍を焼立、油斷して具足をぬき大臥りする侍達に荒肝つぶさせ、或は味方討させ、関東江戸京童の口すさみにも云せばや迎、二月廿七日の夜鍋島

陣へ突て出る評議をする、其手組ハ先手三千人二手にする、青き着物大將有江監物、三の手に貳千五百人、白着物大將日野江雅樂頭、右の両手鍋島陣へ無二に切て出る備なり、鍋島手へ出る先手三千の内貳百人、陣屋へに馳入火をかけ、或ハ馬を切て放せと役人を定め、白き布旗を餘多持せ出して爰かしこに立置候得と相定る、是は野も山も敵と思わする謀事也、相言葉鼠狹猫と答、相印にハ右の肩をたわたぬぎ、又荒繩にて一様に鉢巻し、向頭にクルスを立へし、一千人の差物袖なし、大將堂崎對馬島原口より濱辺岸に添て出、細川陳へ丸く成て突懸る備也、此外百人水練の達者をすくつて海におよがせ、磯に上て後の山に隠れ居る、夜討凱を上て寄手の陣屋に走入て是も火をかけよと相定、黒田寄口へハ大將四郎天草丸まで出る備也、扱引取口へ鍋島陣へ出る者ハ細川陣の島原口より引入へし、細川陣へ突出る者は有江口へ可引取、但後るゝ者有之ハ太鼓のなる所へ来れと、悉好言合、有江眞宗寺に為有之大鼓を出丸の北の方日野江口に置て能時分太鼓可打

と定、城内はいかにも靜に居て敵もなし、城中に忍ひを入陣小屋に火を付事も有之やと、用心そこへ手當無残所手配を、日和は能そ、今宵丑寅の刻半突て出んと支度す、依之城内の者共妻子の暇乞に休息するも有、又海手の海草を取可食と濱辺に忍も有、此故城中持口油断有之、此行ハ水野日向守生捕の者に尋られ知申候、然處に鍋島仕寄の者共塀の手近く故、城内に一圓物音無之を不審に思ひ、出丸の塀の上に差除き内を見候へハ敵無之、鍋島内同名安藝守竹束の際へ来り、先の様子を見て、口よりあわぶくを出し、敵城を見たる躰、常のふりにて無之に付城乗らるゝと心得、安藝守手の下へくの者共何れも塀の手へ乗込る、田坂兵左エ門・牢人田代郷右衛門・鳥巢三郎兵衛・大木兵部・石井杯云者、一二を争ひ早く乗入、出丸の内へ馳入見候得は、土をあげ、窪ミへに小屋をかけ、土手の間道也、右の者共細道を傳ひ先へ行候へハ、穴の中小屋へより敵大勢出、鏝にて突合せ、鏝下にて何れも首を取る、大木兵部ハ其日仕寄番ニ當り先手に罷在、金

のくり月の指物に鳥毛のだし、但竿を金のひる巻にし
て、いかにも目に立指物故、諸人は是を見て譽る、此外
若き者トモ駈付く我先にと乗入、直様二の丸へ同勢
押込て、凱を舉おめきさけんと乗破る、敵も俄の事に
て周章て防戦処に、榊原飛彈守鍋島手為檢使被差添、
飛彈守者共仕寄竹束付習ひ候とて先手に罷在、塀の内
へ入、小屋に火をかけ申事ハ飛彈守者と相聞得候、尤
飛彈守息左エ門佐^{其年十}早く二の丸へ乗込れ、折節西
風にて敵の方へ吹付候故、焼る煙の下へ鍋島一手の者
トモ突懸、二の丸爰かしこにて戦有之、鍋島手の者共
思ひくの高名にて手柄仕候、本より二の丸にて手負・
死人其數を不知事、帰陣の上於江戸鍋島御軍法背候と
の御詮議の時、榊原申上らるゝハ、鍋島無調法計にて
無之候、私者共仕寄付習ひ候とて参居合、城内の小屋
に火をかくる折節、風有て焼立候得者、最早無是非、
鍋島者共思ひよらず俄に乗込申候、此段飛彈守を為御
檢使被附置候得は、無紛存之由被申上候へとも、内證
之儀ハ如何にもあれ、鍋島下知を背一番乗仕候事、近

頃楚忽なる仕様曲事に被思召との上意にて、漸く三十
日計閉門鍋島も榊原も被仰付候、然共頓て頓て御赦免
有て被召出候、鍋島信濃守登城云、今度九州にて私者
共不申付候に楚忽に一番乗仕、背御軍法候に付閉門被
仰付、御尤至極奉存候、然共御慈悲を以早速被召出、
難有仕合御座候、御禮申上、夫より天下の御老中并諸
大名衆御旗本の知音中へも、不残信濃守打廻て、今度
九州にて楚忽を仕閉門被仰付候処、早速被召出冥加に
叶ひ、忝之旨申達方々被仕候を見て、今度九州の一揆
を退治被仕候一番乗の楚忽もの通被申候とて、男女童
に至まで不珍鍋島を始めて見る様に申候、附り榊原飛
彈守より鍋島手の檢使に被差添候に付、最前飛彈守よ
り鍋島へ理り被申候ハ、拙者もの共仕寄付習せ申度候
間、御請取口の内五三間程仕寄場分ヶ被下候得と、重
疊理り被申候、御檢使の被申事に候得者少計ハ被進候
て可然の由、輕薄成若出頭共申候處に、流石信濃守古
人故被申候ハ、仕寄場を引分け候て進候事は壹尺にて
も不罷成候、子細者從 公義知行高に割付御渡候仕寄

場候得ハ非御等閑候、然トモ近年ケ様の儀も無之候得者、若き者共に仕寄仕習セ被成度由御尤に存候、左候ハ、拙者仕寄場の番の者共に被差添、替ノ仕寄場へ被差出、竹束の仕様をも見習ひ候様に被成候得と被申に付、飛彈守道理至極仕り過分之由被申候、日ノ仕寄番に五三人宛、飛彈守家来差加へ被出シ申候、去に付落去の時飛彈守鍋島先手にて手に逢申候、此時内證にて仕寄場五三間成共飛彈守へ鍋島被分候へハ、閉門の時間數石高に割付知行被差上管に相究候處に、信濃守分別能右之通に候、常ノ者にて候ハ、檢使飛彈守被申事に候間、少し抔者借し可被申候處に尤之由、皆人譽申候事、

黒田右衛門佐一手天草丸乗之事

一寛永十五年戊寅二月廿七日、鍋島手より出丸を俄に乗申に付、諸大將戸田左門陣所より我もノと我か陣に鞭を打て走帰る、右エ門佐本より強剛の大將にて、先頃栗山大膳と云家老天下へ訴詔仕、已に右衛門佐及對決候時も、江戸於御城大猷院様御直に公事の是非可被

聞召と有之處に、右衛門佐申て云、公事の一理ハ如何にも御座候へ、先主と内の者の對決前代未聞に候、其上私儀ハ松平の御名字を被下候へハ、對御當家冥加恐多奉存候、只切腹被仰付候様にと被申上候、上意に尤之由有之て、右衛門佐申分ハ忝も家光公御直に被聞召、家老栗山が申分ハ御老中を以達上聞候處に、右エ門佐栗山に申勝、會稽の恥辱をすゝかれ候、ケ程の人に候得者、天草丸へ乘懸再拜を取、徒膚にて懸り給ふ、黒田睡鷗と云美作家老諫て云、敵よりは程鉄炮きひしく打候に、具足を着たりとて成事にてハ無之候へ共、ケ様の時大將の具足を不召候得者、うろたへ武者とて昔より弓取武道を嗜の上にハ殊の外笑ひ申て候、能々武篇達人の上にて有之承及候、然上は御鎧を被召御尤の由申に付、睡鷗の諫め理に究り候へハ、右衛門佐すハだの上に具足を着し冑を着てハ、四方見へ兼氣毒なりとて、かちんの手巾を以弁慶包と云ものに鉢巻し、掛れ進めと諸卒を下知せらる、天草丸の敵すくり立て働者五千計、大將本戸但馬か下知黒田一手に向

て防之、右衛門佐先手少々しらみて掛り兼候處に、右衛門佐自身鎧を取、進ミ出下知申さるゝハ、各數代の者トモ右エ門佐御用に立事、此時に相究り候、何とて手負・死人をも蹈付乘不申候や、右エ門佐に一代の不足をかゝせ候事不及是非迎、己に持給ふ鎧の石突を以大地に突立、八幡大菩薩も照覽あれ、一足も引間敷由被申に、鉄炮繁く打所へ堪給ふ、及両三度再拜を取諸卒を被勇候得トモ、終に不乗得を、然處に黒田睡鷗功者故、假の床机に腰をかけ、敵味方の様子詠め居申候、右衛門佐御覽候て被申ハ、美作事、我祖父如水以来聞及たる程も無之候、何迎一廉下知不仕候や、老亡仕り腰抜たるかと怒り給ふ、睡鷗申候は、未見計ひ御座候間時分是より御左右可申候、其節御下知候て御乗せ候得と、少もさわかす申ニ付、右エ門佐一入せき被申、少々手討にも被成度被思召候へ共、無隠睡鷗事と云、其上ニ又舍弟黒田市正間へ入被申候、先睡鷗申所をも被聞召候様にと諫申さるゝ、漸く有て睡鷗父子再拜を取、最早時分好とて諸卒を勇め候得は、即時に天草丸

を乗崩候、誠に前廉及両三度右衛門佐下知候得共乗入不成候処ニ、睡鷗只一度再拜を取味方を進め候得者、即時に乗入候事、右エ門佐翻先非睡鷗を信仰被成候、黒田手にハ上下二百人枕を并へ討死す、其外手負千人餘り、其夜ハ天草丸を取巻ぎ、翌廿八日云々、二十八日の下に抄載す、

細川越中守一手働の事

一二月廿七日の巳ノ下刻、鍋島手より俄に出丸へ乗込申候に付、細川一手も三の曲輪即時に乗破り、海手の方に打添ひて二の丸へ切て入、蓮池の左右を詰め、城さして押懸る、詰の城の石垣にひたゝと攻寄る、城中より鉄炮・石礫或ハ筈に火を付、大材木を投掛、或ハあつき灰を箕に入来て振り掛、塀を乗者をハなた・長刀にて切、或ハ長身の鎗を以てたゞき落し、種々様々防ぎ戦といへとも、細川衆事共せず詰の丸へ眞先に懸けて、一番に乗込者共増田弥市右衛門、續て山田新九郎・河喜多九太夫等也、其外長谷川仁左エ門、好鉄炮を打する歴々續て乗入、此時手負・死人數百人に及び有之と云、去共廿七日晚景酉の刻、詰の丸東の

はてを乗崩し、城内に九曜の星の旗を押立、漸く日暮に敵前に柵木結せ懸る、夜を明し、翌廿八日早朝に四郎か居館へ打入、火をかけ、即時に焼立、剩へ大將天地四郎時貞が首を陣野佐左衛門討捕、然處に故、本丸の一番乗と江戸へ注進有之也、

323

薩軍の陣營は、城より田地を阻て、五六町許海手の方、天神か森ト云ヘル所に立居たり、御家老兼出水地頭山田民部少輔有榮^{入道}松岩・御使役兼大口地頭新納加賀守忠清兩人御談合衆にて將帥とし、御使役兼蒲生地頭市來八左衛門宗友・普請奉行兼加久藤地頭伊地知左右衛門重政・普請奉行兼須木地頭村尾源左衛門重候・普請方附衆木佐貫半右衛門□□・物奉行兼高尾野地頭仁禮左近將監景頼・船奉行是枝喜右衛門快温、其外鹿兒島の歴々市來五兵衛家昌・三原大藏介重朗・三原五郎兵衛重英・福崎新兵衛能□・平山七兵衛忠昭・有馬九郎左衛門純□・新納佐左衛門忠頼・友野七郎元□・藤井助四郎親□・大野監物久□・大重傳左衛門久永・平田彌左衛門宗宣・上原佐多

右衛門尚辰・木村平右衛門時重・寺師與左衛門□□・有馬弓右衛門純□・日高十兵衛正盛・田中五右衛門國質等を始として、諸外城よりは出水・大口・蒲生・加久藤・須木・高尾野・伊集院・串木野・志布志・高山・谷山・曾木・阿久根・鹿ノ吉田等の兵千五百五十餘人、雜兵合せて二千五百餘在陣しあへるに、二十七日の朝、諸大名何れも戸田左門氏鐵の營に會して、来る二十八日城攻の評定ども猶また致し居られし折柄、大かた巳の下刻にも成なん頃より、鍋島一手にて楚忽に出丸に攻入ぬれば、上使伊豆守信綱も是非に及ばず、其座に集居れる諸將に指揮せられるへ、斯く鍋島自由に乘込うへは、此機に乘らずんば叶べからず、今更何ぞ先陣後陣を沙汰せんや、各早々駈續き、即時に攻崩さるべしとの下知を幸とし、諸將皆々其馬に打乗く鞭を揚げ、をのが陣屋に駈入り、日々待設たる事なれども、豫しめそれと御觸も出ざる城攻なれば、具足よ槍よと俄に出立備を立る暇もなく、諸手一同に我劣らしと駈つけ、忽惣攻にぞ成にけり、斯る不時の城乘にて、拾數萬の大軍時の間に騒動しける

事なれば、薩衆の陣屋などへは何たる御下知も達せずと
なん、去れども御談合衆新納加賀守忠清の如きハ、去ぬ
る七日の御軍令にも、他方の軍は乱候とも、御下知なく
バ當手よりハ懸るましとの觸まで、それ／＼部下に戒め

おかる人さへも、臨機應變とハ斯る時ならしと駈出らる、
是畢竟彼の祖父武藏守忠元入道拙齋以來、武功雄略遍く
名を世に顯し、伯父刑部大輔忠堯も父彌太右衛門忠増も
戦闘に名を振ハざるハなければ、斯る戦場に行あへるも、
誠に拙齋等(マヤ)が英魂の冥護にて、吾も槍戦を勵んで永く家
声を墜ざらしめん為なるべしと、眞先に駈續かれしかバ、
況その下知を受る面／＼、誰かハ以て扣べき、皆一時に
勇進て先を争ふ、然ハあれど薩軍大かた鍋島勢の仕寄場
より詰込ミ、相詞をもて申斷、面／＼皆火花を散し、槍
を合せ、箭を放ち、何れも得道具を持って爰を専度と攻戦
ひ、其夜は皆／＼城内に夜を明せり、不意の城攻にて今
日は他に先を(越カ)せられつ、明朝こそハ一番乗をと齒かミし
て、其夜は寢られん人／＼多しとなん、伊地知重政が相
隨へし者ども皆／＼勇を奮て戦ひぬれば、御賦二度ツ、

の賄ばかりでハ、平日の陣屋すまひと事替り一段みな腹
も飢つらんと、陣屋に申越し飯など取よせて、それ／＼
力つかせけるとそ、

324 「重政付衆中小原織部佑萬取拂留帳」

米拂方但出入賄

二月廿七日
一白米五斛

右者、二月廿七日晚ニ城へめし調持遣候、

但御賦ノ忒度之外なり、

325 「市来宗友從兵松下源五左衛門書留」

一刁二月廿七日八時ニ城ニ火力、リ、諸軍セイ相續申候、

廿七日ニ二ノ丸責落シ、本丸廿八日ノ未明よりせメラ

レ候、然處ニ廿八日九ツ時ニ薩衆之鎗御座候、同廿九

日ニ迄之城ツメニ而候、左候而廿九日之晚ニ落城ニ而

候、

326 此時、薩軍多くは天草の上津浦に番し居る事、二十六日

に載るが如し、加世田士小川監物祐政ハ地頭喜入攝津守

忠政に屬き、加世田の賦方にて従軍し、忠政は去る十五日歸られ、人衆も三分一ハ掃されしかども、監物は猶此浦に在陣し、二十七日、有馬の城へ火の手のあがるを遙に觀望し、船止にて拔駟も叶ハす、翌々二十九日に、二十八日攻陥されたる事とも聞得けるとなん日記しおけり、左あれば上津浦に番せし人ハ、たま／＼行きあへるものならでハ獨も此戦に與らず、但し串木野・曾木などの衆手柄せしもあるハ、折よく行き合へる人なるべし、

327 「忠政従兵小川監物日記」

一廿七日七ツ時下り、有馬城へ火之手見得申候、落城候ハんかと皆々被申候、廿九日ニ落城之由委敷かうつらへ聞得候、敵之分ハ一人も不残由候、ミかたも過分ニそんし候、鍋嶋殿衆先ちんと申候、城之大將者有馬ノ四郎と申候肥後ノ百姓之子ニて候、若輩ニて候と聞得候、

328 「田代衆中島原立の覚」

一同二月廿七日、肥前守殿家中拾三人申出、有馬之城ニ忍入、火を掛て焼拂、城乗り被成候、悉敵を討取、其数不知候、翌日迄七日之日より、男女わらべ御助可被下由を申落来る者無限、忝人茂無残皆伐捨也云々、廿八日に抄載す、

329 「田布施施坂元安右衛門清長書留」

一田布施諸士□致同心、敷根筑前守御手へ相付陣中令勤仕早、然共諸所之衆ハ地頭ニ相付有馬ニ被詰居候故、高名被成候、其外鹿兒嶋衆・外城(兼税カ)天草内高津浦ニ張番被仰付候故、高名無之候、有馬之城落城之前後、船留稠敷候付様躰不被存候云々、廿八日にのす、

330 「塵業拾二」

一四本縫殿、嶋原ニて城之下瀆手之方干瀉有之候、其岩を楯ニ取毎日敵を駈候、数多之敵を打落す也、右之干瀉城より近く、矢道はけしき所ニて、人ことに通事難

成晴成場所ニて候、右之晴成場所ニて敵を被射候、依之縫殿者鉄炮之上手と名を呼れ候と也、右の働他國之人見候而、他國衆の中より耆人縫殿江被申候者、明日ハ御介抱を頼申之由被言候、縫殿被存候者、自分ニ者歟の柄を取漸く致渡世事也、然に何とて彼人の介抱成間敷と存候而、成間敷由返答被致候、翌日も又干瀉を通り敵を被認候ニ、彼人も右之場所へ鎗・鉄炮共振かたけ參候而、九年母を耆ッ懐中より出し、指小刀ニ而忒ッニ割り、一ツハ縫殿ニ喰ハせ、耆ッハ自分ニ□□ひ、頼而城乗いたし候て、彼人終ニ不被罷帰候、其時縫殿存當、扱も自分ニ介抱を頼むと言ひしハ、二タ目をつきくれよとの事なりしに、一世の後れを取り、心外之至哉与大きに悔ミ被申候也、

右ノ翌日も云く城乗と云に據れハ、二月廿七八日の事ニ似たり、然共此城乗の時、三原左衛門殿ハ在國にて、

四本縫殿も其時在陣の事覚束なし、他國衆より二の目を頼といひて真先に城乗せしハ、廿八日村尾源左衛門城乗の時分、鍋嶋家の衆と共に働れし事を附會して、四本が事ニ誤に非すや、重て糺べし、

331 「蒲生士谷口氏、上文在廿一日」

一二月廿七日之八ツ時ニ城乗御座候而、同廿八日迄ニ

戦相濟候、下文在三
月七日、

十五年二月

二十七日

寛永軍徴

卷

十七

寛永軍徴卷之十七

二月二十七日辛酉

寛明日記、廿七日早天、諸將戸田左門陣へ會ス、是明
 廿八日ノ惣責ノ評議也、及巳ノ下刻、諸將退去ノ處ニ、
 濃茶出テ緩々吞申處ニ、左門物見ノ者来、鍋島手ヨリ
 事初シ候上ハ、先陣後陣トナク混掛ニ乗取ヘシト云々、
 一 鍋島信州申ハ、笑止千萬、我手ノ者トモ法ヲ背ク迎ノ

楚忽ニ城ヲ乘崩トテ、一番ニ出丸ヘ詰掛、サテ鍋島手

ヨリ城乗シ起ハ、鍋島仕寄ノ者出丸ノ物音無、怪テ鍋

島安藝敵城ヲ窺ヒ見ルニ、敵一人モ無シ、此躰ヲ見テ、

安藝手ノ者何モ乗込者坂與左エ門、牢人ニ田代郷右エ

門・鳥巢三郎兵衛・大木兵部・石井弥七左エ門等出丸

へ乗込、鎗ヲ以突伏働、大森兵部ナト能働、同勢二ノ

丸へ押入、然ニ榊原飛彈守ハ鍋島手ノ御目付也、其家

人仕寄場ヨリ馳入ニ、飛彈守息左衛門^{其年}十七早二ノ丸へ

乗、其時ハ早城中火手上リ烟夥シ、鍋島一手者二ノ丸

ニ充満シテ相戦亘甚シ、

一 水野日向守ハ其日評席ニ不出合シカ、鍋島城乗由聞テ

五千ノ兵ヲ丸備、子息美作守ヲ相順ヘシト下知スル

處、作州馳来馬ニ乗ナカラ上帶ヲシメ、武者奉行川村

新八・家老上田玄蕃等一度ニ掛ニ、同勢鍋島勢ヲ押分

進ム、足場悪キ故、作州ハ下立鎗ヲ杖ニ付キ、本城ヲ

目掛テ、息伊織之助^{十四}トモニ步行、鍋島人數ハ出丸

ニテ手負・死人多故取紛居、其中ヲ美作守相共ニ進、

本丸大手口ニテ働有之、矢・石・鉄炮ニテ作州カ士討

死者、淺沼舎人・渡辺十左エ門・酒井右馬之助・堀忠太夫・石渡市平・今井定右エ門・深柄太郎兵衛・金萬五郎太夫・宮木長右衛門・片岡三右衛門・梶野又六・皆川又六・皆川六太夫・廣田與三左エ門・小澤李之助・廣田市兵衛等也、其外足輕・又者百餘人討死ス、故ニ作州カ勢少足ヲ止、殊ニ本丸ノ石垣高サ五六間有之候故、猶豫スル處ニ、作州父子乘來テ、本丸ヲ不乘ハ生テ甲斐ナシ、進メヤト下知ス、旗奉行神谷李之助十本ノ内旗一本持セ來テケル作州カ馬驗ヲ、近藤七兵衛・小野田勝太夫持テ、本丸へ乗上リテ、松ノ丸ニ一番ニ馬印ヲ立、繼テ李之允旗ヲモ入、作州父子石垣ヲ乗上ケテ、凱ヲ上ケサス、水野日向守ハ二ノ丸迄掛ケタマフニ、作州働ヲ悦、水野作州高名ノ者ハ、先上田玄蕃・中山壹岐守^{守ハ}・鈴木大膳・光國主膳・東半左衛門・鈴木半之丞・金馬平右エ門・磯村彌平次・小倉瀬兵衛・有安長兵衛・遠山六之進・鈴木治兵衛・坂田久弥・同小膳^{十五}・三好次郎九郎・藤掛助九郎・長井平左衛門・梶野庄左衛門・今枝甚左衛門・小倉政之丞・

濟藤源左エ門・片山六郎右エ門、右ノ外數多有之、一有馬左衛門佐嫡子藏人ハ、鍋島カ後陣ナルカ、從者一人ニ鎧ヲ持セ、主從二人來、松ノ丸へ今一足ニテ乘越ル處、本丸へ一番乘大將自身仕ハ有馬藏人ト名乗ル、水野カ者鈴木半之允石垣ノ上ニ居ケルカ、本丸ハ已ニ水野作州一番乗仕ル上ハ、唯今御出候テハ二番ニ候、一番ト被思ハ入申マジト、鎧ヲ引キ下ケテ云、藏人被申□然□作州ニ繼イテハ某也ト云フ、因テ本丸へ入レタリ、然ルニ後水野ト有馬ト口論有、一黒田右衛門忠之ハ、戸田カ陣ヨリ直ニ天草丸へ徒膚ニテ掛ル、黒田睡鷗^{美作}諫メテ具足ヲ着クスヘシト云ケレハ、働ノ障ニ成トテ、鉢巻ヲ仕ラレ、天草丸持口本戸但馬防之、黒田カ先手少白ミケレハ、忠之鎧ヲ以テ進メマト下知ス、鉄炮稠キ處ニ馬ヲ扣ヘタリ、然トモ不得乘、黒田睡翁ハ忠之ヲ諫テ曰、城ヲ乘ニ鹽合アリ、待給ヘシト云、忠之ハ怒ヲ發シケル、暫有テ睡翁下知シテ、掛レト采ヲ振ケレハ、即時ニ乘崩シタリ、上下二百十三人討死ス、

一細川越中守ハ、今日鍋島手ヨリ城ヲ乗ルト見シヨリ、
軍兵ヲ進メ、三ノ郭ヲ即時ニ乗取ル、海手ニ添フテ二
ノ丸へ切テ入、蓮池ノ左右詰ノ城ヲ差テ押掛ル、一揆
ノ徒等石ヲ抛鉄炮ヲ放ツト云ヘトモ、細川軍士事トモ
セズ、詰ノ丸へ一番ニ乗込者ハ、増田弥市右衛門ヲ初
トシテ、山田新九郎・河喜多九太夫等也、其外長谷川
仁左衛門ハ鉄炮ヲ下知シテ放ツ、手負・死人數百人ニ
及ト云トモ責詰シ故、夕方ニハ詰メノ丸東ノ端ヲ乗破
リ、城内ニ九曜ノ旗ヲ立タリ、

一諸將責取シ場ヲ蹈留テ城内ニ要スル中ニ、水野作州ト
有馬藏人ハ松ノ丸ニ睨合テ居タルニ、伊豆守信綱方ヨ
リ下知申ハ、先手鍋島へ被渡、後陣ノ衆ノ引取^(ハ)ヘシト、
両三度ニ及テ申来故、水野作州父子ハ鍋島へ引取、藏
人ハ父左衛門佐ト云強將來テ、伊豆守下知モ不聞入扣
タリ、然トモ七八度ニ及テ伊豆守下知仕故、寺澤カ後
陣へ引退ク、何モ三ノ丸或ハ二ノ丸マテ攻入、夜ヲ明
ス、

333の1

平塞録云、廿七日戸田左門殿營室ニテ、諸大將明日攻
城評議アリ、傳曰、松平伊豆守殿ヲ始トシ、諸大將左
門殿山手ノ陣屋ニ被打寄、明日弥惣攻ヲ用イ、一同ニ
可乗入ト種々申含也、鍋島信濃守殿上使衆ニ被申ケル
ハ、拙者請取口ヨリ大築山ヲ御覽ノ如拵へ、大筒烈シ
ク打セ候故カ、一兩日一揆往来ヲ止メ引入候様子ト相
見得候、右之通故、我等請取ノ二ノ郭升形へ向イ、竹
束ヲツケヲキテ明日乗口ノ足次ニ可仕、御覽被下候様
ニ被申ケル、伊豆守殿・左門殿尤ノ儀ニ存候、御勝手
次第、竹牌計リ御附寄セ候様ニ被申渡ケル、且其趣ヲ
鍋島家ノ御目附榊原飛彈守殿へモ被申達ケル、鍋島殿
ハ右之願相濟ケル故、早束本陣ニ被引取、諸大將へハ
左門殿ヨリ饗應ノ膳部出テ、其以後濃茶出廻リ、花等
ノ慰アツテ、各緩々ト滯座也、

同日午ノ刻、鍋島信濃守殿一手二ノ丸エ竹牌ヲ附、傳
云、鍋島信濃守殿帰營ノ上人數繰出サル、諸手ヨリ其
様子ヲ見テ、鍋島家ヨリ城乗ス、何モ一足モ後シト各
甲冑ヲ着シテ騒立ケル処ニ、鍋島殿ハ城乗ノ覺悟ニ非

ス、出丸ノ持口へ竹牌ヲ被附ト申觸ケレハ、諸手左様可有ト、各甲冑ヲ脱テ鳴ヲ靜メテ見物ス、斯テ午ノ刻、鍋島殿先手何モ二ノ郭西ノ升形ニ向ヒ、竹牌（マ）ヲツケ寄ケル、尤城内ヨリ一揆若突テ出ル用心トシテ、甲武者三百人ヲ外張ニ出シ、物陰ニ匿シ置、足輕大將一陣進テ足輕ヲ下知シ、竹束ヲ附ル処、城内一圓物音ナク靜カナル故、鍋島家ノ先手ノ組頭鍋島安藝、城近ク進寄（マ）テ陔間ヨリ伺ケルニ、一揆一人モ不見故、安藝天晴レ、乘入ハヤト口ヨリ漚ヲ咄テ見入タル様子、常ノ振りニテナカリシ故、スハ城乗ト相心得、諸侍中各竹束ヲ突除ケ、城下ニ馳集リ、犬走りニ着テ城ヲ焼立ント松明ヲ投込ケル、二ノ丸ノ一揆是ヲ見付テ、出丸エ走り出テ、屏ノ上エ顯出テ鉄炮ヲ打カクル、鍋島手ヨリモ各筒先ヲ揃へ打立テケル、就中諫早豊前手ノ者、手垂ノ鉄炮ヲ擇ヒ打セケル、一揆モ最前鍋島家ノ仕寄ヲ附ルトハ合點シケレトモ、白晝一手ノ事故、乗込へキ心ツカイモナク、油断トナリ、今更各騒立テ禦ケレトモ、鍋島ノ大軍爰ヲ専度ト鉄炮ヲ打カケル故、一揆トモ手

ニ余リ、防兼アキレケリ、同刻、榊原左衛門佐殿三ノ丸へ一番乗ト 、傳曰、鍋島家御目付榊原飛彈守殿嫡子左衛門佐職信殿、今年十七歳、江戸ヨリ父子一同ニ着陣アリ、其身ハ部屋住故、先手ニ出テ鍋島ノ組頭ト仕寄ヲ付習度由、兼テ先手へ加里居ラレケル、今日モ先手ニ有テ組頭トモニ竹束ヲ被附ケルニ、鍋島ノ惣軍競進ヲ見テ、自分ノ射手足輕ニ申付、築山ノ （上カ）ヨリ矢種不惜下リ拳ニ射サセラル、矢數ヲ操カケシ故一揆トモ散々ニ被射、自我（自力）先ニト二ノ郭へ引入ントス、此節左衛門佐殿ノ側ニハ、細川手ヨリノ附使者芦村十郎左エ門、筑前手ヨリ附使者高木善左エ門、長崎浪人小笠原勘助・戸川定右エ門・藤田傳兵衛・寺田長兵衛、後前ニ附従フ、左衛門佐殿敵ノ白ムヲ被見、芦村十郎左衛門ニ小声ニ、唯今能キ乗入ニテハナキカト被申ケルニ、十郎左エ門點頭キ先犬走りニ着テ、左衛門佐殿ノ手ヲ引テ、同ク竹形ノ隅（升カ）ヨリ屏ノ上へ攀上リ、原ノ城ノ一番乗リ榊原左衛門佐ト大音ニ名乗ラレケル、浪人成田十左衛門モ左衛門佐

殿ノ腰ヲ推テ同乗込、續テ乗込面々ニハ濱田新藏・藤原七兵衛・高木善右衛門也、其内藤原七兵衛ハ出丸ヘ火ヲ掛ケ焼上ル、小笠原勘助ハ車ノ紋ノ旗ヲ出丸中ヘ推立ル、親父飛彈守殿ハ鍋島先手ヨリ出丸ヘ旗ノ立チタルヲ被見、車ノ紋ハ外ニナシ、嫡子左衛門佐城内ニ乗入ニ紛ナシ、御軍法ヲ背トモ左衛門佐討セテハ不可叶、倡ヤ一同ニ乗入ント、手ノ者纔ニ八拾人ニテ、鍋島ノ備ヲ進出テ同乗入ラル、敵モ火急ノ城乗ニ騒立シカトモ、流石ニ一命ヲ輕テ、榊原父子ヘ鉄炮ヲ打カケ、鎗ヲ取テ突カクル、榊原ヘハ名アル浪人附添居ル故、何モ鎗・大刀打、尤ハケシキ戰也、左衛門佐殿モ右ノ耳ヲ鉄炮ニテ打切ラレ、左ノ大指ヲ鎗ニテ突キ切ラレ、朱ニ染テ被切廻、名ヲ得シ浪人モ一同ニ二十人目前ニ打倒サレ、時ニ鍋島先手ノ大將鍋島安藝采牌ヲ振テ名乗入ヘシト下知スレハ、田坂與右衛門、浪人ニ田代郷右衛門・鳥巢三郎兵衛・石井彌七左衛門扨同乗ケル、中ニモ大木兵部ハ、金ノクリ半月ノ指物鳥毛ノ出シ竹竿ヲ金ノ蛭ル卷ニイタシケル、諸手ヘカ、ヤキ

渡テ武者振別テ見事ナル故、何モ致称美ケル、各乗入テ出丸升形ノ様子ヲ見ルニ、石ヲ積上ケ、其クボミナル所ニ小屋ヲカケ、柱ナシトコノボキ蓬茸ニシ、土ニテ厚ク塗リ、城ノ内道ヲ付テ、土居ヲ以テカサシトス、右面々攻入ル故、榊原殿父子ハ彌氣力ヲ得、面ヲモ振ラス切立ル、戸田定右衛門・田代市左エ門ナト物馴シ面々、諸方ヘ火ヲカケ戦ケル、鍋島信濃守殿・同紀伊守殿・同甲斐守殿各馬ヲ被出ケル、信濃守殿手ノ者ニ向テ被申ケルハ、我等者鹿忽ノ働ニテ御軍法ニ背リ、逆モノ鹿忽ニ一向城ヲ乘リ崩セト、一陣ニ進テ下知セラル、家老諫早豊前・多久美作・後藤若狹ヲ始トシテ、士大將物頭一同ニ競入、一揆大ニ當惑シ乱騒キ処、各鎗ヲ入レ、或ハ射伏セ、打捨ニシ、強ク働故、一揆爰ハ破レテ有江丸エ逃入テ、土居ヲ隔テ左右ノ城戸ヲ差堅メ、カラ堀ノ上ヨリ鉄炮烈シク打カケ、是ヲ被破テハ叶間敷ト、各一塗(塗)ニ成テ守ケリ、寄手僅ノ出丸ニ一萬ノ人數ヲ込入テ、小屋ノニ火ヲカケン故、ホノウ一面ニ焼上リケル故、駈抜テ有江丸エ可攻入様モナク、出丸半分乘

取テ火ニ連テ声ヲ發シ、鉄炮ヲ打合テ暫ク支居タル内ニ、石井彌右エ門ト名乗テ、蹈止メノ土居上リ、屏ノ上ニ乘リ掛ル、續テ二番ノリ石井傳右衛門、同有江丸ヘノリ入ケル、鍋島一手力ヲ得テ何モ惣乗致シケル、有江丸ノ中ニテハ、石崎五郎左衛門一番ニ火ノ手ヲ上ニケル、續テ田代四郎左衛門火ヲカクル、浪人篠原源右衛門・田坂源太兵衛先ニ進テ高名ス、一揆爰ヲモ破テ、二ノ郭ト天草丸ヘ逃入テ、虎口ヲ堅メ、土居ニ登リ、狭間コトヨリ鉄炮ヲ竝ベキビシク打立ケル間、鍋島ノ歴々諸岡五郎左エ門・鍋島五郎左エ門・大木主水・神代與左衛門・加賀掃部、バラ／＼ト討死ス、手負モ夥ク重リ臥ス故、急ニ攻入カタク、何モ白ミテ扣ケル、

同刻、細川ノ大先手長岡式部三ノ丸ヲ乗崩ス、傳曰、鍋島一手不慮ニ一番ニ城内ニ乗込、早速火ヲ付ケ、黒煙リ城中ヘ光満ケル故、サテハ鍋島城乗也ト、諸手騒立ル事不斜、主人／＼何モ上使來ノ小屋ニ有ケル故、何モモタヘ騒ケル、細川ノ大先手長岡式部、此日ハ當

番ニテ追手三ノ郭持口ノ外張ニ有ケルカ、遙ニ城中ノ烟ヲ見付ケ、早速六具ヲ着シ、有合フ家來九人ヲ召連レ、追手ノ方エ打向イ、仕寄ノ舉城戸ヘ駈寄ル、時□^(ニカ)

奥野傳右エ門脇差ヲ以テ城戸ヲ切り開ク、式部其マ、三ノ郭ノ屏ニ乘リ上リ、栖樓弦リサシ物抜テ、細川越中守手ノ先乘長岡式部寄之ト大音ニ名乗ケル、是ヲ見テ、仕寄ノ諸侍・式部家來何モ素膚ニテ息ヲ切テ駈着ル、三ノ丸一揆ノ大將ハ大塚四郎兵衛・會津左兵衛三千五百人ニテ守ル、西ノ丸ハ有江掃部五百人ニテ守ル、今式部乗入ヲ見テ、掃部能キ敵ナリト下知シ、其身モ花ヤカニヨロイ立テ、五百人一面ニ鎗ヲ提テ式部ヘ突カ、ル、式部下知シテ相掛リニ鎗ヲ入レ、暫ク突合ケル、有江掃部カ五百人、式部一手ノ鎗ニ突負ケ、散々ニ成テ、出丸ヲ捨テ三ノ郭ヘ集リケル、式部透サス附入ニシテ一揆ヲ切立ル、中ニモ中西孫之丞眞先ヘ進テ一揆ト鎗ヲ合、手ノ下ニ突伏テ首ヲ取ル、三ノ丸一番首也、其ツキニ一揆鉄炮ヲ構テ打ントスル處ヲ、和田利兵衛鎗ヲ以突伏ル、小寺左衛門ハ鉄炮ニ中リ瘡ヲ

被リケレトモ、鎗ヲ合、一揆壹人突伏ル、一揆爰ヲ被破テハ叶間數ト、鉄炮ヲ打カクル事夥シ、谷主膳手ノ浪人益田太兵衛、鉄炮ニ中リ味方一番ニ打死ス、式部少モ不退進入ル、中西孫之丞式部へ向テ、路筋三方へ相見得候、何ノ道ヨリ御進可有ヤト申ケレハ、式部答テ、我等ハ大先手也、一刻モ早ク本丸へ可乗入、眞中ノ路筋ヨリ一文字ニ可入之ト下知ス、一手ノ人数各三ノ郭ノ中路ヨリ南へ向イ、田ヲ涉リ攻入シト操ニケル、一揆モ田向ノ土居ヨリ鉄炮連へ立テ打掛ル、式部差物ニモ鉄炮中ル、江口七太夫式部カ矢表ニ立テ掛リケルカ、鉄炮ニ中ツテ打死ス、本陣ノ諸侍モ追々生膚或ハ甲冑ニテ駈来、式部内澤井善太夫甲冑ヲ帶シ馳来リ、三ノ郭へ乗入り、古塚ノ邊ニテ出會、無手ト組ンテ取テ押へ首ヲ搔ク、式部甚称美シ、御制法也、鼻ヲ搔キ、首ヲ捨テヘシト申ケル故、其通りニ致シ、同供シテ進ケルヲ、式部善太夫ヲ引留テ、其方ニハ大事ノ用度ヲ可申付、拙者兩殿并ニ上使衆ノ指圖ヲ不待仕寄場ヨリ直チニ乗入ケルハケ様ノ了簡也、此使ヲットムル

者、其方ヨリ外ニナシ、急テ兩殿・上使衆へ駈カヘリ、此趣ヲ可申上ト申ケル、善太夫申ケルハ、斯ル烈キ戰場ニ味方僅ノ人数ニテ御進候處、私御側ヲ離レ跡ニ引返申候儀御免被下候様ニト申、式部聞キ、其方ニハ不似合口上也、拙者若討死セハ誰有テ某了簡ヲ申達者有シヤ、供シテ打死スルハ誰々モ勤安キ義也、斯ル大事ヲ分明ニ上々様へ相達候義、其人柄ナキ故其方ニハ申付ル也ト申ケル故、善太夫モ畏リ、此上ハ随分目出度御勇御進候ト申テ、中西孫之丞へ向、拙者ハ若討死セハ子孫ニ御申達被下ヘシ、自分ノ用事ニテ御側ハナレ申ニテハナク、御意ヲ承リテ御跡へ引返シ候也ト申置テ、跡へ帰リケル、此節式部鉄炮頭下津半助、組足輕ヲ召連テ、瀆ノ手田尻口ニ駈行ヲ、式部屹ト見テ是ヲ招キ、鉄炮揃へキヒシク打立セ、直ニ此口ヨリ二ノ郭へ可乗込ト勵ケル、一揆も爰ヲ大事ト、鉄炮ヲ打カケ烈ク守ケル、其内一揆一人刀ヲ抜テ田ノ中ヲ駈渡リ、式部一手ニ一文字ニ切掛ル、田中三郎左衛門名乗テ渡合、互ニ声ヲカケ、暫勝負ヲ不分ケ切合ケル、目覺シ

キ働也、竟ニ三郎左衛門斬伏テ首ヲ搔ク、名有ル浪人ナルヘント何モ申ケル、此節有吉頼母佐組下ノ侍松野

縫殿之助・其弟吉弘四郎太夫ハ今日ハ非番故、鍋島手

ヨリ仕寄ヲ出丸へ被附様子ヲ聞、見物トシテ兄弟同道

イタシ、外張ニ忍出ケル處ニ、存掛ナク鍋島手ヨリ城

乗有ト聞、素膚ニテ直ニ乗入リ相働、惣テ三ノ丸一番

乗ト書出ス者四人有リ、乍然分明ニ證據ナク、右四人

差出ス一通、

333の2

二月廿七日、三之丸一番乗り私共四人ニ而御座候、御仕

寄當番ニ而居申候処、鍋嶋殿手二之丸へ四半撓の指物業

入候躰ニ見へ申候ニ付、其砌誰共不存、三之丸江乗入申

候得与申教へ仕候間、則此四人茂乗入申候、私共之外ハ

三之丸一番乗りハ無御座候、以上、

永良弥角

入江八郎兵衛

小林勘太夫

佐田長三郎

右ノ面々ハ褒美ノ義モナシ、又長岡勘解由相組ノ者頭國友式右衛門、式部手ニ附テ今日働アリ、差出一通、

333の4

二月廿七日、長岡佐渡仕寄場西之透戸口より一番ニ罷出、

御鉄炮引連テ三之丸へ乗入申候、二之丸塀下ニ着、御鉄

炮打せ申候、證人佐藤安右衛門・谷忠兵衛・高田角左衛

門ニ而御座候、尤本丸小土居ニ而茂鉄炮打せ申候、證人

右之面々ニ而御座候、夜ニ入佐渡備へ参リ、下知ニ而本

丸旗下ニ而夜詰仕、御鉄炮打せ申候、翌日御人数入候ま

て御鉄炮打せ申候、以上、

國友式右衛門

333の5

其外有吉頼母佐相組ノ番頭藪圖書助、又佐分利加左エ門

モ三ノ丸一番ニ申出ケレトモ、其事不分明、

未刻、上使衆諸大將両口ヨリ城中へ乗入ル、傳曰、戸田

左門殿對面所ニテ諸大將何モ打甘テ休息ノ處ニ、左門殿

物見栖樓ヨリアハタ、シキ声ニテ、唯今鍋島殿一手ニテ

出丸へ乗入リ被申候ト、大音ニテ呼リケル、何モ驚キ、

左様ニハ有間敷、若ハ見違ニテハナキヤト被申ケル、伊豆守殿物ゴトニ手輕キ大將故、自分座ヲ立テ物見栖樓ニツルノト被登、様子ヲ見物シ、栖樓ヨリ下リ、イカニモく鍋島一手出丸へ乗込、旗差物丸中へナヒキ合、最早火ノ手モ見へ申候、此上ハ何モ御帰有テ^{本マ}、出混掛リニ御乗取リ候へ、先陣後陣ノ制法ニモ及間敷候、拙者モ一ト先ツ歸營イタシ早々人敷詰サセ可申トテ、馬引寄せ、鞭ヲ揚テ一散ニ被乗歸、大將モ何モ馬ニ鞭、早々被返驅ケル、此節眞源公、妙解公ノ御留守居ニテ御本陣ニアリケル處、鍋島拔掛ナリト騒立テ聞付ケ玉イテ、既西堂ヲ御供ニテ大栖樓へ被登様子ヲ御覽ナリ、長岡佐渡守モ本陣ニテ鎧ヲ着シ、圓居^圓ヲ立テ外張へ打出ケレトモ、軍令ヲ守リ早速ニ打出ス様子ヲ見合、家来栗崎一太夫へ申付、仕寄ノ大城戸ヲ堅固ニ守ラシメ、一人モ下知ナク外ニ出ル事堅禁制也、追付上使衆ノ指圖アルヘシ、被相待候へト申渡ス、自分モ鎧ヲ横タへ、城戸へ塞リ居タリ、然トモ諸軍勢駈出ント勇立シ事故、一太夫モ最早當手ヨリ三ノ丸へ乗込様子也、是ヲ押留テハ無益ナリト傍輩ニ

私語テ、城戸ヲ開キ三ノ郭へ馳向フ、佐渡守モ諸軍ノ位ヲ見テ、大栖樓へ向イ、最早諸勢ヲ乘ラセ可申候ヤト德音ニ申ケレハ、眞源公采牌ヲ被打振、早々城へ可乗入ト指圖有テ、御自分モ栖樓ヲ下リ、馬ニ乘テ一文字ニ進玉フ、佐渡守自分ノ持筒頭橋本角右衛門・中山藤兵衛ニ申付、上箭ヲ打セ、圓居ヲ進メ、三ノ郭へ乗込、平破平太夫此節一揆壹人打取ケル、松野縫殿助又々三ノ丸ノ城戸際ニテ鎧ヲ合首ヲ取ル、西郡要人證據トス、夫ヨリ二ノ丸ニ於テ一人突伏セ首ヲトル、谷助太夫ヲ以テ證據トス、其後本丸石垣ニ付テ、屏ヲ隔テ鎧ヲ合、一揆ヲ突伏セ、小田原九郎右衛門ヲ以テ證據トス、其弟吉弘四郎太夫ハ二ノ丸ニ於テ鎧ヲ合首ヲ取り、牧野傳藏殿へ御目掛喜悅、平馬モ一処へ有テ是ヲ見ル、兄ト同本丸石垣へ着テ相働ク、證人ハ牧猪之助・小田原九郎左衛門・津川四郎右衛門也、此節佐渡守一手働候面々ニハ、杉山次郎太夫差出、

333の6

二月廿七日、二之丸にて一揆三人出合、私かいな耳の下

ふへのワきをつかせ候へとも、おき上り一人突たをし申候、又長刀にて甲とほうあての上・籠手の上被切申候、

證人和田清太夫ニ而御坐候、

松野右京組
松山次郎太夫

333の7

其外佐渡一手ニテ、二ノ丸中ニテ敵ヲ打取り高名ノ面々、

谷主膳組

釘本十左エ門

魚住藤七

西郡要人組

伊藤左内

島又左衛門組

小笠原備前組

松野右京組

坂崎清左衛門組

平野九郎右衛門組

志水伯耆組

手負

山路太左衛門

杉山七太夫

道家清十郎

友田八太夫

佐分利彦右衛門

安井喜一平次

小崎與次兵衛

中川佐左衛門

中川長吉

宇野喜一郎

魚住藤三郎

北村半右衛門

佐々次郎右エ門

和田清太夫

中川長吉

333の9

中根勘兵衛

矢野吉之助

荒木太郎助

西郡要人手ニ附居タル浪人平田太郎兵衛番指物ノ出シニ、白紙ノ天目采ヲ付ケ、三ノ郭ヨリ乗り込ム、時ニ同手ノ浪人阿部七郎兵衛・水田半右衛門ニ出合知ル人ニナリ、證人トス、三人一同ニ掛ケル、小屋ノ中ニ入見レハ、一揆食事ノ節ニヤ、鍋ニ湯有シヲ幸ト悦ヒ、是ヲ呑、小屋ノ角ニ敵一人居ルヲ太郎右衛門一鎗突シカハ、七郎兵衛申ケルハ、左様ノ敵ニハ目ヲ掛クヘカラス、太郎右衛門尤ト同心シ、小屋ヲ出ケル處ニ、銀ノ天ツキノ對指物ヲシタル武者五六人、敵カト疑ヒ前後ヨリ突掛リケレハ、太郎右衛門サテノ比與ナル侍カナ、敵味方ヲ見分サルカト申ケレハ、水田・阿部モ声々ニ罵リ笑ケレハ、打連テ二ノ丸城戸口敵相近ク進ミシ処ニ、敵一面ニ並居テ、鉄炮ヲ稠ク打カケシ時ニ、味方五六十人一所ニアリ、阿部申ケルハ、ケ様ナル時立テ居レハ不慮ナル手疵ヲ被ルナリ、何モ下リシキ候ヘト申ケル、何モ同心シテ一同ニ折シク處ニ、真源公ノ弓足輕四五人來リ散々ニ射立ケル

故、一揆何モ敗北シ、一同ニ二ノ丸へ退入ルヲ付入ニシテ相働ク、佐渡守モ頻ニ進ケル、式部ハ田渡ノ口ヨリ二ノ丸へ陣スル處ヲ不見付、二丸ノ中小高處ニテ式部ヲ見付ケ、夫ヨリ父子一同ニ進ケレハ、大先手ノ圓居前^(團)ミシ故、本陣ノ組頭各打出テ、三ノ郭三筋ノ路ヨリ打向フ、妙解公ハ上使衆ノ小屋ヨリ直ニ本陣ニ御帰有テ、御鎧ヲ召シ、馬ニ召シテ乗切テ御進ナリ、本陣ヨリ三ノ郭迄ハ十町余故、何モ早馬ニ後レ、御傍纒ニ成ケル處ニ、寺本久太郎一人ハ少モ跡ヘサカラス、御馬ノ脚ニ取付テ馳來ル、妙解公三ノ郭ノ矩下ヨリ御徒ニテ屏ヲ御乘リ有リ、此節モ久太郎先屏へ乘リ上リ、御袖ニ手ヲ掛ケル程ニシテ乘ラセ奉ル、塗笠ヲ御着可被成由也ケレハ、久太郎塗笠ヲ取テ奉ル、御馬モ越入ケル、又馬ニ召テ三ノ丸中程ニテ御馬ヨリ下リ玉イ、御床机ニテ先手ノ働ヲ御見分也、立花殿一手モ同前ニ三ノ丸ヨリ乗込、飛彈守殿・右近殿モ妙解公御床机ノ近所ニ、是モ床机ニテ先手ヲ下知セラ、此節細川ノ一手首數十七御見分也、餘ハ皆捨故、首ハ御見分ナシ、立花殿一手細川勢ニ混雜シテ強ク働ク

面々ハ、大先手十時攝津・同三弥之助・立花壹岐・吉城宮内・小笠原五左衛門・明石權内・曾我頼母・吉田左京・小田部土佐・同隼人・立花源之丞ナト強ク働キ高名シ、討死モ多シトソ、此節妙解公・立花殿同陣ユヘ連名ニテ、豊後府内御目附川勝丹波守殿・佐々權兵衛殿へ早打ニテ注進ナリ、其紙面一通、

333の10

態以早打申候、二月廿七日未之刻、三ノ丸屏を此方へ取り、則内へ押入申候、二之丸際まで押詰候、重て可申入候、急故両手之儀まで申入候、諸手之儀ハ上使衆より可被仰入、恐惶謹言、

二月廿七日

細川越中守

忠利

立花飛彈守

宗茂

川勝丹波守様

^(長次)

佐々權兵衛様

猶々、二之丸きハへ押詰、柵竹束を付、其上殺候切支丹之數まで可申入候、かやうに申候内、二之丸まで乘

取申候、

細川手北村甚十郎早ク打出、二ノ丸ノ屏ヲノル浪人出田
 太郎左衛門トモニ、大勢ノ中ニテ鎗ヲ合テ突伏、又組打
 シテ首ヲ取ル、財津市兵衛ハ小屋ノ中ヲ駈通ル處、一揆
 不意ニ突出テ無透間カ、リケルヲ、財津心得トリテ、鎗
 ニテ是ヲ突伏セ首ヲ取ル、渡邊平左衛門・片岡半之丞・
 余田三右衛門・高木度宅、何モ一揆ヲ突伏テ高名ス、余
 田其後鉄炮ニ中リテ討死ス、佐渡守家司松井角左衛門、
 此所ニテ一揆鉄炮ヲ構ヘ進ミ来ルヲ、急ニフミコンテ一
 鎗ニ突殺ス、平野彌次右衛門・松井掃部稱美シテ證人ニ
 ナル、諸大將衆何モ馬ヲ被出、折節東風頻ニ吹故、鍋島
 手ヨリノ炎ト三ノ丸ノ火ヲ焼合テ、面ヲ向ヘキ様モ無リ
 シ故、何モ煙ヲヨケ、風上ヘ廻リテ、追手両口ヨリ面々
 持口ノ差別モナク、家々ノ旗圓居ヲ立テ連ネ、三ノ郭ヨ
 リ二ノ丸ヘ乗込ント操レトモ、田渡リ口ヨリ細川・立花
 ノ両勢乗入テ、丸中一面ニ焼立ル、天艸丸ヨリ両ノ出ハ
 鍋島一萬ノ大軍込詰テ、猛火熾ナル故通り可入路モナク、

何モ三ノ丸ヘ充滿シテ、打連ル鉄炮ノ音、関ノ音、矢叫
 夥シキ勢也、

同刻、筑前ノ一手、搦手大江郭ヲ乗取ル、搦手ノ大將黒
 田右エ門佐殿モ、戸田殿ノ陣小屋ヨリ馬ニ乗り返リ、早
 速大軍ヲ引連テ、素膚ニ采拜ヲ持チ、平責ニ乗崩セト下
 知セラル、其節家老黒田睡鷗申ケルハ、今敵ノ矢・鉄炮
 烈數トキハ何ナル鎧モ用ニ可立ニテ無御坐候ヘトモ、合
 戦場ニ大將素膚ニテ下知有ヲウロタヘ武者ト、武篇ヲ嗜
 候者御笑申候、先御鎧被着可然ト申ケル、右衛門佐殿モ
 流石名高キ老人ノ申事故、尤ト有テ、早速六具ヲ被召、
 胄ヲ着シテハ四方ヲ見物シテ下知スル節障リニ可成ト、
 褐色ノ手拭ヲ以テ弁慶包ニ鉢巻シ、輪拔ケ白絹ノ切カケ
 ニ赤熊ヲ出セシ圓居ヲ眞先ニ押立、黒田美作・黒田半左
 衛門大先手トシテ、黒田甲斐守殿・同市正殿モ人數ヲ召
 連、大江郭ヲ目ニカケ被進ケル、其外ノ組頭ニハ飯田市
 兵衛・野村右京・森左近ノ類何モ後レシト進ケル、寺澤
 兵庫頭モ陣屋ヘ馳カヘリ、大先手三藤右衛門・澤木七郎
 兵衛組勢ヲ引連テ、黒田ノ一手ト同攻ヨリケル、此大江

郭ハ一揆ノ大將本渡但馬、天艸ノ百姓五千人ヲ帥テ是ヲ守ル、諫早口ニハ鉄炮頭上津浦三郎兵衛・芝田六藏四千人ヲ從テ是ヲ守ル、大江口ハ嶮岨ノ所故、大矢野三左衛門千四百人ニテ堅固ニ防守、水ヲ隔テ矩高ク、上道ノ塀重リテ鉄炮ヲ打ニ縦横ニ矢掛リヨク、其上鹽濱廣ク、攻寄ルニ便ナキ要害也、此間迄ハ右衛門佐殿ヨリ虎口ヲ押へ、柵ヲ附ケ、石火矢臺一ツ栖棲ニ設ケ、時ヲ被見合ケルカ、今日唯一時ニ攻落ント、二萬ノ大軍川ヲ渡リ、鹽濱ヲ横ニ駈通郭下ヘ詰寄ケル、本渡但馬下知シテ、本丸未申ノ升形又上道ノ狭間ヨリ直下テ打掛、石ヲ投ル事無透間、手強ク禦故、黒田殿ノ先蒐林安右衛門・母里七左エ門ヲ始トシテ、目ノ前ニ被討歴々ノ侍三十人ナリ、深手ヲ負フ者ニハ藪太兵衛・久世半三郎・高井甚兵衛・上月半右衛門ノ類也、其外ニモ半死半生ノ侍重リ臥ス、流石ノ筑前勢モ屏ヨリバラノト崩テ、何モ白ミテ扣タリ、右衛門佐殿齒咬シテ、自分ニ鎗ヲ取り進出テ、其方杯ハ當家譜代ノ家来トシテ右衛門佐カ一生一度ノ用ニ立事唯今也、各手負・死人ヲ蹈付テ乘入ヘシ、サテノ比

興ノ奴原也、手前一生ノ不覺ヲサス事、是非ニ不及ト被申、持タル鎗ノ石突ヲ大地ニ突立、弓矢八幡家来ハ逃ルトモ於自分ハ一足モ引事有間敷ト、眼ヲ怒シテ立レケル、一手人數此言ニ勵サレ、又ヒシノト乗カ、ツテ類ニ操ニケル、然レトモ一揆ノ禦強故、又々崩テナタレ掛ル、然ルニ黒田睡鷗ハ同姓半左衛門同組勢ヲ引分テ、床机ニ腰ヲカケ、熟々ト敵味方ノ様子ヲ見ル計ニテ、少モ不騒振り故、右衛門佐殿屹ト見咎メテ、使番ヲ以テ、其方ハ如水公以來毎度ノ場數ニモ聞及シ處、今日ハ鎗炮ノ用心カ、遠方ヘ扣テ味方ノ合戦ヲ詠居事、言甲斐ナシ、最早年寄ケル故カ、何トモ今日ハ一廉ノ下知ナキヤト被申遣ケルハ、睡鷗少モ不騒アザ笑、何程御喘被成候トモ唯今ハ乗込ベキ節ニ無御座候、私見計宜時分ハ是ヨリ御左右可申上、先々御見合被成候テ可然ト返答ス、使番歸テ其由ヲ申ケレハ、元ヨリ短慮第一ノ右衛門佐殿、殊ニ今日先手ノ乘兼ル故、一人セキ上ケ、扱々悪キ申ヨウ哉、主人ヲ兒トモアイシライニ仕事聞キ不及慮外ナリ、呼ヨセ手打ニモ致サント被怒ケルヲ、舍弟市正殿大キニ驚キ、

右衛門佐殿ノ前へ畏リ、睡鷗事ハ御家ニテ抜群ノ武辺ヲ立テ申候マテニテモナク、唯今ハ公義ヨリモ平日御賞翫有之候者ノ儀ニ御座候、今日ノ慮外ハ私ニ被對セ御免被下候様ニ達テ被申ケル故、右衛門佐殿モ、然者其元ニ對シテ睡鷗尾箆ハ免ス也、以来自分一人智恵有顔ノ振舞無之様ニ可申聞ト被申ケル、扱睡鷗暫シテ父子牀机ヲ立上リ、最早時分ヨキノ、隨分進テ乗入候へト下知スレハ、各承リ候ト悦テ、組勢ノ先駆ケ井上半兵衛・濱田五郎兵衛・山本小左衛門・原田三平・石川十左衛門杯ノ侍、我レ先ト岸ヲ上リ、屏ヲ越へ大江郭ニ乗込ケル、郭中ニテ打ツ打レツ烈シキ戦也、最前右衛門佐殿自分三度ニ及テ士卒ヲ被勦ケレトモ崩レ立テ、己ニ旗本迄モ友崩レニ成リケルヲ、睡鷗唯一度再拜ヲ揚テ下知セシニ、組ノ侍何モ乗込シ事目ヲ驚ス形勢、右エ門佐殿感被申、其夜睡鷗ニ對面ノ上ニテ、何卒城乗ノ見計聞置度由也、睡鷗申上ケルハ、成程城乗ハ便有キニ御座候、惣テ城乗ハ諸手一同ニ攻寄不申候内、一手迄ニテ攻掛申候へハ、城内モ唯其処一偏ニ強禦申候故、何ナル大軍ニテモ攻破カタク、

惣手一同ニ攻寄候へハ城内モ手前セハシクナリ、防モ自然トヲロソカニ成候、其節ハ手負・死人ヲ踏越へ無三ニ攻詰候へハ、必定乗込申候事ニ候、夫故私其位ヲ考候、能時分申上候ヲハント存候處、御氣闕ラレ、歴々ノ侍大分打死仕候事、残念至極ニ奉存候、此以後ノ城攻モサヨウ御考へ被成可然ト申ケル、右衛門佐殿・甲斐守殿・市正殿甚タ感入ラレ、右衛門佐殿指料ノ脇指ヲ睡鷗老人へ被與ケル、

水野日向守殿ハ左門殿評定ノ場所へハ不被參、美作守殿計リ出座候處、鍋島一手ニテ城乗ノ様子ヲ被聞、元來鍋島ノ後詰故、早速四千ノ人數ヲ繰出シ、濱辺へ圓リ備テ、美作守殿ノ婦リヲ被待、美作守殿ハ左門殿陣屋ヨリ直ニ白川月毛ト云名馬ニ打乗一散ニ駆ケ着ラル、美作守殿歸リノ様子ヲ見テ、旗圓居動立、惣人數早打出ント騒クヲ、美作守殿馬上ヨリ声ヲ掛ケ、無下知ニ打出候者ハ弓矢ハ幡討捨ニ可致ト被申渡、馬上ニテ鎧ヲ取テ肩ニ掛、上帯強クシメ、サア掛リ候得ト采牌ヲ打振り下知セラル、金ノ手把鬘斗ノ馬印・永樂錢ノ旗ヲ押立、惣人數我モく

ト鍋島家ノ人數ノ中ヲ押分ケ、屏ノ手ヲ乗越テ、美作守殿馬ハ逸物ト云ヒナカラ、足場悪キ所故、馬ヨリ下リ立チ、自分鎗ヲ杖ニツキ塀ヲ乗越ヘ、端武者同然ノ働ニテ、本丸ヲ目ニ掛ケ、諸侍ヲ勵サレ、掛レノト下知ナリ、子息伊織助殿十四歳、父ヲ先ヘ立、自然討死有ハ甲斐モナキ義ナリトテ、一番ニ進マレケル、是ニ依テ家中ノ侍(侍)モ一人勵サレ、有江口ヨリ攻入ケル、日向守殿ハ跡ヨリ是ヲ被見、傍ヘ付居タル相撲ノ者、又ハ歩行士ノ達者トモヲ追々被遣、兼テ定候通本丸ノ義ハ無ニ無三ニ乘崩候ヘト免ヲ告ラル、鍋島出丸・二ノ丸ニテ大分ノ手負・死人故、暫ク白テ扣ケル中ヲ、美作守殿驅抜テ、面モ振ラス本丸ヲ目ニ掛テ被進ケル、サレ共一揆本丸ノ石垣ヨリ鉄炮ヲ以テ十間十五間ノ内外ニテ打立ケル、元ヨリ平生鹿鳥ヲ打馴タル手垂トモナル故、浮矢一ツモナシ、本丸石垣下ニテ水野殿先驅ノ與頭淺沼舎人・渡辺十左衛門・酒井右馬之丞・堀忠大夫・石渡市平・今井定右エ門・深栖太郎兵衛・金方三郎太夫・宮森七右エ門・片岡三左衛門・杉野又六・皆川六太夫・廣田與三右衛門・小澤李之

助・廣田市兵衛ノ歷々枕ヲ並ヘ打死ス、其外足輕陪卒百人余被打倒、手負ハ其數ヲ不知重リ臥ス、此處ノ石垣ハ高サ四五間或ハ七八間モ有リ、偶々乗掛ル者モ急ニハ屏ヲ難越、次第ノ手負・討死有リケル故、先手被打立、備モ難立、暫ク白ミテ扣ケル、細川手ノ左先手細川立允殿ハ本陣ニ有ケルニ、何トナシニ諸手騒立由ヲ被聞付、栖樓ヘ登リ見ラル、ニ、鍋島手ノ抜掛也ト騒動シ、大栖樓ニ早鐘ヲ鳴シ、何モ打出ル様子故、與力手勢早々可打出由下知有テ、自分モ鎧ヲ着シ馳向ハル、供スル面々ハ志方半兵衛・熊谷權太夫・同新太郎・神足少五郎・芦田十左衛門・佐方源助・井門十三郎、旗奉行原傳右衛門、持筒頭上羽又右エ門・坂木角之丞、此分一同ニ討出ケル、有吉頼母持口ノ舉木戸ヲ排キ、何モ前後ノ差別ナク本陣ヨリ三ノ丸マテ込合押合、細川大軍平攻ニ押ヨスル、立允殿人ノ跡ヨリ攻入コト口惜被思、下知セラル、ハ、自分左備ナレハ、持口左リ濱手ヘ押廻リ、直ニ本丸ヲ乘崩セト下知シテ、樋上口・田尻口ヲ右ニ見テ二町計リ屏ノ外ヲ廻リテ、濱辺ヲツタイ、池

尻口ノ塀ヲ乗越、木戸ヲ破リ、本丸丑寅ノ岸下蓮池ノ邊
 へ一番ニ乗入ル、立允殿志方半兵衛ヲ呼ヨセ、大組頭ハ
 何方へ備罷有ヤ、能々見分ヘシト被申ケル、半兵衛早速
 其辺ヲ駆廻リ見ル処ニ、小屋ノ、ニハ手桶ニ水ヲ入レ所々
 ニ有シヨリ外ハ人モナシ、此邊ニハ大組頭御旗團居モ一
 向ニ見ヘ不申候ト申ケレハ、立允殿、然刻早速本丸へ乗
 入ヘクト思ハレケレトモ、元來小勢故、本陣ヨリ跡ヲ追
 テ馳付ル者トモヲ待揃ヘ本丸へ乗込ント、暫ク其處ニ備
 ヲ立テ、城ノ位ヲ見分也、郭中ノ一揆ハ皆田尻口ニ下リ
 合セ、細川・立花両手ノ攻ヨスルヲ、爰ヲ一大事ト一塗
 ニナツテ防戦處、思モ寄ラス立允殿ウシロノ池尻口ヲ蹈
 破テ人數ヲ附ラル、事モ、一向ニ一人モ不存、前計リニ
 氣ヲ持テ防シ申トモ、其所モ操破ラレ、二ノ郭ヲ捨テ、
 二十人三十人村ノ小路ノヨリ逃来リ、立允殿備ノ
 前ヲ要リ、我先ニト乱立テ本丸ノ方へ引入ル、立允殿鉄
 炮頭神足少五郎・上羽又右衛門ニ申付、アノ一揆トモヲ
 混打ニ可打殺由下知シテ、頻リニ打立ケル、兎角ノ中へ
 アト勢モ集シ故、本丸ノ流尾ヨリ一番ニ乗崩サント人數

ヲ進メ、若者トモハ城中へ乗込候ヘト、采牌ヲ振テ下知
 有リ、然ルニ本丸^(マヤ)竹形ヨリキヒシク鉄炮ヲ打掛ル故、先
 上羽又右衛門右ノ鬢ヨリ背ノ綴マテ玉ニテ打貫レケル、
 其外手負・死人多ク、急ニハ中々難攻入様子故、足輕ニ
 下知シテ鉄炮迫アイヲ始メ、雙方ヨリ打違ル事夥シ、此
 時立允殿、近習ノ者ニ大組頭ハ未不見カト被問ケレハ、
 近習侍、ナル程大組頭ノ圓居一町五六反モアトニ唯今見
 へ申候ト答ケレハ、立允殿早速使者ヲ以テ、拙者ハ最早
 此処ニ着、城中ニ合戦最中ノ由被申送、佐渡・頼母返事
 ニ、其許へ御着ノ由、夫ハ余リ進被過候、少々御見合可
 然トノ義也、立允殿少モ見合ナク、弥石垣下へ押詰テ、
 最早圓居ノ上ケ時ナルヘシト被申ケル故、原傳右衛門裁
 判シテ、本陣ヨリ絞リテ持セシ乳付四半ノ大旗ヲ披キ、
 岩壁ノ上ニ引揚ント、小頭兩人竿ヲ持ツ、城中ヨリハ是
 ヲ見テ烈シク鉄炮ヲ打掛ケレハ、旗持モ深手ヲ負進兼テ
 扣ル處ヲ、城内ヨリ大鴈股ヲ以テ團居ヲ射破リ、鉄炮ニ
 テ旗竿ヲ打折ケル、然レトモ又々別ノ旗竿トリカへ、各
 勢力ヲ盡シテ眞先ニ圓居ヲ押立タリ、此時圓居ニ附居タ

ル者トモ至極ノ深手負ノ者多カリシカモ、一度モ人參ヲ崩レスシテ石垣下へ扣タリ、細川手右備ノ頭有吉頼母モ甲冑ヲ着シ、請取ノ場へ詰掛ケル下知ヲ待テ人數ヲ押しメ、諸手ノ様子ヲ聞居ル處ニ、大先手長岡佐渡圓居動出テ、三ノ丸へ押掛ルヲ見テ、組下ノ米田與七郎最早乗時ナリト、眞先へ進テ人數ヲ引連レ駈向フ、仕ヨリ當番ノ侍木部清太夫・萩野兵助杯モ打出ケル、頼母今ハ押留ル節ニアラスト、采牌ヲ振立テ組勢不殘乗込ケル、此節三ノ丸一番ト指出仕候面々、

有吉頼母組下ノ番頭

(數々)
萩圖書助

一二月廿七日、與自分共ニ三ノ丸へ乗込申候、證人なし、一二之丸ニ乗込、敵とも少々打捨、小屋ニ火を掛、本丸へ掛り、蓮池之上城戸目附の石垣へ着申候、此處にて證人佐分利加左衛門、其後就御使引取申候砌、立允へ理り、頼母備所へ參申候、以上、

同人組下佐分利加左衛門

一二月廿七日、与之御鉄炮引連、三之丸一番乗り込申候、證人なし、

一二の丸際にて御鉄炮立、敵數多打せ、水之手口にて又鉄炮を打せ申候、證人(數々)萩圖書助、

清田石見与

後藤市十郎

一二月廿七日、清田石見守手より三之丸へ一番ニ乗込申候、仕寄場城戸口にて、菅村藤兵衛せき出申候を、私内平九右衛門と申者押のけ、私を出申候、一二の丸にて敵四人小屋より逃申候を、私一人にて仕留申候、

菅村藤兵衛

一二月廿七日、清田石見守手より三の丸一番ニ乗込申候、證人服部九右衛門・竹内八兵衛、二之丸にて鎗合申候、證人右兩人ニ而御座候、後藤事少茂不申覚、私一番之

333の18

有吉舎人 香山左助 荒木彦太夫 芦田孫作
寺尾元馬 芦田次郎左衛門 本庄角兵衛
澤村宇右衛門 服部武右衛門 山内三太夫

333の17

長岡右馬助 有吉舎人佐

一二月廿七日、二の丸にて鎗・長刀を持、二人向申候、
一人突伏申候、打捨ニ仕候様子、田中又助證人ニ而御
座候、以上、

333の16

志賀左門 竹内八兵衛

一二月廿七日、二之丸のすときハより乗込、鎗合頸取申
候、左のうでに鎗手負、うで叶不申候ニ付引取申候、
働之時證人ハ服部九右衛門・香山与助ニ而御座候、以
上、

由申候、

333の20

米田与七郎差出

様ニト名乗ケル、
米田與七郎・橘是長自分ニ突伏タリ、近所ノ面々御覽候

333の19

築紫大膳与 安場仁左衛門 杉野縫殿助 吉張四郎太夫
萩^{敵カ}圖書与 小崎次郎左衛門 上野兼助 長谷川七兵衛
兵衛 長岡八郎左衛門 鳴海門太夫 荒瀬市兵衛

右ノ面々能働、有吉頼母家來ニハ中松傳助一揆ト鎗ヲ合
セ、其相手ヲ突伏ル、木部清太夫ハ早ク二ノ丸ヘ付、鉄
炮ヲ以テ一揆一人打倒シケル、側ヨリ一揆矢ヲ以テ上帯
ノハズレヲシタ、カニ射貫タリ、乍然猶忍テ着居タリ、
其外ニモ働能者アリ、米田與七郎三ノ丸ヨリ直ニ二ノ丸
ヘ乗込ケル、蓮池ノ辺ニテ一揆一人不意ニ駈出テ、鎗ヲ
以テ與七郎ヘ突掛ルヲ、與七郎其儘鎗ヲ合、手ノ下ニ突
伏タリ、歩ノ者田邊小右衛門大音ニテ、唯今突掛ル敵ヲ

二月廿七日、本丸塀前之土井へ着、有吉頼母一所へ罷有候内之馬乗とも、二の丸・本丸にて手ニ合申候、以上、

米田與七郎家来松岡四郎兵衛進ケル處ニ、一揆大勢鎗・

長刀ニテ一面ニ突掛ルヲ、松岡行掛リニ突伏テ頭ヲ取ル、

御家中ノ侍小崎次郎左衛門ト一所ニテ一揆ヲ打ち、互ニ

證人トナル、右四郎兵衛嫡子松岡權三郎、父ト同乗込テ

二ノ丸城戸へ着、有吉ノ家来井上左門先ヨリ着居ルニ、

詞ヲカハシ二ノ郭へ乗入ル、相働キ升形ニテ手疵ヲ蒙リ

ケル、

御相談有ケルハ、御覽ノ通り城中モ必死ト究相働候上ハ、

中々急ニ難攻入候、最早日暮ニ及候、夜中一揆突出テ

ナラハ惣軍ノ騒働ト察候、然則上使衆ノ差圖ノ通り先々

攻口ヲ甘ケ、人數ヲ蓮池ノ上へ陣取ラセ、柵ヲ振廻シ、

能々警固イタシ、未明ヨリ又々手勢ヲス、メ乗取可申ト、

先刻ヨリ使番ヲ以先手へ申遣セトモ、先手ノ長岡佐渡一

向不承知、追々人數ヲ進ル躰ニ候、此上ハ貴公佐渡備場

へ御越有之、人數ヲ引取候様ニ御差圖頼入候ト被仰候テ、

三郎左衛門殿得心イタサレ、成程拙者^(俗カ)拙者佐渡へ可申入トテ、其マ、馬ヲ乗付申渡サレケル、佐渡申ケルハ、御

上使様ヨリ御下知、且御自分様御出有之、御差圖ノ上ハ

何シニ俄攻ヲ用イ可申ヤ、奉畏候、乍然御覽ノ通り式部

一陣ニ進テ犬走ニ付、心掛ノ侍共ハ塀下へ詰申候上ハ、

拙者引取候テモ無益ノ事ニ存候ト返事スルニヨリ、三郎

左衛門殿重テ式部殿へモ拙者参リ候テ被引候様ニ可申ト

テ、夫ヨリ又々式部備場へ被参、上使ノ下知ノ通り早速

人數ヲ被引上候へ、引モ進モ時ニヨルト申傳候、且上使

衆ノ下知ヲ御聞分ナク候へハ、上様ノ御威光ヲ損シ申候

様ニ聞へ候ト申サレケル、式部答テ、承知仕候、唯今人

數ヲ引取ラセ可申候、乍然後陣詰寄セ候上ハ、先手ヨリ

無理ニ引取候へハ後陣支へ何トモ難成候、後陣ヨリ引揚

申候ハ、段々此備ノ人數ハ繰引ニ可仕ト返答ス、三郎左

衛門殿、尤ノ事ニ候、然者後陣へ参リ段々被引候様ニ可

致ト乗返シ、蓮池頭ノ有吉頼母備所へ被参テ委鋪申サレ

ケル故、頼母合点致シ、組ノ詰勢手ノ者トモヘモ其訣ヲ^(訳)

申遣シ、先攻口ヲ甘ケ^(ママ)申候様申渡、繰引ニ致シ、細川立

允殿ニモ、右ノ訣ニ付組勢ハ引取申候ト、使者ヲ遣シケル、妙解公ヨリ立允殿ニモ又々道家七郎右衛門ヲ以、上使衆ノ差圖ノ通り、早々人数ヲ可被引トノ義也、立允殿無念團居下シ人数ヲ繰、扱松平伊豆殿家来一人ヲ殘シテ扣ヘシニ、言ヲ掛ケ、御上使衆ヨリ可引入ノ旨被仰渡候、依テ越中守本陣ヨリ可引取由、再三使ヲ越上ハ無據軍令ヲ守リ備ヲ引入候、其元ニモ一同ニ可引入ヤト有ケレハ、彼侍御意奉畏候、一同可引取候ト申、立允殿又々、然者越中守手ニハ立允シツハライヲ致シ候条、其方能々承置レ候ト被申ケレハ、彼侍御尤千萬ノ御届ニ奉存候、慥ニ奉承知候テ、御人数ヨリ先ニ私ハ可引申トテ引取ケル、立允殿モ手勢ヲ被打入ケル、

同時、水野美作守殿・同嫡子伊織之助殿松ノ丸ヲ被乘取、傳曰、水野家ノ諸侍本丸ヲ取圍ミ、松丸乗取ヘクト勸ケレトモ、手負・死人多キ故、暫ク白ミケルニ、美作守殿父子跡ヨリ乗付テ、是非無二無三ニ可攻入ト下知セラル、旗奉行神谷丕之助旗十本ノ内漸一本持セ来テ、旗ヘ手ヲ掛、本丸ヘ入ント持ケル、美作守殿金ノ手把熨斗ノ馬印

ハ、近藤七郎兵衛・近藤庄太夫兩人自身ニカツキ、日頃鷹狩・猪狩ニ名ヲ得シ達者ノ侍故、矢・鉄炮ヲ凌キ、本丸ノ石垣ヲ乗上テ、松ノ丸ヘ一番ニ馬印ヲ押立テ、續テ美作守殿大旗ヲ押立、父子モ一同ニ石垣ニ乗上テ、関ヲ同音ニ作リケル、諸手モ是ヲ見テ目ヲ驚ス働ナリト感心ス、祖父日向守殿ニノ丸迄託寄セ、美作守殿父子本丸ヘ被乗上ル、ヲ見ラレ、今生ノ本望不過之、美作ハ大坂ニテ五月六日七日ノ手ヘ合イ、高名ヲモ致、左程今度ハ氣遣モナシ、孫伊織之助ハ幼年ニテ初陣ニ自身ニ本丸ヘ乗込候事、水野家代□武邊相續候、寔以長命シテノ欣ヒ此上ナント、大形ナラザル機嫌ナリ、家中高名ノ侍ニハ上田玄蕃・鈴木大膳・光岡主膳・東平右衛門・鈴木半之丞・金方平右エ門・磯村係平治・小倉瀬平治・有安長兵衛・遠山六之丞・鈴木次兵衛・坂田久弥・同小膳・三好次郎九郎・藤掛勘九郎・長井平右衛門・杉野庄左衛門・今枝勘右衛門・小倉政之丞・齋藤源左衛門・片山六郎左衛門、右ノ外ニモ數人有テ、中ニモ名譽ノ働仕、名ヲ世間ニ顯タルハ美作守小々姓三好次郎九郎也、其働キハ、前カト

ヨリ原城ノ一番乗り美作守内三好次郎九郎ト自分ノ名ヲ
紙札ニ書附、具足ノ鼻紙入ニ所持シテ、城乗ノ時諸人ニ
スクレテ持ケル故、諸人見テ、扱々見事ノ御働也、何ト
申御仁カト問フ時、件ノ書札ヲ取出シ、諸人エ渡シ、是
ハ私ノ假名也、後日ノ證據ニ被成被下候ヘト申、諸家ノ
人々請取テ、以来ノタメトテ持帰ル故、次郎九郎武名ア
マネク申傳ケル、日向守殿モ、若輩トシテ此城ヲ一番ト
志事、寔英雄ノ武士トハ是等ヲ申ヘント、次郎九郎カ前
髪ヲ押撫テ被感ケル、扱本丸ヘ大將分ノ一番乗ハ水野美
作守殿父子・有馬藏人殿也、然ルニ藏人殿ニ美作守殿先
乗ノ争有テ、上使衆モ急ニ不及了簡程ノ義也、美作守殿
ハ後手ノ大將故ニ、鍋島殿被乗崩候跡ヨリ、二ノ丸ヨリ
本丸ノ大手口ニ乗掛リ、カラ堀ノ左右ヲ討テ被乘込、藏
人殿ハ寺澤殿後手故、寺澤先手ヲ掛ヌケ、土壹人ニ鎗ヲ
持セ、主従兩人ニテ天草丸ノ方ヘ打寄セ、唯一足ニ石垣
ノ上ヘ乗上リケル時、諸手ヘ向テ、今日ノ城乗ハ大將分
ノ一番乗り有馬藏人也、心有ル侍ハヨツテ見置候ヘト高
声ニ名乗ケル、然處ニ水野殿待鈴木半之丞ト申者先ヘ乗

リ、石垣ノ上ニテ打取リ一揆ノ首ヲ脇ニ置キ、息ヲツキ
居タルカ、藏人殿ノ声ヲ聞、十文字ノ鎗ヲ持ち走り掛リ、
藏人殿被乗上石垣ノ上ヘ立塞リ、唯今御出有テハ誰殿ニ
モ候ヘ、一番乗トハ申サセ間敷候、此丸ハ水野美作守一
番乗り仕候、旗・馬印ヲモ入レ、家来ノ者何モ手碎キ乗
取候、二番乗トノ義ニ御座候ハ、引上可申ト申ケル、藏
人殿若無承知ハ鎗ニテ突落ス顔色也、流石ノ藏人殿、然
ラハ美作守ニ續テハ自分ソト申サレケル、半之丞モ爰ニ
於テハ禮義ヲ正シ、鎗ヲ地ヘヲキ、御意之通り美作守ヘ
續候テハ御前ニテ候、外ニハ御大將衆未タ壹人モ御出無
御座候、二番乗ノ御高名ノ義ハ乍憚私承届申トテ、石垣
ヨリ上ヘ引上ル、藏人殿ハ其假行カ、リニ詰ノ丸喰違ノ
所迄話カケ、美作守殿ハ何方ヘ被居候ヤト被問、旗奉行
神谷左之助・近藤七兵衛答テ、美作守ハ腰曲輪ノ上ヘ罷
在候、旗・馬印ハ是ヘ豎置申候ト申ケル、藏人殿、扱ハ
自分一番乗紛レナシ、作州身自被乗事ハ我等跡也ト被
思ケル故ニ、以後此諍論殊外六ヶ敷相成ケル、藏人殿先
手ヘ出張ノ由申来候ニ付、作州ヨリ今枝甚右衛門ヲ以テ

申サレケルハ、唯今其元御出ノ由、手前義ハ左御跡ノ久留ス有之處へ罷在候、其元ニハ旗・馬印入置候故、足輕共ニ鉄炮ヲ打セ、敵ヲ押ヘサセ申候、若敵夜陰ニ及突テ出ル事モ可有之候間、手前一所ニ御引取候テ御座候ハ、申合セ下知可仕由被申ケル、藏人殿、扱ハ拙者ヨリ跡ニテ御座候ヤ、敵相近所好申候ニ付是へ罷在候、夜ニ入候ハ、敵突テ出候事モ可有之トノ御氣遣無余義候、乍然其段ハ我等是へ罷在候間、御氣遣イ有間敷候也ト、返事ノ趣今枝甚右衛門主人ノ美作守殿へ申達ケル、家中ノ侍ハ此返事ヲ聞、何モ立腹致シケレトモ、美作守殿ハ、ヨシノ其儘ニテ置候へ、多分暮ニ及候ハ、敵突テ出ル事可有之候、其時崩来ラン事必定也、藏人若足輕へ打交テ被突立、崩サレ申候ハ、藏人トモニ込テ討ト下知セラレケル、美作守殿ハ牀几前ヲ飾セ、侍纒ニ三十人許鎗衾ヲ作ラセ、今ヤ出ルト待掛ケル、其内へ出頭人渡部左太夫ト云者、預リ持筒十挺為持来テ床机ノ前ヲ堅メケル、藏人殿ハ本陣へ申遣シ、鉄ノ楯ヲ取ヨセ、自分ノ前へ立サセ、自身鎗ヲ取テ堅固ニ扣ラル、敵モ突テ不出、然處伊豆守

殿ヨリ下知有テ、先手ヲ鍋島へ被相渡、美作守殿ハ後陣ニ被引取候へト、再三使者ヲ以申遣シ、藏人殿ニモ、右ノ通りノ義故、水野家ノ人數ハ其假引揚テ、鍋島ノ後陣へ備ラル、藏人殿ハ父左衛門佐殿荒大將故、跡ヨリ來テ上使衆ノ下知有トモ暫見合可然由被申ケル故、猶堪へテ扣ラル、處ニ、上使衆ヨリ頻ニ使者來テ、寺澤ノ後陣へ可被引取ノ由ニ付、無據寺澤殿ノ後陣へ被引ケル、同刻、細川ノ一手本丸海手ノ隅ヨリ本丸へ乗込、傳曰、細川ノ組頭上使ノ申付ケ妙解公ノ御意故、何レモ組勢手人數ヲ引連テ追々後手ヨリ引取ケル、城内少シ安堵シテ、^(巻)挾間ノ矢・鉄炮モ少ク煙モウスクナル故、長岡式部城ノ様子ヲ伺テ、天晴宜敷乗時也、何レモ進メト再拜ヲ振立テ、大鼓ノ拍子ヲカヘ頻ニ打鳴シケル、犬走りニ附タル諸勢ハ元ヨリモ好ム事故、一同ニ又々必死ト乗掛ル、即刻塀ヲ越へ本丸へ打入ケル、一番乗益田才助、紺一本シナへ角取紙ノ差物ニテ乗込、東ノ石垣ノ上也、最前同所ニテ石ニテ冑ノ立物ヲ打折レケルカ少モ不厭、右ノ石垣ヨリ乗上リ、東ノ隅ニテ一揆ト鎗ヲ合セ、突伏テ高名ス、

江戸浪人岡本八左衛門・後藤左右衛門モ同進テ證據トナル、甥岡本傳十郎共ニ乗込テ、鎗ヲ合ト敵ヲ打ツ、才助若黨山下勸右衛門・千手甚右衛門、主人ニ從テ乗込、各敵ヲ切伏ケル、岡本傳十郎ハ早ク本丸ノ小屋^くヘ火ヲ掛テ焼上ル、翌廿八日、松平伊豆守殿ヨリ使者ニテ、細川備所ヘ被申遣ケルハ、何レモ手ノ者トハ不存、東ノ石垣ノ隅ヨリ、紺ノ一本鹿毛ニ角取紙ヲ附タル者、初中後見ヨリ相働キ本丸ヘ早ク乗込ノ由、拙者武者奉行モ慥ニ見届ケ候、吟味可有由也、妙解公ヨリ岡本十左衛門ヲ本丸ヘ御使ニテ、如是ノ指物ニテ乗込候者ヲ吟味可仕由也、段々致吟味タル処、一本シナヘノ差物ハ益田才助ヨリ外ハ無之トノ義故、上使衆ヨリモ、細川手ノ馬廻侍有吉舎人組益田才助ト申者、右ノ差物ノ由御申達アリ、爰ニ相組ノ侍中何モ訴ヘケルハ、益田才助組ノ番差物ヲ不用自身ノ差物ヲ用働候處、不都合相見ル、軍令ヲ不用越度ニ相極候ト申出ケル、然トモ今度才助組差物ヲ不用訣ハ、出陣前組頭有吉舎人ヘ申立ケルハ、番方ノ對差物ニテハ分り難ク御座候間、自分ハ紺ノ一本鹿毛角取紙ヲ付一揆

働度由申達ケレハ、舎人モ感心シ、備頭中ヘモ申達、何レモ免シノ上ニテ用ケレハ今更越度ニナルヘキ様モナク、殊更了簡ノ通り諸人ヘ抽テ働ケル故、竟ニ一番乗ノ證據分明ニ、岡本八左衛門方ヨリ小刀筭ヲ取置ケル、此時河喜多九大夫モ乗込テ一二ノ論有ケレトモ、斯ク分明ニ上使衆ノ御覽ニ認ル程ノ義故、妙解公モ此仁ヲ以テ御賞翫有リ、此時益田才助^録百五拾石、歳三十七也、

333の22

益田差出

二月廿七日、本丸乗取り申時、私一番乗仕候、東之隅より乗申候、其口ニハ具足着仕候侍、私共ニ四人ならてハ居不申候、東の方より四人一番乗り申儀ハ、其紛無御座候、證據ハ石谷十蔵様御手ヘ附居候浪人岡本八左衛門と申仁ニ而御座候、其上寺尾左助組之御鉄炮之者茂見申候、乗込候て、敵一人鎗を持私ヘ向申候を、私も鎗にて突たをし申候、證據歩行御使番加藤安太夫見申候由申候、首ハ打捨の由故取不申候、

一右之乗口より、私甥一人召連參候、一度ニ乗込、小屋

333の23

ニ火を掛、其後鎗を仕候而、敵之首一ツ取り申候、證據ハ小野権十郎見申候由申候、印ハ組頭へ見せ候て捨申候、以上、

寛永十五年二月廿九日 益田才助

有吉舎人殿

津ノ川四郎右衛門差出

二月廿七日、有馬城攻之節、馬場三郎右衛門殿より御本陣へ楯板取ニ被遣候間、其旨御耳達候得者遣可申由御意ニ付、私持せ、本丸坂下まで参り候處、石垣ニ付居申候御人数引下し候へと、度々御使被下候へ共、一人も下り不申候ニ付、私参り、御使之通り立石助兵衛ニ申聞せ候ハ、乗られ候ハ、其儘置可申候、乗候事成間敷と見候ハ、何も引をろし可申と談合仕候へハ、助兵衛申候ハ、左にて候、内強候間乗候事成間敷と申候間、石垣へ附被居候侍衆へ御意にて候間、下り候へと申候へハ、何も下り被申候處、私者申候ハ、角より乗さうニ見へ申候と申候間、則私城内へはいり、右之方へ附参候、其あたりニ

333の24

ハ誰茂見へ不申、見ニ参候衆茂無御座、大手の口まで参候、暮ニ及御侍衆茂被参候、其後柵木・竹たはの義申上候へハ則被下候、御鉄炮頭衆御人数之前柵をふらせ被申候、其所ニ夜を明し申候、翌日廿八日の朝御昇柵さわにをき被申候へと申候、其後私不存、さくより外へ出し候、御人数打入之刻も御昇奉行と申談御本陣へ参候、以上、

三月十二日 津川四郎右衛門判

澤村宇右衛門殿

淺山修理殿

河喜多九太夫差出

一二月廿七日に城乗、私居申候処ハ、本丸海手の角と舛形の間の中程に、塀間中程やふれ戸口の様ニ明き候にむしろを掛申候、其下の石垣少し崩れ、高さ三尺五寸計も可有御座候、其石垣さわに着居申候て、其口より乗込可申とて鎗にてしらくせり合申候、其證據人ハ松平伊豆守様御馬乗衆三人ニ言葉を印をき申候、其後状を取申候事、

一右之持口鉄炮石、殊外稱敷打掛、手負大分出来申ニ付、其通り七八間か間ハ皆場をあげ引退申候、然とも私人ハ少も引退す、初より終まで残居申候を、寺本八左衛門・清田文右衛門・山田新九郎・田坂平兵衛・藤井三郎四郎見申候事、

一私一番乗り仕候義ハ、長谷川仁右衛門・寺本八左衛門・

清田文右衛門、御鉄炮を石垣より六七間程下の方へ備、

塀打の敵をしへらく打立申候ニ付、其力を得、塀の破

口より一番ニ乗込申候、是ハひとへに御鉄炮の影と奉

存候、併私立物差物を差、塀の上を高くと乗込候ハ、

惣の目にも能見得可申候へとも、立物差物ハ打折れ少

も無御座候、殊ニ塀の破れより其儘入申候間、中く

遠目ニハ見へ申間敷候、近く居申候者さへ見不申者

の御座候、然とも先慥ニ見申候證據人ハ、

一長谷川仁左衛門ハ、私居申候所より六七間程下の方ニ

御鉄炮を打せ居申候ニ付、私乗を能見申候、海手の角

より舛形の間までハ、私より先へ乗申たる者無御座候

由申候事、

一山田新九郎・藤井三郎四郎、私きハに居申候而乗申ニ付、能存候事、

一湯淺平右衛門ハ、海手の角より二三間程西の方の少下

の方ニ居申候て、私塀の破より乗込候を見候而、其儘

海手の角に走り行候処、其時角へ居申候者共我先にと

乗申候ニ付、同前ニ乗申候由申候事、

一田坂平兵衛ハ、舛形の上ニ居申候て、高見より能見申

候処、海手の角より舛形迄之間にてハ、私より先へ乗

申者無御座之由慥ニ申候事、

一佐田安之丞ハ、親手を負申候ニ付、蓮池の端へ居申候

て私乗候を見申候、又海手の角より乗申迄も慥ニ見申

候処、私乗申後少し間有之候て、海手の角ハ乗申候

由慥ニ申候事、

一私居申石垣きハより六七間程間を置、下の方へ御鉄炮

の者其外御人数居申候間、定て私乗候跡にていろめき、

石垣きハに走り、石垣を登り可申候、其時分ハ最早脇

くの塀を皆乗申にて可有御座候、其跡勢の乗申候を、

世上にてハ其時分乗申候様ニ見へ申候間、此段ハ御吟

味被成可被下候事、

一本丸へ乗込候て、其儘鎗にてせり合、敵式人仕留候を、立花左近様御内前田忠左衛門・保科肥後守様よりの御使者大村孫兵衛、跡より被参候而見被申候ニ付、言葉をかまし置、其後證據之状を取申候事、

右、少も相違無御座候間、夫れくくの證據被成御吟味可被下候、以上、

寛永十五年卯月九日

河喜多九太夫正重判

嶋少右衛門殿

山田新九郎差出

一私義、本丸之下石垣の角ニ附申候へハ、立允様へ掛御目申候、御先へ参り堀下ニ付申候、跡より永田十右衛門参申候、暫居申候処ニ石にて打落され申候、其後寺本八左衛門・長谷川仁左衛門御鉄炮を揃へ堀を打せ申候處ニ、私・平野太郎四郎堀の破れ口の下ニ付申候へハ、河喜多九太夫も居申候、長谷川仁左衛門ニ私申候へハ、鉄炮やめ候へ、乗可申と教度申候、長谷川仁左衛

門・寺本八左衛門鉄炮をしけく打せ申候故、城より石を打申候事もうすろき申候、鉄炮打止め申候と、堀の破口より乗込申候、本丸へはいり、右の方へ参候處ニ、切支丹人数居申候を、私・太郎四郎兩人仕突ころし、追込参申候、木戸口より十間程も先まで追掛参候処ニ、跡よりも味方人数参り申候、跡より参候者、或ほうたれ散くニ成申候、私・太郎四郎・私小姓一人突合居申候処、太郎四郎突伏せられ申候と見へ申候へ共、大勢突掛り申、私も鎗突折申候故引取、鎗を取替申候、其後長谷川仁左衛門と一所ニ罷在、家々間より数人鎗を持ち掛り申候間、長谷川とならひ防申候処ニ、家ニ火掛り申候ニ付、切支丹ものき□、其のち私ハ先へ乗申候と長谷川へ申、木戸より先の方ニ参り申候処、梅原九兵衛ニ逢申候、夜半まで居申候へとも、替義無御座候ニ付罷帰、清左衛門一所ニ居申候、以上、

二月廿九日

山田新九郎判

坂崎清左衛門殿

又同人差出

一本丸乗候義、長谷川仁左衛門・寺本八左衛門(門脱カ)鉄炮前ニ而、
私一番ニ乗込申候、内にハいり味方一人も見不申候、
河喜多九太夫私を證據ニ立申候由、跡を見不申候故不
存候、私一番ニ乗込申候を見申候者、御陣場をかり居
申候浪人小澤五左衛門・金坂彦右衛門・山田三郎右衛
門・野村才兵衛・設楽源太郎など申者、私より濱之方
老間半・二間程御座候て、石垣下ニ偏ニ並居申候、慥
ニ見申候由申候事、

一河喜多九太夫ニ扇を借申、跡を招申候、以上、

卯月廿四日

山田新九郎

有馬吟味

御奉行衆

早水一郎兵衛差出

一私義、二月廿七日ニ本丸北東の程、石垣の腹ニ付居申
候処ニ、石にて甲数度打れ申候、一所へ居申候者柘植
源右衛門・鎌田源太夫・築紫大膳組浪人澤木弥平太夫

ニ言葉をかまし居申候、堀を乗掛へ、本丸東の海手の

方にて敵ニ逢申候、鎗を合せ首を取り申候、證據人築
紫大膳・澤木弥平太、歩御使番吉岡瀬兵衛・森田弥五
右衛門見届申候、則廿七日夜半時分まで本丸ニ罷居申
候、津川四郎右衛門殿へ申候ハ、御本陣へ可参候やと
尋申候へハ、可然と被仰候ニ付、桑木淺右衛門・岩崎
権平本ま・山太郎兵衛・入江傳右衛門、此者共同道仕、
御本陣へ参申候、以上、

二月廿九日

早水一郎兵衛判

丹羽亀之丞殿

333の28

歩行使番都合太兵衛、屏ノ破口ヨリ乗入テ、本丸ノ一番
乗都合太兵衛ト名乗テ、一揆ト引組取テ押へ首ヲカク、
是本丸ノ一番首也、歩侍ニハ池永源太夫鎗ヲ合セ、一揆
ヲ突テ疵ヲ被ル、後藤権右衛門ハ一揆ヲ斬伏テ首二ツヲ
取ル、足輕ニハ山内五兵衛・平井十兵衛・岩尾數右エ門・
齋藤庄藏・品川六兵衛・志賀安之丞・村上弥左エ門・加
藤安太夫・速水忠兵衛・江口彌左エ門等也、

都甲太兵衛差出

一私義、二月廿七日七ツ時分ニ、本丸海手の角より二間程南石垣ニ着居申候、證據續平右衛門・下村五兵衛・

竹原少太夫ニ而御座候、

一何れも引取申候へとの御使両度御座候ニ付、何れも引取申候、其時竹原庄太夫相残り、私ニ引取り可申由申候得共、私引取不申候、澤村宇右衛門ニ本丸にて討死可仕と約束申候ニ付、私引不申候、其時青き着物を着候もの石を打、殊外働き申候処ニ、品川六兵衛ニ言葉をかへし、鉄炮にて打伏申候、右之様子品川六兵衛存候事、

一私引不申石垣ニ付居申候処、池永源大夫何も引申候へとの御使ニ参、私同所ニ居申候処、後藤権右衛門御先手引候へとの御使ニ参、私ニ引候へと申候へ共、私申分ハ打死可仕由申候得者、権右衛門同前打死可仕と申候て、池永源大夫・後藤権右衛門・私三人同前ニ石垣ニ着居申候、私申分ハ、源大夫・権右衛門城内ニ石きれ申ト見へ申候間、鉄炮打候へと申処ニ、両人之衆鉄

炮打立申候ニ付、敵不殘引申候中ニ一人殘、堀裏より

鎗を出し申候、私其鎗を取、城内ニ其儘付入申候処ニ、後藤権右衛門私ニ見事之由言葉を掛申候、権右衛門・源大夫・私三人同前ニ本丸へ乗込申候、則堀きわにて組伏せ首を取申候処、品川六兵衛存候、私右ニ鉄炮にて打伏候、以上二ツさげ候て出申候処、岡本又兵衛・高木新右衛門・市瀬藤右衛門ニ逢申候、右之首御前へ差上申候、海手の角より南二間目、一番乗後藤権右衛門・池永源大夫・私三人乗込申候事、

一二月廿七日の八ツ時分、二の丸大手より入、私手傳ニ寺尾左助組平井十兵衛・長谷川仁左衛門組山内五兵衛・高橋九左衛門組岩尾数右衛門・私甥ニ斎藤庄蔵、右之衆同道仕、二の丸方ノ家ニ火矢打付させ通申候事、

一二月廿七日ノ晚日の入ニ、本丸ニ火矢を打付焼立申候由、寺尾左助組平井十兵衛御本陣ニ参上仕、既西堂〔既カ〕まで申、則御前ニ被仰上候、右之火矢を打候者共ハ右之四人にて御座候事、

一明ル廿八日の朝六ツ時分、本丸大家ニ火矢を打付焼申

儀、松倉長門様御内柴田藏入と申仁證據にて御座候、長谷川仁左衛門事存候由右之者共申付、□上申候様子之儀、右四人之者共へ御尋可被成候、以上、

寛永十五年三月

都甲太兵衛判

後藤権右衛門差出

一二月廿七日、本丸先手ニ居申候御侍衆ニ、楯内迄引候へとの御使ニ参り、御詮之通申渡候へハ、一切引不申候間、城東の方角より二三間目石垣ニ付、鉄炮を打候へハ、敵引申候ニ付其儘乗申候、海手より一番乗り都甲太兵衛・池水源太夫・私三人にて御座候、證據人右兩人にて御座候、城中にて敵二人打取申候、則鼻ニ仕候、多田十右衛門・難波吉右衛門にて御座候、夫より荒木助左衛門・佐分利権右衛門兩人ニ言葉を替し、小林半三郎と同道仕、御旗本へ罷帰申候、以上、

寛永十五年三月廿六日

後藤権右衛門

御吟味奉行衆

池水源太夫差出

一二月廿七日、城詰被成候時、御先手の衆先柵のきハに引取申候へとの御使ニ参る處ニ、本丸の海手の角堀の□付申候御侍衆ニ御詮之通申渡候処、則取合御座候へとも、味方鎗計ニ而御座候間、私・後藤権右衛門鉄炮にて打立申候へハ、則敵白ミ申候間、其儘乗申候、本丸東の角より一番乗り仕候者ハ、都甲太兵衛・後藤権右衛門・私三人計にて御座候、夫より城内にて鎗きす少蒙り申候付罷帰申候、以上、

寛永十五年二月廿九日

池水源太夫判

寺内五兵衛殿

右之三人働最勝レケル、誠ニ都甲太兵衛ハ其日仰ヲ蒙リ、近山ニ躑躅ヲ取ニ人夫ヲ召連レ参リケル、遙ニ城乗ノ様子ヲ見テ馳帰リ、雨天故蓑笠ヲヌカズ、其儘石垣へ付スハ城乗ト騒、大鼓ノ位ヲ受テ城中ニ乗入、蓑ニ火ヲ付テ小屋ニ投掛焼上、差圖ノ通り組打ス、斯ク見事ナル働也ト云トモ、上使衆ノ不掛御目ニ番乗トナル、其外ニハ浪

人森本藤太昌勝モ早城中ニ乗入ケレトモ、火燧ヲ忘ケル故、火ノ手ヲ立ル事成兼、旗指物モ無リシ故、森本藤太一番乗り名乗タル計ニテ、分明ニ知ル人モ有間敷ト思ヒ餘リ、無念ノ至リ、一揆ヲ逐詰テ一人切殺シ、直鎗二本・竹鎗一本ヲ切取ケル、松平長門守殿ノ使者志賀茂右衛門・板倉主水殿手ノ浪人加藤縫殿助一所ニ相働、證據トナル、眞源公ノ歩卒頭田中左兵衛氏久ハ、最本丸ニ一番ニ乗込テ抜群ノ手柄有リ、サレトモ上使衆ヨリ益田才助ヲ一番ト定ラレケル故、妙解公・眞源公も其通ニ究メ玉ケル、然レトモ祿ハ益田ニ陪シテ可賜由御約束故、段々立身シテ都合四千石ノ録(録)ヲ被下ケル、抜群ノ働故也、田中左兵衛軍功之指出一通、

一寛永十五年二月廿七日、肥前の國原城落申候、則三の丸・二の丸迄ハ御側ニ被召置候、
一諸勢本丸ニ乘兼申候、折節御詮ニハ、志水久馬へ可申聞ハ、組之者を召連れ先手へ参り候得、私にも久馬と同前ニ可参旨御意ニ付、私申上候者、御預ケ置候者共

を召連可参と申候へ者、則御側江人無之候間、一人連参る間敷由御意候間、組の衆へ申渡候ハ、何も御側へ能居候か、各高名にて候そと申渡置、則久馬へ御詮之通申聞、同道仕参り、私ハ直ニ本丸之石垣へ着居申候へハ、上より鉄炮・石を打、鎗をなげ、苦ニ火を付なげ掛申候を、度々踏けしなと仕居申候、其時石谷十蔵殿手の浪人衆、板倉主水殿之衆、立花左近殿衆、御家中にてハ野田弥三左衛門・志垣小傳次・林喜助・同小姓、私ハ其外諸手の浪人共、一所ニ罷在り、互ニ名乗相、其刻までハ本丸へ一人も乗申たる者無之由を承届、一番乗可仕と各あらそひなと仕候、他國の者ニ先掛ケをさせ候てハと存、七八間程塀の無之処、海手の角脇高さ二間計の石垣を乗上り、細川肥後守内田中左兵衛本丸之一番乗と名乗申候、敵二三百程居申候、鎗を持居申候者五六人程居申候、五六人先立参り申候間、其者共と鎗を合、一人突伏せ申候、五人十人ツ、度々掛り向候ニ、其度々鎗を仕候間、又一人突伏せ申候、此者後に立上り申候を、志垣小傳次突伏申候、

其時小傳次・私小姓之九左衛門討死仕候、然處阿部市太夫・林喜助・同小姓惣兵衛、石谷十藏殿手之浪人福田市郎右衛門と申者乗上り、一所ニ鎧を仕候、其刻私足本へ鎧三本突掛候を、二本踏落し申候、後ニ其鎧を喜助小姓惣兵衛取上ケ捨申候、其節左のかいなを鎧にて突貫せ、左右のものゝを突せ、足も突せ申候、其外隕首・面・肩・指なども数多所石にて打破らせ申候間、両手難叶、眼くらミ草臥申候間、是迄と存、南無八幡と大勢の鎧先へ掛向働申候処、鎧四五本具足の射向ニ中り申候、されとも其身ニハ通り不申候、其刻ハ敵も大分引逃申候、纔ニ四五拾計ニ見へ申候、右之福田市郎右衛門ニ申候者、左兵衛一番乗仕、今までの働見申候哉、鉄炮呼打せ候へと言葉を掛置申候、步御小姓ハ並少助鉄炮を持居申候間、あれ打候へと申、敵一人打せ申候、其時も私ニ鎧を三度突掛申候を、三度共ニ鎧を仕申候、深手を負、両手不叶、鎧無間引取候、最早時分能候間、何も續れ乗上り候へと、大勢着居申候者ニ度々聲を掛申候、此時の様子ハハ並少助・塩津九

左衛門など被存候、私引取候砌、益田弥一右衛門ニも石垣下ニ而逢ひ、色々言葉を替置申候、惣勢引取候へと御旗本より度々御使被遣候得共、私乗込働居申候躰を見候て、御先手ニ居申候者共ハ不引取残居候て、私共突伏せ敵少ク成候て、次第ニ乗上り候様子ニ奉存候、右之者共ニ御尋可被成候、私指物ハ赤き切さきのミの手鎧ハ十文字にて御座候、申の中刻初より半時程の間本丸にて働申候、私一番に乗り、暫の働の躰を有吉頼母佐・西山左京殿・平野九郎右衛門・澤村宇右衛門・野瀬儀左衛門・堀平左衛門・小野権兵衛監物者共何れも遠なから見申通り申候、彼の福田市郎右衛門、後に肥後守様御前ニ参り直ニ申上候者、田中左兵衛本丸へ一番乗り、見事の鎧働被仕候、肥後守様ハ流石御大名にて能人を御持候と、ケ様ニ御直ニ申上候、私申上候ハ、此仁ハ福田市郎右衛門と申候て、石谷十藏様御手の浪人にて御座候、私ニ續れ乗上り、見事の鎧を仕と申上候へハ、御錠ニハ、扱々左様ニ而候哉、御手前ハ骨御折候と御意御座候つる、證據の為と存、御前

333の34

にて私驗殘し候へ共とて、櫛柿を市郎左衛門に遣し申候、此様子稲生七郎兵衛・田中弥次右衛門など御側にて見可申と奉存候、然處ニ御げりやうの宗即申候ハ、何者そ大将の御前へ参り慮外を申候とて、市郎右衛門を追退申候、此段定て御覺被成可有御座と奉存候、此外ニも私一番乗仕候儀、他國の者共の取沙汰を、大村猪右衛門も本丸にて廿七日の夜承届申候、尚御尋ニ付可申上候、以上、

寛永十五年七月廿一日

田中左兵衛判

住江求馬介殿

右之通り相違無御座候ニ付、
為證據判形仕置申候、以上、
阿部市太夫判

村上吉之丞・山田忠三郎・平野太郎四郎三人ハ、兼テ申合討死ノ覺悟故、三人者何トモ本丸へ乗込テ強ク相働、見事ノ鎗合太刀打シテ、太郎四郎一番ニ打死ヲ致シケル、山田・村上モ深手ヲ負、小屋迄ハ引取ケルカ、各無程相果ケル、尤心掛ノ打死也、太郎四郎父平野次部左衛門、

333の35

二男太郎四郎打死ノ差出一通、

一私俸太郎四郎儀、二月廿七日有馬城乗之節、二の丸にて切支丹二人鎗を持掛り候を、一人突留申候、一人ハ鎗付申候へとも逃申候、村上吉之丞も一所にて鎗を合申候由にて、二月廿八日の朝、吉之丞方より俸太郎左衛門方へ右之様子申遣候、使ハ團弥と申小姓ニ而御座候、今ニ吉之丞俸所ニ居申候間、様子御尋可被成候事、
一本丸塀の破れ口より敵走上り申候処を突留申候、此段召遣候下々申候事、

一本丸塀の破口にて山田新九郎・河喜多九太夫と一所ニ罷居申候、本丸の内すどろの先にて新九郎と一所ニ居申候、切支丹共突掛申候を突立て、一人突伏、新九郎ニ言葉を掛け申候、其後新九郎より二三間脇の方にて大勢と突合申候処ニ、鎗折れ申候、敵の鎗にても、を突れ候てたをれ申候、其後定而倒れ申候処にて打果申候と存候段、新九郎申候間、様子の段新九郎被存候、
已上、

寬永十五年七月八日 平野治部左衛門

同中刻、細川ノ大先手長岡佐渡本丸へ入、傳曰、佐渡旗奉行西垣庄太夫ハ最前鉄炮ニ中リ打死イタス故、嫡子太右衛門父ニ代テ旗ヲ支配ス、佐渡兼テ申渡ケルハ、城乗ノ節ハ數多旗ヲ不持參、乳付大旗二本ト同四半大旗ノ圓居、都合三本ニテ可乗由也、今日モ右ノ通り三本ノ旗ヲ西垣太右衛門召連テ、佐渡備ヲ馳抜テ、田渡ノ虎口ヨリ二ノ郭へ入ケル處、式部小高所へ手ノ人數ヲ丸ク備ル城内ノ位ヲ伺ケル、太右衛門ハ右ノ備ヨリ又々馳抜テ、旗ヲ眞先ニ押立テ、小頭瀧田孫右衛門ニ申付、類ニ進ケル處ニ、式部所存有テ旗ヲ呼返ス、笠傳右衛門所持ノ大旗并ニ江島與左エ門指居タル圓居ヲ式部前へ立、田中三郎左エ門旗ノ支配ス、西垣太右衛門ハ中村理兵衛・瀧田孫左エ門召連レ、原口傳右衛門ニ乳付ノ長旗一本ヲサ、セ、矢・鉄炮ヲ不構、精力ヲ盡シ岩ノ上へ登リ、石垣ノ破口ヨリ城内へ旗ヲ入、小高所へ押立ケル、此所ハ本丸ノ東、海手ノ角ヨリ五六間ノ程也、諸手ノ一番抜群ノ高名也、

證人ハ歩侍大村猪右衛門也、式部モ早速乘入テ、旗下ニ陣ヲ居へ、圓居モ同立並、此節風強吹テ、乳付ノ大旗ヲ竿ニ吹カケ紋所知レ兼候ヲ、澤井善太夫走り寄テ旗ヲ披、上使衆ノ方へ引向ケル、白地ニ紺ノ九曜ノ下ニ笹ノ丸ヲ付タル長旗ト、茜ニ白キ笹ノ丸ノ圓居ト、輝キ夕日ニウツリ、尤見事ニ分リケル、妙解公・真源公・馬場三郎左衛門二ノ郭ヨリ御覽有テ、當手ノ旗・圓居一番ニ城内ニ入タリトテ、御機嫌不斜、早刻上使衆へ以使、唯今城内ニ當手ノ旗・圓居入り申候ト御届也、上使衆ヨリ、此方ヨリモ早見附申候、尤諸手一番ノ旗也、御手柄無残所候ト御返事有リ、佐渡旗へ續、澤村大學旗モ立並、其外石垣へ着、石矢手ヲ被ル者、其數夥シ、諸大將衆モ俄ノ城攻故手ノ人數ヲ揃へズ、一騎掛ニ乗込衆モ多ク有之、暮過ヨリ十三萬ノ人數二ノ丸マテ押詰テ、或ハ大將モ手ノ者ニ離レ、士卒モ主人モ見失イ、心々面々各々ノ働ニテ備ヲ立ル事モ成リカタク、弓・鉄炮ヲ用ニ立兼、鉄炮ヲ棒ノ如ク振廻リ敵ヲ打倒サント勵有様也、然レトモ細川ノ士卒本丸半分乘取候へケル故、流石ノ一揆モ禦ニ無

術、詰ノ丸へ走籠、矢・鉄炮ヲ配リテ暫ノ命ヲ續ントス、
 其外ニハ、齊藤長兵衛・岡田權兵衛進テ手ニ合フ、戸村
 角兵衛・中村理兵衛ハ一陣へ蒐出テ強働テ討死ス、毛利
 藤兵衛モ進テ塀下十二三間計ニ進ヨル所へ、一揆四五人
 突掛ル、毛利鎗ヲ合、忽チ一人突伏ケル、此場ニテ真源
 公ノ歩ノ者小野權兵衛モ同敵ヲ突伏ケルカ、兩人屹ト見
 合セ、鎗ヲ不拔シテ互ニ名乗テ證據トス、此様子別テ見
 事ナル故、江戸浪人鈴木角太夫、久貝伊織ト名乗テ、扱々
 見事ノ働也、何時ニモ證人ニナルヘシト言葉ヲカハス、
 歩ノ者西垣七左衛門ハ與七郎指物クモデザシヲ直シケル
 カ、左右ノ腕ニ鉄炮中リケレトモ、少モ不後與七郎供ヲ
 勤ケル、
 組頭長岡右馬助モ一手ノ人数ヲ引連テ乗込、嫡子八郎左
 衛門素膚ニテ眞先ニ進ケルカ、二ノ木戸ヲ切破リ、丸中
 へ蒐入り働ク折節、蓮池ノ邊ニテ久留守ヲサシタル一揆
 三人鎗ニテ突掛ル、八郎左衛門鎗取直シ、一揆カ胸板ヲ
 突通シケルニ、一揆モ丈夫者ニテ、突レナカラ鎗ヲ手繰
 テ手元へヨラントスルヲ、八郎左衛門ハ其比無類ノ強力

故、鎧タル一揆ヲサシ貫キ、鎗ヲ中へ指上テ、二振三振
 打振テ大地へ打付ル故、其儘息絶ニケル、其一揆ノ血、
 八郎左衛門黒白大筋ノ袷へサツト掛リ朱ニ染ケル、尤イ
 カメシク何モ稱美ス、此強力ニ恐レテ一揆兩人ハ本丸へ
 逃入ケル、此節八郎左衛門カ家来中村藤九郎ハ鉄炮ニ中
 テ打死ス、八郎左衛門弟長岡半左衛門モ續テ能働、家来
 安部傳兵衛ハ太刀疵ヲ被ル、此處ニテ澤村宇右衛門モ鎗
 ヲ合セ、一揆打取ル、八郎左衛門ト一二ノ争有リ、宇右
 衛門家来矢野新左衛門・秋岡與三右衛門モ疵ヲ被ル、宇
 右衛門手ノ浪人服部九郎太郎追考内古、服部九郎太
郎ハ關鑿實ノ孫ナリ十七歳、
 宇右衛門ト一同ニ一ノ丸へ乗込、一揆ト鎗ヲ合セシ處、
 一揆ノ鎗先九郎太郎カ太腹へ中リケル、突セナカラ拔打
 ニ一揆ノ首ヲ一刀ニ斬落ス、宇右衛門走寄り、背ヲ押へ
 テ鎗ヲ抜捨ケル、九郎太郎一揆ノ首ヲ提ケ立シカトモ、
 至極深手故、血夥鋪流テ中々存命ノ躰ニテナシ、時ニ妙
 解公其様子ヲ御覽有テ、其若輩者ハ何處ノ者ニヤ、扱々
 氣強ナル振り也ト、甚御感ナリ、宇右衛門、是ハ私ニ付
 參陣仕候浪人服部九郎太郎ト申者ニテ御座候ト申ケレハ、

妙解公、扱々抜群ノ働ナリ、夫々水ヲ取ラセヨトテ、御身^レ自ニ手桶ノ底へ有ケル水ヲ汲ンテ御立有ル、宇右衛門私相渡シ可申ト申ケレハ、御自身ニ可遣ト御意ニテ、九郎太郎側ニ御寄被成水ヲ賜ケル、九郎太郎面目身ニ余リテ有難ト、是ヲ三度頂戴ス、時宇右衛門謹テ申上ケルハ、今日ノ義何モ先刻ヨリ強相働候面々、強咽渴申候トモ水無之、何モコラへ罷在處ニ、九郎太郎ギ冥加ニ相叶、御直ニ水ヲ拜領仕候事、誠以武士ノ面目身ニ餘り候、子孫迄申傳へテ御恩ヲ忘却仕ラセ間敷為、搔器^{ウツケ}ヲ以テ彼者カ家ノ紋所へ可致ト申ケル、妙解公御機嫌甚能、此時長岡八郎右衛門、右九郎太郎カ證人トナル、其後右馬助組人數ヲ進メ攻、近ク城内ヨリノ矢・鉄炮烈シク、組ノ番頭筑紫大膳石垣へ乗、石手ヲ強被テ石垣下ヨリ引取ケル、八郎左衛門ハ一陣へ進テ本丸ノ下へ着、是モ石手ヲ被ケル、然レトモ不退猶々攻詰ケル、右馬助ハ二ノ郭へ攻入り、采牌ヲ振テ小屋^ノく^ノヲ焼立ケル、焼上ル小屋ノ内へ一揆一人伏居タルカ、右馬助ヲヤリ過シ、鎗ヲ以テ右馬助ノ耳ノ側ヲ深ク突貫タリ、右馬助少モ不騒、見返

テ鎗取直シ、一揆ヲ忽ニ突伏タリ、家来下田市兵衛へ申

付、首ヲ刎ケル、右馬助深手故、下知難成本陣へ引取ケル、組ノ侍ハ心々ナツテ、津田三十郎杯ハ組ノ中小姓ヲ帥テ大先手佐渡備へ加リ、式部へ加ツテ類ニ進ケル、

333の37

右馬助差出

一二月廿七日、濱手見廻りに居候処、鍋嶋様來乗込申候様ニ承り、組の者共にも仕合次第ニ乗可申由申遣、私自身の者共迄にて三の丸濱手の口より乗込、二の丸大手の須戸より乗入申候、小屋より出候敵、鎗にて私頼先を突申候、其者ハ私若黨仕留申候、私馬乗共ニ者、てん^ノく^ノニ持申候へと申付、私儀ハ手負申候ニ付引取申候、以上、

333の38

細川立允殿相備ノ組頭三淵内匠ハ、昨夜本陣へ相詰、今日鍋島手ヨリ出丸へ仕寄ヲ仕由ヲ聞、竹束裏へ出テ様子ヲ伺ケル處へ、早鍋島殿ヨリ出丸ヲ乗取様子故、早速甲冑ヲ着テ打出ケル、竹束稠ク葺シテ城戸不開内ニ惣人數

後ヨリ推重シ故、内匠人ニ後テハ無念也ト竹束ノ手ヲ越テ立上リ、家来兵藤六之丞・横田奎十郎へ申付ケ、竹束ヲ左右ニ推開セ飛出ル、手廻リ纒ニ十二人付随イケル、追々城戸モ開キ、家来何モ追付、馬ヲモ引カセタル故、是ニ打乗一鞭加テ驅通ル、最前内匠竹束ヲ越ル時、大鳥毛輪技ノ指物竹ヘカ、リテ抜ケルヲ、家来金光左衛門是ヲ持テ来レトモ、指物ヲサスニ隙ナカリシ故、馬ヘサシカケテ郭ノ中ニ乗込ケルカ、右ノ手ヲ鉄炮ニテ被打貫、左ノ手ヘ取直シ、猶々進テ本丸ノ下ニ着ク、内匠モ頻リニ進テ佐渡守備へ入り、式部手へ附テ相働ク、家来森内喜兵衛、二ツ玉ニテ胴ヲ打抜セ、即刻打死ス、中野角兵衛ハヨク働、堀平太夫ハ頭ヲ鉄炮ニテ被打、栖本平右衛門ハ咽ヲ被打、兵藤六之丞ハ股ヲ打貫セ、古莊文右衛門ハ竹鎗ニテ脇腹ヲ突セ、横田奎十郎ハ肩先ヲ突セ、菅權七モ深手ヲ負イ、鎗持角藏モ首ヲ鉄炮ニテ打レケル、如是家來大分討死・手負有ケレトモ、内匠ハ少モ不退、犬走りニ着ントスル處ヲ、鉄炮ニテ左ノ肩ヲ打レ、コロフ處ヲ大石ヲ投テ胃ノ目庇マヒシニ中リケル故、中々可働様モナ

333の39

ク、死人へ腰ヲ掛テ居タリ、然ルニ手勢三十人計リ帥イ、自身ハ長刀ヲ提ケ半弓ヲ持タル武者、内匠側へヨリ、何ノ手ノ御衆ニテ御座候哉、深手ヲ被負、其上家來中モ大分打死・手負有リ、未城へ乗込候衆モ無御座ニ、如是御働最以感心イタシ候、御働ノ證人ニハ拙者可罷立候、早々御引候へ、拙者ハ黒田甲斐守内何某ト申ケレハ、内匠聞テ頭ヲフリ、是ハ御詞トモ覺不申候、御覽之通りノ深手故、存命不定ノ骸御座候、今更城ヲ後ロニシテ引取申候覺悟無御座候故、證據ノ望モ更ニ御座ナク候、細川越中守内ニテハ人等シク召仕候ト計ニ申、其以後ハ返答モ不致、カノ武者此上ハ如何様ニ申トモ引レマシ、扱々見事ノ振廻也ト感心シテ引分ル、其後旗本ヨリ下知ヲ承テ、何モ組中立寄テ内匠ヲ本陣へカキ返ス、

内匠差出

一二月廿七日、二の丸大手口左の塀より乗込申候処へ、敵を見掛参り候處、左の肩を鉄炮にて打れ、手叶不申候故、頼母佐・清田石見へ理り退申候、以上、

細川手ノ組頭小笠原備前ハ、昨廿六夜、仕寄場之當番故
 終夜相詰、今日非番故、組ノ侍中モ皆々小屋ニ休足ノ折
 節、城乗ノ様子ヲ聞、早速打出ケル、組ノ侍モ追々驅付
 ケル、備前組ノ番頭有吉舎人眞先ヘ進テ二ノ丸ヘ攻入り、
 一揆兩人ヲ突留、寺本ハ左衛門ヲ以テ證人トス、其上妙
 解公御目通り、働故御褒美ニ高名ヲ賜ケル、組下ノ侍益
 田才助モ小屋ヘ休息ノ處ヘ、家來來テ御人數早打出タリ
 ト申ケレハ、弥一右衛門急ニ起上リ、甲冑ソコノニ帶
 テ打出ル、其外思々馳向フ、備前旗ハ兼テ組ノ侍藤本勘
 助・河村伊右衛門ヘ預ケ度由申ケル、此藤本ハ加藤主計
 殿ヘ仕テ、朝鮮□拔群ノ手柄有リ、河村モ劣ヌ侍故、右
 ノ旗ヲ頼、所詮此兩人ニ非ンハ叶マシ、旗ヲ無沙汰ニセ
 ハ、縦イ七本鎗ノ働アリトモ其手柄ヲ立間敷ト備前申渡
 ス、此節藤本ハ七十三歳ナリ、藤本辞退ニ不及、御旗ヲ
 ハ附ケ所ニハ着可申ト兼テ申置ケル、今日城攻ノ様子ヲ
 聞、藤本以使備前ヘ申遣、早御旗ヲ被出可然由申送ル、
 最早旗ハ出シ置タル由答故、藤本急ニ三ノ丸ヘ乗入テ、
 備前乳付ノ大旗一本見出シテ、是ヲ召連二丸ヘ乗ケル、

時ニ本丸ハ鉄炮ノ烟ウツ巻テ、打立ル音烈故、旗サシフ
 ルイワナ、キ、一足モ先ヘ進ス、時備前申付候ト申ケレ
 ハ、早速右ノ安岡ヘカツカセ、本丸ノ石垣着、犬走リニ
 乗り、小笠原備前旗藤本勘助一番ニ付タルソト名乗ケル、
 續テ河村伊右衛門モ來リ、一所ニテ河村同音名乗處ヲ、
 一揆石ヲ投テ旗竿ヲ打折り、絹ヲモ散々ニ打破リ、堀ノ
 上ヨリ長刀ヲ持テ勘助カ冑ヲ二三度打ケルカ不切、時ニ
 一揆ノ胸中□鎗ヲ以テ突ヲ、内ヨリ鎗ノ柄ヲ切落、別ニ
 一揆一人堀ノ上ヨリ長刀ヲ以テ内冑ヲ突ヲ、河村鎗ヲ取
 延一揆ヲ堀ノ内ヘ突落ス、此節ハ手ヲ負タリ、河村立寄
 テ、手疵ヲ被ラル、上ハ御引取可然申ケレトモ、合點セ
 ス、堀又吉ト云浪人此所ヘ來リケル故、河村又吉ト申合、
 勘助ヲ石垣ヨリ引下ケル、老人故下ルサカルト絶死スル
 ヲ、家來背負テ本陣ヘ連レ返ス、小笠原備前嫡子民部・
 二男隼人何モ同進テ、自分ノ旗ヲ目當ニシテ石垣ヲ登ル
 處ヲ、一揆城ノ上ヨリ石臼ヲ以テ投タル故、民部ニ中リ、
 數十間ノ谷底ヘ打落サレ絶死致シケルヲ、家來芥川左左
 衛門冑ノ鉢ヘ水ヲ入テ持參シ、面ヲス、キケル故、少シ

心付タレトモ、存命不定ノ躰也、家来打ヨリ肩ニ掛連レ
 婦ル、親父備前・二男隼人モ石垣下ニテ鉄炮ニ中リ深手
 故、是非ナク人数ヲ揚ケテ本陣へ引入ケル、此節備前家
 来手負三十三人、内打死一人ト相達ス、

細川ノ組頭清田石見モ組勢ヲ引連レ、我先ニト乗込、各
 強働内、組下ノ浪人大西彌左衛門、組ノ人数へ先立テ、
 大西弥左衛門ト書附タル大指物ニテ本丸ノ石垣へ着テ、
 荒木茂左衛門モ一所ニ有テ鎗ヲ合、一揆ヲ突伏、鎗ヲ突
 折ケル、猶々進テ塀ヲ乗ントスル處ヲ石ニテ強打ケル故、
 石垣下ニ落ケルニ、僕久次郎背負テ本陣へ帰ル、石見モ
 采牌ヲ振テ攻ヨリ、石垣下ニテ胸ノ脇乳ノ上ヲ鉄炮ニテ
 打貫セ倒レケルヲ、家来池田孫太夫引立テ本陣へ引取ル、
 時石見申ケルハ、自分ノ旗本へ昇キ行可申ト申故、家来
 申付候通旗本ヘカキ行シヲ、石見唯今手ヲ負引取申候ト
 高声ニ名乗リ、夫ヨリ諸手ノ人数集リタル處ニテ、右ノ
 如ク名乗テ通りケル故、諸手へ申傳テ、手負振ヲ稱美ス、

清田石見一手ノ討死

番頭

岩越惣右衛門 鉄炮ニテ打死

番頭

小坂半之丞

鉄炮頭

松岡

久左衛門

右一備へ手負八十一人

諸手ノ人数追々ニ押寄テ、八方ヨリ城ヲ取巻テ、諸大將
 モ端武者同前ノ振ニテ、何ヲ其手ト分カタク攻詰ル、細
 川ノ手ニ波々白部三十郎本丸升形へ着居候處ヲ、上ヨリ
 間ナク矢・鉄炮ヲ打掛、石ヲ投故、胃ノシコロヲ鉢付ヨ
 リ悉ク打落サレ、鉢計ヲ着候テ、有吉・米田備へ参リシ
 故、何モ見事ナル振ナリトテ稱美ス、諸大將モ此時ハ二
 ノ丸へ入込テ下知セラル、林丹波守殿モ手ノ人数ニハナ
 レ、僅ニ上下三人ニテ被進ケル處へ、鉄炮ニ中リ疵ヲ被
 リ、僕一人ハ鎗ヲ持、一人手負ケル故、引兼テ難儀ノ様
 子ナリ、細川立允殿ノ足輕大川三郎左衛門近寄テ、其指
 物ヲ見ルニ、金ノ大札長サ五尺計ナルニ南無妙法蓮華經
 ノ七字ヲ書付タリ、林丹波守殿ナル事ヲ知テ側へ参リケ
 レハ、丹波守殿、其方ハ誰カ者ソト尋ラレケル故、大川
 土ニ手ヲ付テ、細川立允手ノ者ノ由申ケル、サテハ左様
 ニヤ、自分手ヲ負タリ、本陣へ連レ帰リ候へト被申、大
 川畏テ手ヲ引テ、其上ニテ背負テ大勢ノ中ヲ推分、本陣

へ帰ル、丹波守殿悦テ、其名ヲ刀ノ鐔ニ書付置レケル、
追テ使者ニテ一禮ヲ立允殿へ被申ケル、平野弥次右衛門・
有吉雅樂助追々此場へ来リ相働キ、彌次右衛門モ手ヲ負、
二男彌平太ハ一陣ニ進テ打死ス、牧野傳藏殿ハ大將ヨリ
二ノ丸ノ一番乗也、立允殿ハ猶石垣下ニ備テ、烈シク矢・
鉄炮ヲイトワス扣ラル處ニ、松平伊豆守殿家来奥村權之
丞・關屋四郎兵衛・長谷川源左衛門此處ニ参リテ、志方
半兵衛へ向イ、我々ハ松平伊豆守家来ニテ候、サテ
くスル烈シキ處ニ早ク御着、見事成ル御座處ニテ御座
候、殊ニ圓居モ一番ニ御登リ被成候儀、乍恐御手柄ト存
候由申、志方會釋シテ、是ハ細川越中守弟細川立允ニテ
御座候、御覽ノ如ク一番ニ此處ニ着キ、圓居ヲモ一番ニ
差上申候ト答へケレハ、乍憚立允様ノ御顔ヲ見覺申度由
申ケレハ、立允殿被聞、扱々念ノ入タル申様尤ノ事ナリ
トテ、即時對面有リ、三人熟々ト立允殿ノ様子ヲ見テ感
心シ、此處ハ出丸ヨリ横矢ノ拂ヒキヒシク、中々タマリ
難キ場ニテ御座候、御大將ノ御座處ニハ輕々數不相應ノ
様ニ奉存候、乍憚少々御引除可然ト申ケル、立允殿被聞

候テ半兵衛へ被申付、自分義ハ兎モ角モ越中守下知ニ任
セル事故、各ハ勝手次第御下リ可然ト申ケル、三人又
申ケルハ、此所ハ横矢ノ拂ヒ強ク、手負・死人モ夥數、
中々難屯リ處ニ候へトモ、立允様是へ御陣ヲスヘラル御
事故、我々ハイカニ賤キ者ト申候テモ、此處ヲ引申候儀
ハ仕間敷由申テ扣タリ、立允殿猶以テ旗本ヨリ申付ナキ
間ハ一脚モ立退キカタクト被申内、伊豆守殿家人三人ノ
内二人ハ引取り、一人猶々扣タリ、矢・鉄炮モイト、烈
シク故、立允殿手ノ者モ攻入カタク被支ケル、爰ニ戸田
左門殿ノ番指物ト見ヘテ、紺ノ四半ニ面々ニ名苗字ヲ書
付タル武者二三十人、立允殿ノ備へ崩レカ、リ、左右十
二三間計リ開ナヒク事三度也、三度ニ及テ立允殿再拜ヲ
振立テ、何モ手ノ者共居シキ候へ、一足モ後ロへ下ル間
敷候ト被申、鎗ノ鋒先ヲ一面ニ崩レ掛ル者トモノ方へ差
向イ、立允殿ハ備ノ真中へ床机ニ腰ヲ掛ケ被居、其時モ
左門殿ノ侍、立允殿ノ前へ崩掛ルヲ、側ノ者トモ引居テ
芝居ヲ蹈ヘテ扣タリ、佐渡守床机場ハ海手東ノ角ヨリ本
城ノ巨石垣下ヨリ九間三尺也、嫡子式部ハ夫ヨリ先ニ進

テ石垣ヲ下ヘ付キ、組勢手人数ハ犬走りニ着テ鎗ヲ合ス、
 二陣ノ有吉頼母ハ本丸西北ノ岸下、蓮池ノ下三十余間ヘ
 備ヘ、立允殿ハ佐渡・頼母カ中程升形ノ下ヘ備ヘ、三陣
 ノ侍ハ何モ必死ト犬走りヘ着居タリ、立允殿左ノ先ニハ
 村上吉之丞・山田忠三郎・平野太郎四郎着タリ、彼者共
 カ右ノ方ニハ河喜多九太夫・山田新九郎・長谷川仁左衛
 門・清田又右衛門杯モ着居タリ、立允殿ヘ三齋公ヨリノ
 附鉄炮頭三浦新右衛門モ働ケル、

酉ノ刻、諸手本丸ヲ攻ル、傳曰、三ノ丸・二ノ丸ヲ諸手
 ヨリ乗崩シケレハ、都合寄手十三萬人一同ニ本丸ヲ取リ
 卷、関ノ音ヲ揚ケ、矢・鉄炮ヲ打立射立ケル、一揆モ本
 丸ヲ乗取レテハ何ヲ頼ニ可防ヤト思詰テ、一命ヲ捨テ防
 キ戦フ、二ノ郭蓮池ノ上ハ岩壁ソハタチ、竹束ノ切カブ
 刃ノ如ク、急ニ乗上ル事難成、城内ヨリハ大石・大木・
 臼・杵・引臼・イシ臼・礫・瓦ナト投掛ケ、或ハ沙ヲ煎
 テ箕ニテカケ、苦カヤニ火ヲ付テ投ル故、面ヲ可向ヨウ
 ナシ、細川ノ先手モ余リ手負・死人多故、少々白ミテ拍
 ヘケル處ヘ、真源公一陣ニ馬ヲ御乗出シ御下知有ケルハ、

譬ヒ此城鉄壁ナリトモ、土民百姓ノ防戦何程ノ事ノ可有
 ソ、其方ナトハ代々弓矢ヲ以テ奉公シ用ニ立者ナリ、一
 足モ引退テハ先祖ノ顔ヨコシ也、其上殿様・上使衆・御
 横目當手ノ跡ヘ備テ見分也、何モ心ヲ一致ニシテ急ニ乘
 崩セト被仰テ、殊ノ外御セキ也、此詞ヲ聞ト、何モ一同
 ニヒツント乗掛ル、志水伯耆ハ中風煩故、嫡子新之丞組
 勢ヲ帥テ本丸ヘ乗掛ル處ヘ、組ノ番頭谷主膳・西郡要人
 モ石ヘ中リ疵ヲ被ル、其外組勢多ク打死ス、

333の41

志水新之丞指出

一私儀、二月廿七日日本丸石垣ヘ早く着申候、則石垣ニ上
 リ、堀ヘ着申候、一所にて大木織部・長岡佐渡内ニ田
 原清兵衛世倅田原角十郎、鎗にて腕を被突候を見申候、
 又石にて犬走りに打落され申候、私ハ二の丸門口にて
 数多手負・打死、又本丸石垣下ニても右同然ニ御座候、
 以上、

333の42

仲光小内膳十八歳、血氣ノ若武者ニテ、本丸ノ石垣ヲ乘

リ城へ入ントスルヲ、敵鎗・長刀ヲ以テ打拂イ、石ヲ投テ肩へ中ル、御旗本衆ノ内細井喜三郎殿、是モ同ク本丸乗入ラント致サレケルカ、内膳働ヲ被見、其方ニハ未若輩ニテ扱々見事ノ働感心致シ候、以来證據ノ為トテ小刀ヲ抜テ被遣ケル、其後モ内膳膝ヲ鎗ニテ深ク突セシ故、疵甚痛ケレトモ、尚モコタヘテ扣ケルヲ、妙解公召ケル故御旗本へ參ル、横井牛右衛門モ本丸石垣下ニテ相働キ、又犬走りへ上テ疵ヲ被ル、紀伊大納言殿附使者田屋五郎左エ門・松平石見守殿附使者安藤半助兩人一所ニ有テ證人トナル、

牛右衛門差出

二月廿七日、有馬城惣乗之節、私儀、本丸海手の方石垣角より二三間程山の方へ着居申候刻、松平石見守様御内安藤半助と申仁へ言葉をかまし申候、其後彼半助方より状を越申候、

一同日、同所石垣犬走ニ罷上り候刻、紀伊大納言様御内田屋五郎左衛門と申仁、私同前ニ犬走りニ上り、堀越

(ママ)
 陝間越ニ兩人共ニ鎗を入申候処へ、私儀石にて打落され申候、五郎左衛門へ慥ニ言葉をかまし申候、私方より状を遣、返事取おき申候、以上、

右ノ外犬走りへ着テ相働候面々

佐渡守一手

- 島組 河村猪右エ門
- 松野組 清成八十郎
- 平野組 小林半三郎
- 同人組 永良孫太夫
- 永良組 竹原少太夫
- 津田組 曾根權三郎
- 丹波組 樹下太右衛門
- 丹波組 町熊之助
- 津田組 佐分利千藏
- 横目 松見長右衛門
- 同人組 藤本勘助
- カ、山組 廣瀬奎之助
- カ、山組 金守形右エ門
- 備前組 小笠原采女
- 道家組 柳瀬茂右エ門
- カ、山組 下村五兵衛
- 圖書組 秋熊之丞
- 道家組 鎌田源太夫
- 吉張組 牧文四郎
- 薪奉行 古庄次右衛門
- 松野組 野田小三郎
- 平野組 熊谷忠右エ門
- 谷組 小林半太夫
- 佐渡組 志水新之丞
- 歩頭 續平右衛門
- 道家組 明石源右衛門
- 沢村組 久武千助
- 横目 竹内次郎太夫
- 秋吉茂左エ門

此節本丸水ノ手ニ於テ、佐渡守内松井外記鉄炮ニ中テ打

一死ス、何モ本丸ヲ攻抜ント争ケルニ、一揆ノ中千束荒兵部ト名乗テ逞シキ者塀ノ上ヨリ顯テ、白布ノ鉢巻久留スヲ立テ、矢先ヲ不恐、大石ヲ振上テ群リタル寄手へ續打ニ打掛ル、少モ此石ニ中ル者ハ遥ノ蓮池へ被打落、疵ヲ被リ打死スル者大勢也、諸手辟易シテ開キナヒク事度々也、志水新之丞・尾藤金左衛門・熊谷忠右衛門ノ面々石垣ヲ上ル、新之丞家来ニ一兩人相續ク、其内赤尾五太夫ト云者先へ進テ、城ヨリ投カクル石ヲ歛ヲ以テ受張テ防ケル、尾藤金左衛門石垣ヲ上ル所、熊谷忠右衛門追越テ一番ニ犬走りへ付テ相働ク、金左衛門モ追付テ犬走りニ着居タリ、金左衛門ハ勝色威ノ鎧ニ梨打胃ヲ着シ、朽葉色ノ大吹貫ノ指物ヲ着シ取分働ケルヲ、城ヨリ彼大石ニテ兜ヲシタ、カニ打ケル故、大指物ヲ指ナカラ二十余間下ナル谷底へ落ケル、何モ打死ト察シケル内ニ、熊谷忠右衛門家来主人へ、唯今尾藤氏打死ト申ケル、忠右衛門叱リテ、侍ノ打死珍敷事カト申テ、自身ハ(マヤ)陝間越ニ敵トセリ合、是モ被打テ轉ヒ落ケル、金左衛門ハ又々谷底ヨリ起上リ、大勢ノ味方ヲ押分ケ、程ナク又石垣ニ着キ、

犬走りへ上リ、直ニ塀ヲ乗越ントスル處ヲ、一揆塀越大身鎗ヲ以テ金左衛門喉ヲ突ケル故、其節深手ニテ相果ル、家来淺川喜平次急ニ扶ケ起シケレトモ、石手ノ上へ大事ノ槍疵ヲ被ケルニ依テ忽息モ絶ケル、淺川死骸ヲ引立テ、馬場三郎左衛門殿ノ前ニテ疵口ヲ披露シ、本陣ニ立カヘル、其外ニモ彼大力ノ一揆強ク石ヲ打故、先手ノ面々モ足ヲ止メ難ク備イラレサル故、長岡佐渡守甚立腹シ、彼クセ者ヲ早速可打落ト申渡、自分持筒頭橋本角右衛門・下村半助組下ノ足輕頭國本式右衛門・谷惣兵衛・中根市左衛門組足輕へ下知シテ、鉄炮ノ手垂ノ足輕ヲ繰出シ打セケル、サレトモ一揆カ勇力ニ臆シケル故カ、平生手垂ノ足輕モ皆越矢ニ成テ不中、橋本角右衛門コラへ兼テ走出テ、此一揆ハ我ニ任セヨ、何モ矢ノツイへ也ト申テ、自分鉄炮ヲ提テ、是ハ細川手ノ鉄炮頭橋本角右衛門、唯今強ク城内ヨリ石ヲ投ル一揆ヲ打落ス、何モ見物可有ト名乗ケレハ、何モ鳴ヲ靜テ見物ス、其中ニサラノト歩ミ出、其間二十餘間ニテ立放シヲ打ケルカ、彼大力ノ一揆カ胸へ中リケル故、大石ヲ振上ナカラ塀下へ打落サル、

何レモ感心シテ、味方ハ氣ヲ増シ、城内ハ屈シケル、上使衆モ手垂ノ由稱美アリ、熊谷忠右衛門最前石へ中テ轉ヒ落ケルカ、又々起上リ、堀ノ手へ着ニケル、忠右衛門ハ金ノ筋・角ノ二尺計ナル大立物故、夕日ニ輝キテ城ヨリモヨキ目當故、鉄炮ヲ打掛、鎗・長刀ニテ切付ル事隙ナシ、忠右衛門直鎗ハ切折レ、十文字鎗ニ取カヘル、鎗ノ鎌ニテ敵ノ首ヲ切落ケルカ、又々石へ打タレテ犬走りへ轉ヒ落ル、此節松山兵左衛門モ此處ニ乗テ、熊谷ニ言葉ヲ替ス、熊谷角取紙ノ笠印へ城内ヨリ火ヲ投付シカ、ヨク燃付タルヲ、松山是ヲモミ消シケル、其外ニモ此所ニハ未一人モ着ナシ、松山働ノ段ハ熊谷證據ニ頼ム申由申ケル、熊谷聞テ、無用ノ證據ヲ求ンヨリ隨分御働可有由申ケル内へ、一揆松山鎗ヲ切折タリ、兵右衛門刀ニ手ヲ掛テ、拙者鎗ヲ切折レタリト申、其後城内ヨリ鎗ヲ突出シケルヲ、是幸也ト兵右エ門走ヨリ鎗ヲ握リケレハ、熊谷若黨八右衛門モ取り付テ、熊谷見テ、其鎗ヲ引折ルヘント申ケル、城内ヨリ大勢ニテ急ニ引取ル故、兵右衛門手ノ内疵ヲ被タリ、少時有テ、馬場三郎左衛門殿手ノ

浪人山口新兵衛・山内三太夫此所ニ着ク、續テ栗生市左衛門モ鎗二本持セ来テ、兵右衛門へ一本ヲ借與フ、熊谷大石ニテ強ク被打、此時ハ更ニ步行難成故、八右衛門・與右衛門ト申兩人ノ若黨肩へ掛ケテ引取り、妙解公御床机ノ前ニテ肩ヨリ下テ平伏ス、妙解公御覽有テ、其方ニハ手負タルカト御尋有リ、熊谷長テ唯今強ク石手ヲ被リ、歩行不叶ニテ是迄引取申候へトモ、御旗本ノ様子餘リ無人ニ御座候間、直ニ御傍へ相詰申度由申ケル、妙解公、手負申候上ハ一刻モ早ク小屋へ参リ保養イタスヘクト御申アリ、時ニ若黨八右衛門進出テ、妙解公へ、忠右衛門ギ先刻ヨリ強ク働候テ鎗一本ハ切折レ申候程持申候ト申上ル、忠右衛門聞テ、太守様へ其方ナト直ニ申上候事慮外ナリト叱ケレハ、妙解公御笑被成、ヨシ／＼忠右衛門働見届タリ、急ニ連レカヘリカヘリ保養可致由御申故、^(ママ)面目身ニ余リテ本陣へ引取ケリ、右ノ通り、諸手身命ヲ忘レテ攻、近キ城内モ如形強防テ、各手負・死人モ大分有之、日モ段々西山ニ傾テ、一揆城ヲ拂テ突出テハムツカシカルヘン、上使衆了簡有テ、先

手何モ攻ロヲ甘テ明日本丸ヲ可攻落ト、使番追々諸手へ被遣、其段ヲ申渡ケル、下知ノ通り早速ニ虎口ヲ引揚ル備モ有リ、又諸手ヲ見合テ猶豫スルモ有リ、細川手ヘモ其段使番申渡ケル、妙解公尤ノ儀ト被思召、先手ノ長岡佐渡手へ、使者ヲ以テ、上使衆ヨリ下知ニテ卷解テ明日早朝ヨリ可攻入トノ儀ナリト申渡ス、佐渡父子今一競ニ城ヲ乗取ント思詰ケル故ニ、今少見合セ人数可引揚ト申テ曾テ不退、有吉頼母備ヘモ使武者参リテ可引揚由申ケレトモ少モ不退、彌人数ヲ詰ヨスル、有吉家來岡部多門此時働テ打死、長坂宇兵衛鉄炮ヲ打セテ、本丸追手口へ着、鉄炮へ中テ疵ヲ被リケレトモ、一揆ヲ突殺シテ、水野日向守殿高畑門太夫證據ト成ル、細川立允殿備場ヘモ右ノ通り使番参レトモ、使番不見知ヨシニテ、是モ人数ヲ不引揚、妙解公又々澤村宇右衛門ヲ以テ急ニ可引取由被仰渡ケレトモ不退、津川四郎右衛門又々仰ヲ承テ可引取由申渡ケレトモ返答ニ不及、永良長兵衛・澤村宇右衛門・津川四郎右衛門三人ノ使者先手へ参リ、何モ引取ヘク旨御意ナルニ、佐渡殿家來其意ヲ不被得ハ、佐渡為

ニ宜敷有間敷由、頻ニ高声ニ申聞ケル故、佐渡自分ノ鉄炮頭松井角兵衛・山本七郎右衛門・生水武右衛門申合セ、屏下ヨリ二三間程下ル時、白木貞右衛門・佐分利兵太夫ヘ言ヲ残シ、ガケヲ傳テ後手ヘ下ル、生池武右エ門申ケルハ、被仰付故皆引取候ヘトモ、諸手ヨリハ其義ヲ不知逃ルト見ラレテハ口惜シ、主人ノ指物ヲ目當ニシテ崖ヲ横ニ下ント申、角兵衛尤也、若者ニハサリトモ奇特ノ了簡ト譽テ、三人鉄炮ヲ揃ヘ横切ニ引退、其外ニハ何モ一致ニ勵テ少モ不退、澤村・津川モ都テ式部トモニ城ヘ可乗込様子ニテ、心掛ノ面々屏下ヨリ推詰タリ、妙解公中々右ノ躰故、使者ナトニテハ難引様子ト御覽有テ、御目附馬場三郎右衛門殿、斯テ妙解公・真源公両判ニテ、早打ヲ以テ府内ノ御目附ヘ注進有リ、

333の45

先刻以飛札申入候、三の丸・二の丸七ツ時ニ乗込、焼立切捨ニ仕候、本丸ハ同日酉の刻乗込焼申候、何茂一度ニ相濟、目出度存候、如形手負・死人多御座候、諸手之儀者不存、手前之事計申入候、恐々謹言、

二月廿七日

細川肥後守

判

細川越中守

判

川勝丹波守殿

(広綱)

佐々権兵衛殿

(長次)

日根野織部殿

(吉明)

右之注進府内へ相達候上、御目附衆ヨリ此紙面ニ早打

ヲ以言上アリ、日モ漸々暮掛リケレハ、諸大將ハ二ノ丸

ニ備テ夜ヲ可明由ニテ、各柵木用心、鉄炮ノ配リ有リ、

本丸ハ細川ノ先手詰寄テ、味方モ弥集リ混乱、鎗ヲ横ニ

ナストモ難叶様子ニテ、至極ノ乱軍ニナリケル、寺本久

太郎此様子ヲ見テ、旗本へハセカヘリ言上致ケルハ、味

方如是推詰候上ハ、敵モ必死ニナリ、火中タルトモ突テ

出間敷ニモ候ラハス、味方唯々先ヲ争ヒ込入候上ハ、敵

突出候刻ハヤタケニ存候トモ、働不自由ニ可有御座候、

然上ハ味方ノ前へ柵ヲフラセ申候テハ如何可有御座哉ト

伺ケル、妙解公ノ御側ニ馬場氏同座ニ被居候カ、久太郎

口上ヲ被聞、成程夜中ハ柵ヲ御附サセ候テ能有御座候、

乍然此亂軍ノ中ニハ柵ヲ急ニ振ラセ可申事可被難叶ト申

サレケル、久太郎承リ、柵ヲ振ラセ可然ト思召サレ候ハ、

柵ハ私附サセ可申ト申ケル、妙解公、然者柵ハ其方振ラ

セ可然由御申有リテ、長良長兵衛ヲ召テ本丸ノ中へ柵ヲ

附へキ間、今マテハ陣所へ振ラセシ柵ヲ拂イ、久太郎へ

可相渡由被仰ケル、長兵衛長テ柵木支配人長谷部文左エ

門へ右ノ通りヲ申聞セ、陣所ニ有テ柵木ヲ久太郎へ相渡

ス、尤夜中大分ノ柵木故、文左エ門モ久太郎同前ニ支配

ス、長岡佐渡ハ先手旗本ノ間ニ陣取り、城中ニ攻入ル味

方ニ使ヲ間ナク遣シ、様子ヲ聞旗本へ相達ス、其上ニ自

分モ城内ヲ見分シ、敵味方ノ間ニ柵ヲ可附ヨシ言上シケ

ル、最早久太郎へ柵木ノ事被仰渡ケル故、追付柵木参リ

次第振ラセ可申由被仰渡ケル、先足輕ノ前ニ急ニ振ラセ

可然ト御了簡有テ、澤村宇右衛門ニ被仰渡ル、宇右エ門

柵木支配人村上市右衛門ニ申テ振ラセ申ケル、久太郎モ

文右エ門モ共ニ數百人ニ柵木ヲ持セ本丸ニ召連ケルニ、

石垣ノ下ノ岩壁ヲ上ルニ、暗夜故路一向ニ不見、柵持ノ
 雜人殊ノ外恐レケルヲ、色々スカシテ漸々犬走ニ引寄せ
 レトモ、塀ノ内ノ矢・鉄炮ノ音ヲ聞テ震イ恐レ、一人モ
 城内ニ入ル者ナシ、久太郎・文右衛門種々申テ心得サセ、
 久太郎申ケルハ、味方ノ前ニ柵ヲ振テ、可然場ハ拙者先
 ツ歩行スヘシ、我跡ヘ附テ柵木ヲ持タル者共ヲ可通由申
 合せ、文右衛門ハ跡ヲ抑テ柵ヲ操出シ、一尺計間ヲ置、
 柵ヲ付ル手配シテ、久太郎先ニ立テ蹈留ル處ニテ、柵持
 ノカツキタル柵木ヲ一尺アイニ段々立テ、各カキタル柵
 木ヲ立、畢テ各引取ヘシト申渡ス、各勵テ久太郎ニ從イ
 段々柵木付ケル處、出入高ヒクナク一ヨウニ付渡シケル、
 其上ニテ久太郎味方ノ前ヲ廻リ、此躰ニテハ夜中乗込事
 不叶、敵突テ出ル事ハ猶以テ成難キ構也、乍然敵一人ニ
 テモ出レハ、大勢込合、身ヲ振向ヘキ事ニ成兼程ニ見ヘ
 タリ、然上ハ夜中ハ銘々ノ前へ柵ヲ堅固ニ相守リ、味方
 無混亂ヨウニ相心得候カ專一ノ御奉公也、随分夜中柵ヲ
 堅固ニ守ラレ候ヘト申渡ケル、皆尤ト同心シテ、銘々ノ
 前ノ柵木ニ竹木ヲ集メ、横木ヲ結渡ケル故、其内ニ佐渡

組下ノ足輕頭ニ鉄炮ヲ打セ、自分ノ鉄炮モハリ入テ、少
 ノ間ナク用心ノ鉄炮ヲ打セケル、箒ノ用意モ相濟ケレハ、
 柵内ハ白昼ノ如ク分リケル、久太郎旗本ヘ歸リケレハ、
 妙解公御機嫌能御湯漬ヲ被下ケル、此夜足輕頭中根市左
 エ門鉄炮ノ申付様宜敷、武邊場数ノ功ヲ顯ケル、

寛永軍徴卷之十八
十八ノ上

十五年二月

二十八日至二十九日

寛永軍徴卷之十八

二月二十八日壬戌至二十九日癸亥

寛明日記云、廿八日、細川越中守一手ハ早朝ニ四郎時貞カ居館ヘ乱入、數百人討取テ、火ノ手ヲ上クル、細川カ從僕陣野佐左エ門ト云者、一揆ノ大將四郎時貞ヲ討取ル故、本丸ノ一番ハ細川越中守ト江戸ヘモ注進有之、

一黒田右衛門佐ハ未明ニ詰メテ丸ヘ乗り掛、一揆者トモ鉄炮或ハ石・大木ヲ打投ニ、手負・死人多ト云、右衛門佐者共事トモセス七八間モ有之石垣ヲ乗上ル、此時討死多有之、黒田三左衛門・鷲見市郎左エ門・吉田久太夫・内藤源介・高橋忠左衛門・二宮六兵衛・福山長介、其外歴々ノ者トモ乗込、巳ノ下刻ニ悉ク詰ノ丸ヘ乗込、敵ヲ討果ス、

一二月廿七日八日兩日討死・手負ノ覺

一細川越中守忠利内手負八百二拾六人 討死二百七十二人

人

一福岡侯一 黒田右衛門佐忠之内手負千六百人或千六百五十八人 討死二百

十三人

一秋月侯一 黒田甲斐守長興内手負三百四十五人 討死三十二人

一同市正高政内手負百五十六人 討死十六人

一佐賀侯一 鍋島信濃守勝茂内手負六百八十三人 討死百六十人

一久留米侯一 有馬玄蕃頭豊氏内手負百八十人 討死七十八人

一柳川侯一 立花飛彈守茂政内手負三百七十九人 討死百二十七人

- 「島原侯」「重治」 一松倉長門守勝家内手負九十七人 討死二十七人
 - 「小倉侯」「真」 一小笠原右近大夫忠政内手負百四十八人 討死十九人
 - 「中津侯」 一小笠原信濃守長次内手負百二十七人 討死三十一人
 - 「豊後龍王侯」「勝信」トモ 一松平丹後守重直内手負八十人 討死六人
 - 「備後福山侯」「十」 一水野日向守勝成内手負三百八十二人 討死百六人
 - 「唐澤」「堅」 一寺澤兵庫頭忠高内手負三百十五人 討死二十三人
 - 「縣侯」 一有馬左衛門佐直純内手負三百八人 討死三十九人
 - 「濃州大垣侯」「十」 一戸田左門氏鉄内手負三十四人 討死四人
 - 「武州忍侯」「三」 一松平伊豆守信綱内手負百余人 討死六人
- 合 手負六千八百二十三人 討死千五百五十一人
- 右、其手ノ首帳各記録シ、伊豆守方へ遣ス、信綱則上覽ニ備フ、
- 一去年十二月廿日之合戦、次正月元日合戦及夜討軍ニテ手負・討死四千九百十七人、今兩日ノ討死・手負都合壹萬三千餘人也、

元寛日記云、同廿八日、自未明諸手一同作時、寄手都合十二萬五千餘騎也、諸大將吾一番ニ乘取ント本丸火急ニ責之、一揆之輩限今思定、鉄炮如雨打出ス、如稻揃、如麻立タル中へ依打入、玉一ツ矢一筋ニ二人三人被打倒、無浮矢付墜打落、大石・大木、乘墜、鎗・長刀或ハ鉞・鎌ニ付柄搔落擲落、寄手之軍勢目前ニ被討、不顧險阪之匍登石壁、打落打落這上、死骸匍上重疊々タリ、一揆等今日亦苦茅ニ付火投墜下、寄手欲除猛火、後陣之大勢不知前之難儀、混押ニ押掛ル、焼爛漂処ヲ自城中投掛木石如壓（壓カ）石之卵、致死者不知數、寄手皆忘死雖責、石壁冤々トシテ可登無便、唯徒白眼於城疲心力、於是寄手數千人被討、又西ノ手大江口ハ黒田右衛門佐忠之カ先手黒田美作息三左衛門、兼日討死歿、責落於城坎、二ツ之間定死生故自先登、射トモ打トモ不用、數萬ノ軍士一心新入手替々々責入、一揆以鎗突ハ取付其鎗ニ、以太刀斬觸ニ付其太刀ニ、無鉢ニ責入故ニ、本丸ハ一番ニ黒田之手ヨリ責破ル、又細川之軍士モ其日之暁天ヨリ火箭數百本射入城中、城之大將四郎之陣屋ニ火箭燼付タリ、折節瀆

風暴吹、移數百軒之陣屋、黒煙覆天、諸天之軍兵競此火、喚叫テ責戦、鍋島信濃守・同紀伊守・同甲斐守・細川越〔忠利〕・同肥後守・有馬玄番頭・同兵部大輔・立花飛彈守・中守〔忠茂〕・同左近將監・水野日向守・小笠原信濃守・同右近大夫・同左近將監・松倉長門守・同右近・寺澤兵庫頭・戸田左門・松平伊豆〔重治〕・同甲斐守・有馬左衛門佐・榊原飛彈守・同左門佐・牧野傳藏・林丹波守・馬場三郎左衛門・松平甚三郎等之手勢、并ニ諸大名之使者、自國々馳集タル浪人、吾不劣爭攻、板倉主水重矩・石谷十藏貞清等ハ自立花之責口乘入本丸、主水ハ緋威之錯着、自取鎗一揆等突戦、主水之家人米山與兵衛・星野惣兵衛・太田弥右衛門・大河内九左衛門不離近所相働、根岸庄太夫・赤羽源兵衛ハ主水手ニハ一番ニ入城、小川又左門・大塚角兵衛・前島大右衛門等ハ乍手負討敵、鈴木作左衛門・小林九兵衛・石川市左門・浅井太兵衛・鈴木助右衛門蒙疵、望月次右衛門・川瀬次左衛門・渡邊伊左衛門・平井十太夫・中野儀太夫・野口與右衛門・池田兵太夫・木村甚兵衛・池田新兵衛・成田喜左門・村雨八郎左衛門・卯貝佐太夫・國

枝儀左門・足助八兵衛・村雨弥兵衛・相田七郎右衛門・丹羽次左衛門・浅井六兵衛・黒澤十右衛門・水上十左衛門・秋元彌右門・岸田太郎右衛門・勝浦太郎兵衛、并ニ小出大和守吉英使者武藤庄太夫・小笠原左右衛門佐政信之使者常茂三右門等、皆本丸ニシテ相働、諸手軍勢自四角八方乘入作勝時、一揆之奴原突捨切捨責戦、一揆之者至老若男女迄死ヲ不顧雖相戦、食ニハ飢タリ、遠矢之勝負ニ事替リ、鑓合成太刀打之勝負日来手馴業ナレハ、争カ武士ニハ可叶、皆闇々ト被討、女房・童部飛入猛火之中焼死ス、聊不惜命有様驚目、一揆之大將大矢野四郎時貞ヲハ細川忠利之家人陣野佐左衛門討取之、二月廿八日之午之尅、數萬之吉利支丹悉滅亡ス、三萬七千餘人之死骸壘々トシテ如山、流血ハ混々トシテ似紅河、昨今兩日之合戦ニ味方之手負・死人記録有注進、其記云、

335の2

〔熊本侯五十四万石〕
一細川忠利・同光尚父子之手ニ討死二百七十人・手負千八百二十六人
〔福岡侯〕
一黒田右門佐手ニ討死二百十三人・手負千六百五十八

人

- 一 秋月侯五万石〔長興孝政カ〕
- 一 黒田甲斐守手ニ討死三十二人・手負三百四十五人
- 一 四万石〔高政〕
- 一 黒田市正手ニ討死十六人・手負百五十六人
- 一 佐賀侯〔勝重〕
- 一 鍋島信濃守・同紀伊守・同甲斐守三人之手ニ討死百六
十人・手負六百八拾人〔元イ〕
- 一 柳川侯十万八千石〔子〕・同左近將監手ニ討死百二十七人・手負三
百七十九人〔宗茂〕
- 一 久留米侯廿一万石〔中イ〕・同太〔忠頼〕
- 一 有馬玄蕃頭・同兵部少輔手ニ討死七十八人・手負百八
十五人〔豊氏〕
- 一 島原侯〔重治〕・同重利〔重利〕
- 一 松倉長門守・同右近手ニ討死二十七人・手負九十七人
- 一 小倉侯十五万石〔忠真〕
- 一 小笠原右近大夫手ニ討死二十五人・手負二百三人
- 一 中津侯八万石〔長次〕・同忠修〔忠修〕
- 一 小笠原信濃守手ニ討死十九人・手負百四十八人
- 一 福山侯十万石〔勝茂〕
- 一 水野日向守手ニ討死百六人・手負三百八十二人
- 一 唐津侯〔堅高〕
- 一 寺澤兵庫頭手ニ討死二十三人・手負三百十五人
- 一 縣侯〔直純〕
- 一 有馬左衛門佐手ニ討死三十九人・手負八人
- 一 大垣侯十万石〔氏鉄〕
- 一 戸田左門手ニ討死□人・手負三十余人
- 一 忍侯三万石〔信綱〕・同子〔輝綱〕
- 一 松平伊豆守・同甲斐守手ニ討死六人・手負百餘人

335の3

右、討死之惣人數千百二拾六人・手負六千九百五十餘人、
彼是八千八十六人ハ、廿七日・廿八日兩日之討死・手負
也、右之外板倉主水・石谷十藏〔貞清〕・松平甚三郎〔直恒〕・牧野傳藏・
林丹波守〔克政〕・榊原飛彈守〔職直〕・同左衛門佐〔職信〕・馬場三郎左衛門等
郎等并相從國々之浪人手負・討死ハ不記之、

去年十二月廿日之初合戦、次ニ當正月元日合戦并ニ夜討
軍ニ寄手之討死・手負四千九百十七人、今日廿七日・廿
八日兩日之討死・手負合壹萬三千餘人也、

同日之晚景落城以後、引来生捕之輩、其中ニ械シタル有
囚人、伊豆守汝尋何者、山田右衛門佐ト答、信綱尋子細
之處然々ト申ス、始落人共カ詞ニ少モ不替、然稱忠節之
者解禁、當座ハ預置有馬左衛門佐、其後経上意召具江戸、
為信綱之家人、三萬七千餘人之中ニ山田一人遁死、可謂
希代之運、

336の1

天草説書云、黒田右衛門佐一手云々〔廿七日〕、翌廿八日
未明に詰の丸へ乗掛る、一揆共石礮或ハ材木をなげか
け、又ハ咎に火を付、鍋釜を投げ掛ケ、其上弓・鉄炮

目の下ニ射懸ケ、透間なく防戦といへ共、黒田手負・死人踏付七八間も有之石垣を乗上る、此時討死・手負多有之、然所に黒田三左衛門・橋元市郎右衛門・吉田久太夫・内藤源之丞・高橋忠左衛門・二宮六郎兵衛・福山長助など、其外歴くの者共死を輕んし無二無三に乘込、廿八日巳の下一刻に悉く詰の丸敵を討果す、後に右衛門佐睡鷗に尋らるゝハ、今度城乗に自身兩三度勇ミ候へ共乗得ず候処ニ、其方の采幣只一度ニて即時ニ乗込候事、更に分別に及ハす候、願ハくハ貴殿物語を聞度由被申けり、返答に、惣して城乗と申者ハ諸手より乗掛り、大方諸手の先手攻掛る半を見合、能時分と見^{味方}の味方の手負・死人とも踏付く乗候へハ、終に乗取申候物にて御座候、いまた諸手進まさるに、早く能キとて一手計乗掛り候得者、城内の敵共強く攻候方へ助申者に候故に、何程強く候とても無利にハ不成物ニて候、然るに御せき被成候ゆへ、歴く大分討死仕候と申候へハ、右衛門佐より腰物給り、既ニ悦び斜ならず候、

336の2

一廿七日、細川手にも云々廿七日に抄載す、夜を明し、廿八日早朝に四郎か館に入、火を掛ケ、即時に焼立、則城の惣大将四郎か首、細川家来神野佐左衛門討取、本丸一番乗と注進す、

落城の時寄手へ討取首数覚

- 一 首式百八拾五内四郎時貞首神野佐左衛門討之 細川越中守
- 一 同五百七拾六 黒田右衛門佐
- 一 同六百九拾五 鍋嶋信濃守
- 一 同百貳拾五 有馬玄蕃頭
- 一 同百五拾七 立花飛騨守
- 一 同四十七 松倉長門守
- 一 同貳拾五 小笠原右近太夫
- 一 同十五 同信濃守
- 一 同十三 松平丹波守
- 一 同百八 寺澤兵庫頭
- 一 同八拾三 有馬左衛門佐
- 一 同十八 戸田左門

336の4

一同十五

松平伊豆守

一同十五

諸家使者中

合式千四百四拾餘首

右、伊豆守首帳ニ如斯、

336の3

右之外討死、落城の時討込ニ逢ひ、或ハ火に入焼失候、

又ハ諸生捕有之首を刎、焼残る首共、女童部に至迄悉

取集、落城の砌深田ニ柵木を以て突抜キ、北面に獄門に

掛たる、夥敷事共也、

寅二月廿七日廿八日討死・手負の覺

一黒田右衛門佐者討死

濱田五郎兵衛

松岡作右衛門

梶川作左衛門

濱田太郎左衛門

八田仁左衛門

林与左衛門

勝野伊右衛門

塩川権左衛門

戸田角兵衛

丹野七右衛門

高館源左衛門

森権左衛門

大石庄右衛門

立花弥兵衛

南畝太左衛門

西良治左衛門

野口萬右衛門

メ拾七人

一同人者手負

小川縫殿介

黒田三左衛門

池田佐太右衛門

仙石斎宮

築柴四郎右衛門

井上半兵衛

郡庄太夫

黒田惣右衛門

菅右馬介

黒田太郎介

竹中主膳

一時源左衛門

久野四郎兵衛

北村頼母介

小川善助

杉山清左衛門

村尾三右衛門	櫛橋加兵衛	関住五郎兵衛	母里九兵衛
入江八左衛門	小川権左衛門	岡本四郎三郎	小西権平
嶋村作太夫	芥田七郎左衛門	大音彦左衛門	木金半兵衛
大音半助	丹安右衛門	丹権右衛門	岩本作太夫
三宅治郎太夫	船曳久之丞	森九兵衛	学加兵衛
白石権助	曾我部源右衛門	川村甚助	志崎平之丞
牧野平左衛門	梶原平介	木屋瀬兵衛	松本四郎太夫
三好十右衛門	花房十右衛門	中村勘介	毛利長兵衛
花房久右衛門	同源右衛門	鹿虫九兵衛	桑原平右衛門
井口牛右衛門	神儀助右衛門	尾江九郎太夫	石川十左衛門
勝山長介	上丹半右衛門	伊藤半兵衛	駒山次郎兵衛
白石六之助	森井仁兵衛	神吉三右衛門	山施七左衛門
伊藤清兵衛	の屋角太夫	原田三平	木屋五郎兵衛
小西介三郎	小川奎右衛門	松原吉之丞	山口三五郎
青木市郎右衛門	鳴治三左衛門	高屋安之丞	吉田弥兵衛
伊藤八太夫	明石半兵衛	木村三右衛門	中村庄左衛門
樋口茂左衛門	川口左太夫	加藤主殿	加藤三之丞
岡本惣兵衛	岡本清左衛門	大音六左衛門	月瀬右馬助

飯尾小兵衛	竹森六郎兵衛	下見孫左衛門	一拂茂左衛門
柏原新左衛門	寒川三之丞	寺田小兵衛	柏山市兵衛
松山太郎治	近松市助	林平八郎	毛屋太右衛門
毛屋左左衛門	荒井七右衛門	伊手勘左衛門	松原十右衛門
鷺見市郎左衛門	宮田仲右衛門	岸權三郎	四宮清兵衛
井上權介	吉田民之丞	長谷川角左衛門	高良兼右衛門
勝野長介	関權右衛門	廣田吉十郎	齋木嘉平次
稻葉五郎左衛門	高井甚兵衛	奥村七右衛門	國枝清兵衛
藤田勘兵衛	下村次郎左衛門	分部金太夫	梶原七兵衛
梶原宇右衛門	柏山源兵衛	山本小左衛門	小川長五郎
田中仁介	郡九郎右衛門	梶原藤左衛門	宮田權太夫
篠田三十郎	板波市右衛門	岡本勘右衛門	横七左衛門
齋藤三之丞	芦野伊兵衛	十時源兵衛	吉田七郎左衛門
芦子野弥一右衛門	坪田庄右衛門	寺田茂兵衛	戸波次郎左衛門
伊藤庄左衛門	柏六太夫	伊丹九郎三郎	林太郎左衛門
佐谷久兵衛	栗生甚兵衛	西川九郎兵衛	二宮伊介
川崎介左衛門	後藤金右衛門	山崎茂左衛門	村上三太夫
舟橋助左衛門	舟橋三右衛門	山本新左衛門	神谷安左衛門

花房權之丞

池田長太夫

田中徳右衛門

関源兵衛

三上玄蕃

二川權九郎

勝山三郎左衛門

吉田喜助

木村太三郎

角介太夫

木村源太左衛門

竹森作之丞

林喜兵衛

松本半蔵

湯淺七郎兵衛

井原小右衛門

細井一学

井原權介

杉村喜惣兵衛

真鍋權左衛門

内野太郎右衛門

二宮三五郎

松嶋權太夫

太山彦右衛門

木村三郎左衛門

宝珠八郎右衛門

江川三郎兵衛

石川喜兵衛

福嶋庄左衛門

中村新之丞

山本弥八郎

松陰右十郎

森弥左衛門

明石四郎兵衛

樋口喜左衛門

中川平右衛門

木比安兵衛

不波藏人

岡七三郎

舟曳一右衛門

伊藤与兵衛

ノ 貳百拾貳人

討死足輕八拾四人

同手負五百廿五人但又家中共

討死歩侍三拾五人

同手負三百四拾五人右同断

討死馬乗侍三拾四人

同手負百七拾老人右同断

都合千八百六拾八人

一黒田甲斐守家来討死

安部宇右衛門

野尻八助

関三郎右衛門

芹川善右衛門

鞍岡孫左衛門

正岡太左衛門

矢崎太右衛門

坂田忠右衛門

松村九郎兵衛

松原加兵衛

林理右衛門

柴岡九郎兵衛

重松八郎兵衛

山本九郎兵衛

太田五左衛門

伊藤孫太夫

ノ拾六人

一同人家来手負

田代外記

高取鞆負

田代九郎兵衛

吉野五郎左衛門

銅田次右衛門

正岡左兵衛

菅野弥五左衛門

正岡權三郎

田代弥惣兵衛

今村又右衛門

岡野伊左衛門

菅野奥右衛門

大音弥平次

浦藤甫介

吉野六郎左衛門

川嶋八右衛門

明石弥右衛門

山田新五左衛門

鹿村十兵衛

岡吉左衛門

貴嶋八右衛門

桑井清左衛門

下村佐左衛門

小野木孫兵衛

山田庄左衛門

伊藤安兵衛

池田久兵衛

斎藤源兵衛

西川佐兵衛

石原又左衛門

宝賀伊織

植田庄兵衛

嶋原八之丞

村上源左衛門

柏山市介

結城彦左衛門

嶋市郎左衛門

岡田安之丞

坂并市左衛門

尾山四郎兵衛

仁科小左衛門

中村孫左衛門

小川伊織

石原新左衛門

高橋孫四郎

渋谷弥六左衛門

竹田長左衛門

薦吉左衛門

宮崎半兵衛

田代四郎右衛門

戸波六郎兵衛

小川右近右衛門

渡邊喜内	西川七郎兵衛	室田孫之丞	黒田専右衛門
宮嶋織部	吉田齋宮	時左兵衛	山口半之丞
宮井七郎右衛門	高橋四郎兵衛	伊藤三郎兵衛	明石全左衛門
時枝新五兵衛	西川市左衛門	佐々木九郎右衛門	長井八郎右衛門
田中十右衛門	吉田安兵衛	梅北市左衛門	山木五左衛門
江良四郎兵衛	杉田又右衛門	小野弥左衛門	戲部七兵衛
磯野平八	馬場半左衛門	濱野与左衛門	松陰藤三郎
嶋川藤右衛門	橋野善兵衛	中村忠兵衛	松橋勘兵衛
澤野九郎右衛門	太田多兵衛	長原三郎左衛門	細井六郎兵衛
篠田八兵衛	保々五郎兵衛	三祭孫兵衛	草田十郎左衛門
間小右衛門	田村半四郎	村上勘兵衛	佐野六郎右衛門
井上理兵衛	川瀬市兵衛	白石六左衛門	熊津猪右衛門 <small>「サツカ」</small>
西川半左衛門	福田加右衛門	西川加兵衛	佐谷卯右衛門
宇木一郎兵衛	小川久太夫	宮崎弥右衛門	山井三郎四郎
木村角左衛門	吉田百介	吉田八十郎	間小四郎
伊藤九兵衛	櫛橋次兵衛	井上小左衛門	岡村源兵衛
村上弥太夫	上田権介	新井小兵衛	有田金右衛門
豊田安右衛門	毛利勘兵衛	小川五郎兵衛	長村三郎右衛門

金村藤兵衛

宗吉左衛門

佐藤勘兵衛

楊津安兵衛

中村太兵衛

内海甚左衛門

中間治右衛門

朽木大輪院

櫛橋孫八郎

安俊久三郎

磯甫庵

寺尾五兵衛

米倉久左衛門

江菅傳右衛門

熊井吉左衛門

大賀与左衛門

山村茂左衛門

吉田長左衛門

北山作兵衛

小瀬角兵衛

皆木傳兵衛

ノ百五拾老人

討死足輕六人

同手負百三拾六人

討死侍小者九人

同手負百三拾六人但又家中者也、

都合三百七拾七人

一 黒田市正家来討死

村尾半介

山本次郎太夫

岡田次郎兵衛

伊藤勘左衛門

中野三五右衛門

ノ五人

一同手負之者

片岡半兵衛

岡田九郎右衛門

木山安兵衛

東郷六左衛門

根橋半左衛門

村瀬市之丞

古谷十藏

尾村平太夫

三矢作十郎

足立平六

小川清左衛門

吉村十三郎

松細庄左衛門

目成平左衛門

成月三四郎

新加三郎右衛門

林五郎右衛門

明石半九郎

本郷五左衛門

山崎七兵衛

野間忠右衛門

山田甚左衛門

野中友之介

南川權左衛門

寺田太右衛門

松岡庄兵衛

大塚作兵衛

伊与田甫庵

吉田宗斎

築紫介左衛門

庄村義太夫

二丹五兵衛

萩原左兵衛

平野傳左衛門

橋本十左衛門

真田傳左衛門

志方安左衛門

矢野七郎左衛門

庵尾庄左衛門

ノ三拾九人

討死拾老人

但又家中侍小者也、

手負百拾六人

但足輕又家中小者也、

都合百七拾老人

一鍋嶋信濃守家來討死

諸岡五郎左衛門

町野次郎左衛門

上野九郎兵衛

加賀掃部

大嶋近廿允(ノ)

柿原善左衛門

大石十太夫

尼川十右衛門

金風清右衛門

堤清左衛門

ノ拾人

一同手負

伊藤太郎右衛門

吉井弥次右衛門

花村伊兵衛

成富全兵衛

多良九郎右衛門

成富権兵衛

拾保弥兵衛

八戸左馬

浅井権右衛門

外嶋九郎右衛門

宮田九左衛門

吉嶋五郎右衛門

入谷六右衛門

我孫子介之丞

福田五郎介

田中左門

霧田九兵衛

香月五郎左衛門

佐賀治右衛門

前司清兵衛

前司傳十郎

横尾三郎右衛門

角六兵衛

高嶋左馬之介

巨勢兵部左衛門

野馴清兵衛(副力)

川副久兵衛

野田八兵衛

杉町清兵衛

堤九兵衛

相津左馬之丞

野口李之助

豊田惣左衛門

馬場久左衛門

坂井五郎兵衛

田嶋左馬允

杉六郎右衛門

ノ三拾七人

一 鍋嶋紀伊守家来討死

田代次郎兵衛

三浦大学

中尾六郎右衛門

ノ三人

一同手負之者

鍋嶋五郎左衛門

富岡九郎左衛門

大木主計

大木権左衛門

田尻左近

神代与左衛門

神代次兵衛

石川与惣兵衛

東嶋左左衛門

手塚内蔵

尾手本次郎兵衛

古川忠兵衛

嬉野又兵衛

細富三郎左衛門

永田清兵衛

石川内蔵允

山本茂七郎

神代三右衛門

三浦平左衛門

辻平左衛門

北村久右衛門

松尾九郎兵衛

堤治兵衛

ノ式拾五人

討死足輕八拾人

手負四百八拾五人但又家中下之共

討死又家中侍拾五人

手負三拾四人

都合七百九拾九人但信濃守・紀伊守兩手合て如斯、

一細川越中守家来討死

尾藤金左衛門

平野弥次郎

嶋又左衛門

大西弥左衛門

吉岡小十郎

毛利七兵衛

岩磯惣右衛門

江口才三郎

西沢又右衛門

神足八郎右衛門

小川忠右衛門

弓削与次右衛門

波賀五右衛門

斎藤権之助

小坂半之允

野瀬吉右衛門

松岡久右衛門

奥津九郎兵衛

嬬木嘉左衛門

依田三右衛門

伊藤儀太夫

白木庄助

遠坂関内

児上左兵衛

福田介三郎

新賀長右衛門

井上庄右衛門

甘海十右衛門

杉村十左衛門

番太郎兵衛

野高権太夫

ノ三拾四人

一同手負之者

長岡左馬允

朝山斎宮

明石源左衛門

平野弥次右衛門

板崎半兵衛

小笠原備前

寺本久太夫

小笠原民部

松尾小三郎

清水石見

黒田角兵衛

三洲内匠

馬場五兵衛

沢村有右衛門

谷忠兵衛

西郡要人

吉永加左衛門

永岡八郎左衛門

谷主膳

小路太左衛門

道家左近右衛門

中嶋万右衛門

丹羽龜之丞

本取寛左衛門

山篠角兵衛

板崎内膳

白木太左衛門

平野源太左衛門

大木織部

佐々庄左衛門

稲津九郎兵衛

大嶋彦右衛門

小笠原隼人

田中又助

桶岡弥一郎

松尾左馬介

小笠原采女

是迄物頭分也

副住孫四郎

神津太兵衛

磯津三助

藤本九右衛門

磯津一兵衛

淺成八十郎

金高形右衛門

藤本元右衛門

竹田八兵衛

竹内次郎大夫

岩越四郎大夫

竹内数馬

磯津喜内兵衛

餘飼弥右衛門

湯淺牛右衛門

久野勘十郎

淺成十五郎

大里仙千代

中岩内膳

太田小十郎

野瀬六蔵

古川市介

山本清十郎

関左太郎

坂井七郎右衛門

古代善兵衛

竹岡加兵衛

高本慶室

寺尾東馬介

木本伊右衛門

柏木弥五右衛門

阿部主膳

野瀬義左衛門	杉山安之丞	友田八郎右衛門	古安太夫
澤村九兵衛	乃美新八	山村十左衛門	續源太夫
香山与介	北村甚次郎	吉岡清兵衛	小崎小兵衛
曾住庄介	熊谷忠右衛門	難波吉左衛門	村山吉之丞
市村吉左衛門	沢田六郎左衛門	湯淺次郎太夫	佳口八右衛門
中川長吉	奥村次郎右衛門	明石九郎右衛門	太田左次兵衛
松本平左衛門	澤沼吉右衛門	藺田茂兵衛	孕石平次
熊谷三郎右衛門	芦田美作	折原十三郎	関安之允
加久山太郎兵衛	田中又兵衛	山本三太夫	不波清十郎
白屋治部右衛門	米田小右衛門	三宅勘三郎	安場治左衛門
廣瀬左介	田中兵太夫	服部武右衛門	藤村藤兵衛
上田太郎右衛門	山中仲三郎	古越市左衛門	久野太左衛門
関小平次	坂崎勘右衛門	竹原庄兵衛	上村甚九郎
中村三郎右衛門	大水惣十郎	田中新兵衛	阿部權兵衛
釘本十左衛門	阿部市左衛門	大塚甚左衛門	藪嶋之丞
杉山清兵衛	山田七左衛門	木村二左衛門	横井平右衛門
杉山長兵衛	中根半之丞	兵部道雲	原田十三郎
平野季之介	森弥五左衛門	高見九郎兵衛	高田九郎次郎

神戸兵左衛門	弓削七郎兵衛	伊藤左内	永良孫太夫
荒木善兵衛	岩佐彦作	堀口勘兵衛	藤源太夫
上野左平次	山田七郎兵衛	横田勘左衛門	福田次郎左衛門
藪熊之丞	山田佐左衛門	入江八郎兵衛	小林半左衛門
荒瀬一之丞	西村半兵衛	一宮善太夫	森忠兵衛
北村助兵衛	同半左衛門	牧又四郎	内藤平左衛門
小林平七郎	沢田九右衛門	山崎權平	拓植源右衛門
樹下九郎太郎	草村又之丞	樹下右衛門	町熊之助
磯澤庄助	道家弥太郎	首部武太夫	伊藤權之丞
服部勘兵衛	元田傳次	牧助左衛門	川喜多八助
福田助兵衛	堀田庄太夫	横田半左衛門	積十之丞
水間久馬介	松野縫殿介	儀生義兵衛	松田金七
野田源四郎	増田小平次	窪田安之丞	大村勘三郎
藤本勘介	高見權介	本庄勘兵衛	橋本兵左衛門
平野權之丞	湯淺角兵衛	代分別千蔵	矢野小三郎
松野平兵衛	代野佐兵衛	塩田權介	曾根權三郎
岡本源四郎	一柳七郎兵衛	大矢野次郎八	川井清三郎
住江茂左衛門	青山文之助	鈴木清左衛門	柳瀬牛之介

藤田小平太	花房次右衛門	大神十兵衛	築紫大膳
安田藤太夫	山口十左衛門	加藤權之助	飯田何右衛門
木下彦右衛門	太田十右衛門	中根七左衛門	小林半兵衛
川野伊左衛門	松本久之丞	松山次郎兵衛	宇野弥兵衛
高見庄五郎	中野少兵衛	喜多權兵衛	飯田安 <small>(兵)</small> 衛
加賀山与左衛門	田沼十左衛門	小原半太夫	代分別喜四郎
村上市郎右衛門	服部理右衛門	岡本吉左衛門	友成庄兵衛
金澤五郎介	厚忠兵衛	蜂江長七兵衛	加久山市兵衛
本庄太兵衛	柴山又十郎	石橋久兵衛	柏木庄九郎
長谷川七兵衛	綾部七右衛門	近藤介之進	牧左門
磯田次郎八	宮村新兵衛	村上勘兵衛	桜澤与三右衛門
北村長右衛門	岩田勘之丞	森左門	代分別次郎兵衛
大竹傳十郎	山岡仁右衛門	志賀源兵衛	小泉九助
三澤弥次兵衛	三井九右衛門	平井左市郎	大塚七兵衛
宇野加右衛門	加藤源左衛門	尾崎藤三郎	富岡新兵衛
栗野次郎右衛門	中村彦兵衛	大河内新左衛門	馬場才藏
野口安右衛門	勾熊傳十郎	大竹与三郎	藤田治右衛門
佐藤傳三郎	平野九太夫	宗輕七左衛門	磯谷半四郎

村山市郎太夫

奥田了徳

三池左馬介

明石十兵衛

團安右衛門

飯田源兵衛

飯田次郎七

菅村權之丞

ノ三百人

討死足輕百人

手負五百人

討死又家中侍下々迄百四十人

手負千廿六人

都合貳千百人

一有馬玄蕃頭家来討死

白井九右衛門

水野介之允

白井甚右衛門

中井次郎介

岡田作兵衛

堀理兵衛

勝本長太夫

田中市兵衛

一本藤十郎

高瀬次郎介

ノ拾人

浪人討死

山路伊右衛門

荒木全介

石原又兵衛

吉田喜右衛門

小澤半兵衛

ノ五人

一同手負

尾関半左衛門

白井外記

白井太郎左衛門

高瀬惣左衛門

熊谷伊織

西澤佐五右衛門

松下弥五右衛門

上田伊兵衛

上田六兵衛

下村次郎助

中嶋又左衛門

磯野関右衛門

伊藤左吉

中野忠右衛門

岡本半七

雲林院弥左衛門

余田宗右衛門

下坂五郎兵衛

井口權太夫

岡弥左衛門

松次郎八

戸田傳右衛門

雲村八助

高木市之允

大庭丈之助

賀田九兵衛

山本四郎兵衛

佐野權左衛門

岡村弥左衛門

岡村清八

〃三拾人

浪人手負

平田甚兵衛

岡本安右衛門

原勘右衛門

宮崎源右衛門

荒木平藏

津田權兵衛

松原弥左衛門

村尾權之介

馬場甚左衛門

飯清平左衛門

三好安之允

〃拾壹人

一有馬内記者手負四人

加藤傳兵衛

井上清左衛門

近藤八郎右衛門

石野作右衛門

一有馬左門者手負壹人

嶋六右衛門

有馬玄蕃頭家来
尾関半左衛門内討死・手負六人

井上半三郎

浅江次兵衛

小川佐兵衛

二番九郎右衛門

笠權十郎

山田九兵衛

同 太田勘ヶ由内手負忝人 白生利右衛門 福見仁兵衛

同 松田長左衛門内手負忝人 山本加左衛門

同 岡田五郎右衛門内手負忝人 深野九兵衛 本茂兵衛

同 井上大助内討死・手負忝人 討死 松田角兵衛 蒲生治兵衛

同 本庄市正内手負忝人 藤田勘右衛門

ノ拾九人

討死足輕七人 手負拾九人

討死又家中小者五拾人 手負五拾人

都合三百式拾忝人

一寺澤兵庫頭家来討死

岡嶋兵右衛門 井川角右衛門 本郷八右衛門 山嶋伊織

村尾弥五左衛門 草場六之允 村田道斎 和田八郎兵衛

ノ八人

一同手負

岡嶋次郎右衛門 関隼人 山田将監 熊沢権六

竹内九郎兵衛 大津勘左衛門 山路三太夫 古橋武兵衛

古橋権太夫 大竹三十郎 有浦九兵衛 福富与三兵衛

武藤治太夫 中野権之丞 中瀬吉兵衛 藤中作左衛門

明石善兵衛 日田甚左衛門 鈴木与三右衛門 藤掛理介

小川四兵衛 畑九左衛門 岡田作兵衛 柳本五郎左衛門

中嶋市兵衛 福永六郎左衛門 福永長助 山原弥三兵衛

磯野吉右衛門 國府寛右衛門 大塚六右衛門 安井十之丞

石原小源太 吉田六右衛門 三宅新之丞 澤村数馬

池田四郎兵衛 石川利左衛門 吉田權十郎 有浦次左衛門

有浦千直右衛門 佐藤佐左衛門 陰山平左衛門 德賀孫左衛門

德賀七左衛門 田代七郎左衛門 中江与三左衛門 古江源兵衛

石川宇右衛門 戸田加左衛門 九重吉右衛門 并川太左衛門

ノ五拾壹人

浪人手負

庭田左近 吉田甚左衛門 草場七左衛門 藤枝權左衛門

金澤孫左衛門 田中六左衛門 井上四郎兵衛 三木清兵衛

ノ八人

討死徒者七人 手負足輕七十人

手負又家中下ノ共八拾三人

都合三百三拾八人

一立花飛驒守家来討死

小田原五左衛門

西田次郎左衛門

小久保次郎兵衛

吉原七左衛門

岡田傳左衛門

明石権内

明石四郎三郎

車田作左衛門

吉村九太夫

江上半介

遠田半之助

林権八郎

奴留場清右衛門

吉庭右京

森六兵衛

生田弥兵衛

十村弥左衛門

高野五郎助

高野長右衛門

姉川七郎兵衛

米北八兵衛

小野傳助

向住山七右衛門

斎藤源之丞

篠原彦右衛門

吉神弥兵衛

石井八右衛門

川津十左衛門

ノ三拾人

一
同手負

立花彦岐

吉城宮内

松田又右衛門

堀六右衛門

桜井角左衛門

津田権左衛門

谷田六兵衛

十時与三兵衛

竹見権左衛門

曾我七郎左衛門

松田五郎左衛門

曾我頼母介

清田元次郎

十時久左衛門

吉田右京

舞田野金右衛門

十時弥六之助

十時内匠

真子一郎右衛門

八郡太郎兵衛

森久右衛門

江上茂左衛門

山田清右衛門

中原太郎右衛門

森喜兵衛

十時弥平次

友松太郎左衛門

小串藤内

林権之介

戸澤小左衛門

小田部土佐

小田部隼人

古田市兵衛

立花源之丞

谷川十助

小野作太夫

米田比七兵衛

原藤右衛門

長江内藏允

安部兵五郎

小野作右衛門

大石佐左衛門

濱田大膳

清田又兵衛

竹迫五郎兵衛

水野八郎右衛門

立花奎之助

伯耆太郎兵衛

渡部羽右衛門

海老名喜兵衛

小野彦之丞

坂田次郎右衛門

疋田四郎右衛門

河瀬市兵衛

西平彦右衛門

山本勘右衛門

佐伯藤左衛門

木戸三郎左衛門

坂善仁左衛門

木崎源兵衛

片桐庄兵衛

熊谷半兵衛

瀬戸市兵衛

中村次郎右衛門

松岡安兵衛

中原六左衛門

足達六左衛門

米田比三郎右衛門

ノ六拾八人

討死足輕又家中侍小者共九拾七人

手負三百三人

都合四百九拾八人

一 小笠原右近太夫家来討死

野崎八郎右衛門

木瀬角太夫

布施権平

長谷八之丞

今枝長右衛門

松下久太夫

城三郎四郎

ノ七人

一 同手負

鷲尾九右衛門

武井政之丞

近藤助之允

中野甚五左衛門

黒部四郎兵衛

今中十郎兵衛

廣野勘左衛門

高田作兵衛

松下権左衛門

林惣左衛門

橋三郎兵衛

木山彦三郎

山田仁右衛門

大島次郎左衛門

仲庄左衛門

辻加左衛門

ノ拾九人

討死又家中馬乗六人

手負下ノ共百七拾六人

手負足輕拾七人

都合三百式拾九人

一小笠原信濃守家来討死

耳塚安右衛門

植村作兵衛

^下征矢野甚介

^上林九郎太郎

ノ四人

一同手負

北見平太夫

平村藤左衛門

中根弥兵衛

萩野孫兵衛

高田権之允

佐ノ木関之允

熊本伊兵衛

山田与兵衛

永井八郎右衛門

二木勘兵衛

水野八郎右衛門

永井藤兵衛

柏木伊右衛門

高木小兵衛

ノ拾四人

討死徒者拾人

手負五人

手負足輕式拾九人

手負又家中侍六拾四人

都合百三拾五人

一松倉長門守家來討死

永田三郎左衛門

奥山茂大夫

曾我九大夫

村越四郎右衛門

四人

一同手負

小石小三郎十七行年

石橋伊兵衛同断

関將監

石井權之丞

山俊吉左衛門

椿十兵衛

佐野長十郎

伯弥五左衛門

渡邊甚左衛門

前原新助

安藤半介

高橋七左衛門

井村介兵衛

飯尾彦之丞

三浦十右衛門

熊部四郎右衛門

竹村庄次郎

竹村庄左衛門

高橋伊右衛門

杉山五郎兵衛

大塚市之丞

辻本二郎藏

主竹之丞

式拾三人

浪人討死

森有右衛門

松田太平次

太田伊右衛門

永井清右衛門

留永治兵衛

今橋久五郎

服部平右衛門

七人

浪人手負

鈴木治兵衛

渡邊太郎右衛門

曾我又左衛門

安宅主馬

勝田喜介

平野才兵衛

白石半之允

岩村九右衛門

勝部清右衛門

井上大膳

村上久左衛門

幾嶋左兵衛

片岡三郎右衛門

内堀新助

村橋左兵衛

小山権之丞

太田忠左衛門

太田八兵衛

上原権兵衛

町三右衛門

矢嶋与左衛門

中村弥兵衛

翁五郎兵衛

森大右衛門

ノ式拾四人

松倉右近

松倉三弥

兩人共ニ手負

討死足輕拾六人

手負足輕又家中下々共三拾六人

都合八拾九人

一有馬佐右衛門佐家来討死

谷川角兵衛

荒木勘兵衛

堀彦之丞

不破主殿

波伯部玄宝

奥左介

上田板之介

安藤治左衛門

上代久米右衛門

川狩惣十郎

大野佐次右衛門

臼井右兵衛

林田弥三右衛門

浅海与三右衛門

三原新五左衛門

小野甚四郎

ノ拾六人

一同手負

有馬九郎兵衛

有馬右京

有馬三郎兵衛

有馬五郎左衛門

吉田一学

水野右馬之介

林田圖書

近藤豊前

安徳庄介

高屋四郎兵衛

堀源太夫

山尾半次郎

栗原主膳

本馬儀太夫

久野善右衛門

旗奉行
竹中七右衛門

竹中久之允

大村弾正

桜井庄右衛門

川端左兵衛

神代兵衛

長田勘左衛門

坂本十兵衛

田中介左衛門

長田安兵衛

柴山喜左衛門

大村市郎兵衛

草野友之丞

堀金太夫

太田尾七兵衛

大守彦兵衛

田中權之介

上田次郎七

小崎茂太夫

鷹田平右衛門

堀久米之介

山田小大膳

池田仲兵衛

森源左衛門

田中二藏

馬場彦三郎

江里忠左衛門

馬場加平次

池田半兵衛

渥美九太夫

伊藤百介

岩田十左衛門

林田大之助

三原半太夫

大津与兵衛

伊藤六之介

荒木加兵衛

大村兵左衛門

関兵三郎

久野吉兵衛

荒木十右衛門

黒木分四郎

佐野清十郎

菅庄左衛門

三ヶ嶋傳七

米良兵次郎

圖師勘三郎

渡邊角之介

林田新之丞

相嶋市郎右衛門

川村孫介

浦上奎右衛門

村川治部左衛門

嶺喜右衛門

本馬孫介

米良藤右衛門

児分四郎

板原長之丞

馬場次兵衛

嶺久右衛門

荒木勘十郎

三ヶ嶋孫太夫

浦上彦三郎

田崎金之丞

山本傳之允

大野源五左衛門

荒木七兵衛

堀斎宮

小内吉兵衛

荒木小七郎

留澤津左衛門

浦沼四郎右衛門

大茶太郎介

平野舌兵衛

本多権三郎

駒木丞弥

入江弥之助

平野半吉

浪人手負

残山内蔵介

松下弥右衛門

熊谷佐左衛門

ノ百三人

討死足輕中間七人

手負六拾九人

手負歩侍拾七人

討死又家中拾五人

手負百貳拾貳人

都合三百四拾八人

一 水野日向守家来討死

牧野又六

永澤李之助

淺沼舍人

渡辺十左衛門

廣田市兵衛

堀忠太夫

石渡市平

深津太郎兵衛

酒井右馬介

金方安之丞

宮村長左衛門

片岡三右衛門

金井閔右衛門

廣田与三左衛門

皆川市太夫

ノ拾五人

一同手負

上田玄蕃

鈴木久兵衛

鈴木大膳

近藤七兵衛

近藤半之丞	有馬左馬介	鈴木次兵衛	中尾大学
永井軍左衛門	小倉瀬兵衛	上原甚太夫	高橋孫兵衛
福田弾介	神吉新左衛門	千場七太夫	古屋五太夫
清水六之丞	廣田七左衛門	伊香金兵衛	松岡小左衛門
坂田市之丞	坂田久弥	三好次郎九郎	留山勘九郎
小野田五兵衛	磯川介之允	三原庄九郎	遠山六之丞
桜村又三郎	丹羽半左衛門	鈴木平太夫	淺井十太夫
有安七兵衛	川村権左衛門	湯川軍兵衛	川上内藏介
三池与三左衛門	酒井金左衛門	酒井喜左衛門	川村長兵衛
石原角之丞	東崎長兵衛	仙石喜介	吉川内匠之介
藤村左平次	三箇角兵衛	園崎才兵衛	左岡六之丞
豊田市郎右衛門	衣笠兵助	廣田源之丞	岩屋龜左衛門
遠山内藏允	伊藤佐兵衛	大屋半左衛門	木田源兵衛
今井角兵衛	竹本六郎右衛門	淺瀬武右衛門	青木柴右衛門
津田半之丞	今枝右之允	松本孫右衛門	加藤十太夫
櫛田丞弥	上田武太夫	鳥井加兵衛	三村半平
芦田市兵衛	磯村忠右衛門	木村庄兵衛	若林左近右衛門
富田与五兵衛	高田熊藏	高田次右衛門	伊吹彦兵衛

千種平太左衛門

山本藤兵衛

新庄次郎太夫

小川左太夫

今枝六郎左衛門

藤井三郎右衛門

原田李之助

市川介太夫

酒井小左衛門

遠山理右衛門

岩國主膳

松本酒造之介

深田久之丞

脇村左平次

戸川太郎作

横川孫兵衛

竹本孫左衛門

舟橋勘之允

樋口八之丞

酒井四郎左衛門

関弥次兵衛

榊原八郎右衛門

牧右馬允

廣田市兵衛

原田三郎兵衛

荒木郷右衛門

加藤平太夫

上田十郎右衛門

八木八右衛門

生原甚五右衛門

三浦弥右衛門

中村角之丞

中村曳之介

清水作左衛門

清水新五兵衛

上田平六

斎藤源右衛門

安藤右衛門九郎

加藤甚之丞

上田清兵衛

稻生寛右衛門

高門門兵衛

小枝作右衛門

丹羽仲右衛門

小倉政之允

沢半左衛門

瀧傳兵衛

中山外記

東半左衛門

金方平太夫

加藤権兵衛

杉野庄左衛門

前田左兵衛

片岡次郎右衛門

鈴木治部右衛門

樋口安太夫

三村五郎兵衛

佐々木五郎右衛門

岡本安右衛門

磯田弥太夫

中山角兵衛

浅井次郎右衛門

鷹見九郎右衛門

樋口庄右衛門

中山考岐

西山半三郎

安井惣右衛門

ノ百三拾四人

討死歩侍九人 手負拾九人

手負足輕百卷人

討死又家中下々五拾式人 手負百拾六人

都合四百七拾八人

一松平伊豆守家来討死

杉田頼母

西村半三郎

野田市兵衛

三人

一同手負

淺井甚兵衛

酒井三十郎

杉山諸右衛門

大嶋左源太

布施十兵衛

三田五郎左衛門

日置七郎右衛門

柴田權左衛門

岡本清兵衛

書上傳左衛門

尾嶋新右衛門

竹内三郎左衛門

関口七之介

伊藤勘右衛門

枝佐半兵衛

町栖孫左衛門

三橋藏人

安田七郎兵衛

林伊之介

川口五郎右衛門

朝比奈三右衛門

斎藤源右衛門

式拾式人

手負歩侍拾五人

手負足輕式人

討死又家中侍三人 手負又家中侍下々共六拾式人

都合百九人

一戸田左門家来討死

内藤九兵衛

成川市郎兵衛

酒井源右衛門

森傳兵衛

ノ四人

一同手負

岩井弥兵衛

村井五郎左衛門

瀧弥一右衛門

井上仲右衛門

山出角右衛門

大見又兵衛

稻垣新之丞

成瀬善右衛門

浅野文右衛門

久徳清太夫

中山武兵衛

野崎十左衛門

小利十兵衛

水野諸左衛門

桜井武兵衛

ノ拾五人

手負足輕拾六人

都合三拾八人

一松平丹後守家来討死

豊嶋半之允

小松市右衛門

小田孫右衛門

桑崎市兵衛

今西半三郎

藤田庄太夫

鈴木九郎兵衛

瀬田久兵衛

一同手負

加藤主馬介

大学平左衛門

唯勤兵衛

中村次郎右衛門

伊藤喜兵衛

宝賀九兵衛

平野太兵衛

平井市郎右衛門

ノ八人

平井六左衛門

松九左衛門

三橋甚五兵衛

庄村半左衛門

有家瀬兵衛

川會友之介

三橋甚之允

石本市右衛門

吉住五郎右衛門

舟越金右衛門

ノ拾八人

討死足輕拾六人

手負弐拾人

討死又家中者拾人

手負四拾老人

都合百拾三人

鍋嶋家老
一諫早豊前家来

討死四拾人

手負六拾弐人

此内随一ノ者 鉄炮大將 岸田太郎左衛門

弓大將 馬渡安右衛門

旗奉行 馬渡市郎兵衛

惣人数六千七百八拾人

内 討死七百七拾三人

手負六千七人

336の5

右之外、十二月廿日城攻之節、寄手討死・手負、寅二月廿一日夜討味方討死・手負、其外度々の手合ニ討死・手負之分、敵味方共其数を知らず、依之畧之、

337の1

藤掛氏集書、黒田右エ門佐一手天草丸乗の章に云_ニ二十七日、翌廿八日詰の丸へ乗懸る、一揆共石礫或ハ材木を投掛、或ハ鍋釜を投懸、其上弓・鉄炮目の下に見て打掛く、

透間もなく防戦といへ共、右エ門佐者共手負・死人を踏付く、七八間も有之石垣を乗上る、此時討死數多有之、然處に黒田三左衛門・鷺見市郎左エ門・吉田久太夫・内藤源之助・高橋忠左衛門・二色六兵衛・福山長助など云者、其外歴くの者共、死を輕し無二無三に乘込、廿八日巳の下列許に悉詰の丸の敵を討果すに付、落去以後右衛門佐睡鷗に被尋候は、今度城乘に、我等自身再拜を取、兩三度まで勇候得共不乘得事を、睡鷗再拜を取、只一下知候へは即時に乘込事さらく不能分別候、願ハ物語を聞度由被仰、睡鷗申ハ、尤の御不審にハ御座候、惣て城乘と申物ハ、諸手より乗掛て、大形諸手の手先攻懸る半を能時分を見て、味方の手負・死人をも踏付く無二無三に乘候へは、終に乘取物にて候、未諸手もすまざるに、早きが能とて一手計乘懸り候へは、城内の敵も先強く責る方を助け申物にて候故、何ほと強候ても無理にハ不成物にて御座候、去に付惣手大形乘懸る時、城内持口の者□前く聞敷時分見合、無二に懸り候へは乗破るものにて候、夫故是より時分可申上候と再三申上候得共、

御せき被成、拙者申事を無御聞、無理無鉢に御懸り候故、歴くの者共大分討分死仕残念に奉存候と申候へは、右衛門佐・甲斐守・市正、其外家来の者も、睡鷗の功者今に不始事とハ乍申尤と感之、忠の睡鷗に御腰物被下之、尊敬不斜候事、

337の2

藤掛集書

原之城落去二月廿七八日手負・死人

一手負千八百廿六人
一討死二百七十人

細川越中守忠利

一手負千六百五十人
一討死二百十三人

黒田右衛門佐忠之

一手負三百四十五人
一討死三拾貳人

黒田甲斐守直澄

一手負百五十人
一討死十六人

同市正「高政」

一手負六百八十三人
一討死百六十人

鍋嶋信濃守勝茂

一手負百八十五人
一討死七十八人

有馬玄蕃守豊氏
立花飛彈守茂政

一手負三百七拾九人
一討死百廿七人

松倉長門守勝家

一手負九十七人
一討死廿七人

小笠原右近大夫「忠真」

一手負百四十八人
一討死拾九人

小笠原信濃守「長次」

一手負百廿七人
一討死三十一人

松平丹後守「重直」

一手負八十八人
一討死六十八人

一手負三百八十二人

水野日向守勝成

一討死百六人

有馬左衛門佐「直純」

一手負三百八人

寺澤兵庫頭忠高

一討死卅九人

戸田左門氏鐵

一手負三百十五人

松平伊豆守信綱

一討死廿三人

都合七千九百七十餘人

一手負三十四人

内手負六千八百貳拾餘人

一討死四人

討死千百五拾餘人

一手負百餘人

討死千百五拾餘人

右者、松平伊豆守殿江書出ス分如斯、

337の4

落城之時討取敵の首數

一首六百九十二

「佐賀侯」「勝茂」
鍋島信濃守

一同五百七十六

「福岡侯」「忠之」
黒田右衛門佐

一同二百八十五

「熊本侯」「忠利」
細川越中守

内大將天地四郎時貞首、陣野佐左エ門討取之、

一同百五十七

「柳川侯」「宗茂」
立花飛彈守

一同百二十五

「久留米侯」「豊氏」
有馬玄蕃頭

一同四十七

「島原侯」「勝家」
松倉長門守

一同二十五

「小倉侯」「忠真」
小笠原右近大夫

一同十五

「中津侯」「長次」
小笠原信濃守

一同十三

「龍王侯」「重直」
松平丹後守

一同百八

「唐津侯」「堅高」
寺澤兵庫頭

一二百七十三

「福山侯」「勝成」
水野日向守

一同八十三

「縣侯」「直純」
有馬左衛門佐

一同十八

「大垣侯」「氏鉄」
戸田左門

一同十五

「忍侯」「信綱」
松平伊豆守

一同十五

諸家使者中

合首數貳千四百四拾餘

是者、松平伊豆守殿首帳に付者如斯、

337の5

右之外、女・童子共都合三萬に少不足のよし、残ハ方
くにて討死、落城の時射込に逢、或は火に入焼失す、

又諸手に生捕の者雖有之、首を數の内に入、右の首又射
込に逢申候、焼残る首共、女・童子に至まで悉く取集め、
落城の西深田に柵の木を以突つらぬき、北向に獄門にか

けられ、夥敷事なり、

『藤掛集』

水野家にて手筈を合候面々次第不同

一 鈴木半之丞

江草五郎吉

磯村忠右エ門

新庄次郎太夫

山本藤兵衛

鈴木右膳

山縣次太夫

楠元六太夫

東半左エ門

中尾大學

小倉清兵衛

長井平左エ門

〔板イ〕
坂田久弥

千馬七太夫

清水市之進

高橋孫兵衛

馬場齋記

河上内藏之助

酒井奎之助

坂田小膳

村岡小左エ門

福村作之進

福村團之助

三好次郎九郎

上原甚太夫

磯村孫平次

同山三郎

同左平

三原又左エ門

同正八

遠山六之進

小野田五兵衛

石原角之進

有安長兵衛

鈴木平太夫

梅村又三郎

廣田七左エ門

磯川助之進

丹羽半左エ門

浅井十郎左エ門

稻生角左エ門

瀧傳兵衛

杉野正左エ門

高見九郎左エ門

萩正左エ門

今枝甚左エ門

尾買佐次右エ門

寺本佐助

安藤九左エ門

森金右エ門

水野作右エ門

湯川軍兵衛

同内藏之助

三宅與三左エ門

酒井金左エ門

河村長兵衛

藤井佐平次	沢田久之丞	坂田市之進	北村角之丞
伊香三之丞	松本酒之丞	今枝久之丞	古岡六之丞
船橋勘之丞	加藤甚之丞	竹本孫之丞	堀江八之丞
細井李之丞	金高安之丞	小倉政之丞	遠山藏之丞
廣田源之丞	中村角之丞	自加田次郎左工門	衣笠兵内
岩室源左工門	堀地彦之進	仙石喜助	豊田六郎左工門
久田見伊左工門	東作右工門	林小左工門	松崎十兵衛
樋口安太夫	佐々木五郎右工門	安田奎兵衛	原田三郎兵衛
上田平六	生原甚五右工門	清水新五兵衛	中村半之丞
牧右馬之助	上田十郎右工門	荒木与一左工門	三浦弥右工門
淺井仁右工門	金高平右工門	船井佐次兵衛	中島九郎右工門
中山外記	鈴木治部右工門	加藤權兵衛	片山六郎右工門
中山兵右工門	光岡主膳	小牧作左工門	安藤右工門次郎
竹本三郎右工門	齋藤源右工門	中山覺太夫	酒井四郎左工門
三ヶ覚兵衛	赤堀長太夫	岡崎才兵衛	樋口喜右工門
山崎猪左工門	淺沼武左工門	津田半助	松本孫右工門
今井覚兵衛	伊吹彦四郎	木内源兵衛	横川孫兵衛
櫛田李弥	吉川内匠	岩室龜右工門	大屋半左工門

樋口彦兵衛

千種太左工門

『青田』市兵衛
若村左近右工門

高田熊藏

遠藤理左工門

中川志摩之助

塚本左平

河村新七

磯村主税

栗山半三郎

青木小右工門

神屋新兵衛

黒川彦左衛門

丹羽仲左工門

八木八右衛門

上田藏人

同 渡辺勘三郎

同 高田治左工門

上田武太夫

古丸四郎兵衛

『土肥四郎兵衛』
富田与五兵衛

藤井三郎兵衛

榊原八郎左工門

黒川三郎左工門

酒井七郎右工門

服部八兵衛

井谷武兵衛

岡土左工門

加藤十太夫

伊香勘平

上田弥右工門

高島八兵衛

関弥次兵衛

同 田中十郎左工門

同 藤山勘之丞

同 木村門左工門

『井』居甚兵衛

安部『惣』忠右工門

木村孫兵衛

原田奎之丞

加藤平太兵衛

有安左右馬

堀江五左工門

伊吹助之進

磯弥太夫

市川助太夫

伊藤左平

中川左平

高橋清左工門

澤半左衛門

種村左平太

同 上田『玄蕃』内
玉木五郎兵衛

同 井上七之丞

市村次左工門

三村半平

高田治右工門

伊吹彦兵衛

今枝六郎右工門

河村新八

小倉安左工門

上田孫左工門

石本祖父右工門

岡本増右工門

酒井小左工門

古屋五太夫

廣田半太夫

上田清兵衛

清水佐次右工門

同 平井弥吉

同 櫻村久馬之助

同 廣田『圖書』内
榎元徳右工門

同 『富士掛』
藤掛勘九郎

鈴木治兵衛

廣田右馬之助「丞イ」

中山壹岐

上田玄蕃

廣田圖書

合二百六人 此外にも可有之、追而可考、

337の7

右の内、首を取来る者も有、或ハ討捨にする者も有、或ハ深淺手負も有、或ハ御大將の御供好仕者も有、又少年の心操有之者も有、手に不逢候といへとも能言葉を遣て手筈を合するもの有、如何様少ツ、手筈を合申衆共に如斯、其外書落も不知、其節の書附任有之書寫者也、

338 「浦の浪」

嶋原陣之後百年に當りける時、其折之伊豆守殿嶋原戦死之家来之子孫共を被召出、書院ニ而料理を給り、自ら引物を被成、銘々盃の取かわし有之たりとなり、其比公義にも御沙汰よく、専世上にても此事を賞美しけるとなり、

339の1

平塞録云、廿八日辰ノ刻、板倉主水殿一番合戦を被始、傳曰、夜前ヨリ諸手ノ人數ハ二ノ丸ニテ夜ヲ明シ、細川

ノ士卒ハ本丸半分乗取、焼跡ニ柵ヲ堅固ニ付テ夜ノ明ルヲ待ケルカ、漸ク夜モ明テ、海ノ面ニ霧取包ケレハ、最早可乗入ト、立允殿、佐渡守其外ノ組頭士卒ヲ下知シテ、旗・圓居ヲ推立テ備ヲ整ケル、爰ニ舊冬上使トシテ下向有リシ板倉内膳正殿ハ、元日ノ城攻ニ鉄炮ニ中リ打死有リ、手人數ハ嫡子主水殿支配シテ、御目附ノ石谷十藏殿ト同小屋ニ被居ケル、昨日ノ城攻ニモ手人數引レテ相應ノ働アリ、夜前ハ二ノ丸へ上使ト同ク陣ヲ取ラレケルカ、元ヨリ主水殿孝心深く勇氣拔群ノ人柄故、夜中石谷十藏殿へ相談アリケルハ、去ル正月元日、父内膳正於此城相果候ハ、天下へノ御奉公、其上乱軍ニテ鉄炮ニ中リシハ、誰ヲ父ノ仇ト可定ヨウハナシ、乍然今度天草四郎一揆從へ取籠候上ハ、内膳正ノ仇、主水為ニハ父ノ仇ハ四郎一人ニ極候、昨夜一二ノ郭ヲ取り本丸へ逐ヒ詰候上ハ、今

日天草四郎ト花々敷鎗ヲ合候テ、父ノ敵ヲ自身ニ打取申度候、貴公此義御上使衆へ御申達有リ、存念相叶申候様ニ頼入候トノ義故、十藏殿モ感心ニテ、扱々御存念尤モ至極仕候、拙者即伊豆守殿・左門殿へ参リ相断申へシトテ、早速其趣ヲ被申達ケル、伊豆守殿御承知ニテ、然ハ主水義ハ其元御引廻候テ本丸ノ一番合戦御始候へト被仰ケル、十藏殿モ辱シトテ、主水殿へ申聞セ、手ノ人數ヲ引連テ本丸へ被参、佐渡守へ使者ヲ以、如是主水了簡ニテ、上使衆モ一番合戦免許ノ上ハ御先手ノ柵ヲ拂ハレ、主水ヲ柵外へ御出可賜由、十藏殿ヨリ申送ラレケル、佐渡守承知イタシ、御弔合戦ノ段無余義寛申候、其段先手張番ノ者頭共へ可申遣ト返事イタシ、以使板倉主水殿檢使石谷十藏殿弔合戦ノ為一番ニ城内ニ御出ノ筈ニ候間、早々柵木ヲ披レ候ヨウニト申遣ケル、先手張番ノ者頭中根市左衛門・同平兵衛早速組足輕へ申渡シ、柵木ヲ披ケル、主水殿、十藏殿手ノ人數ヲ引連テ柵内マテハ騎馬ニテ参ラレ、佐渡前ニテ馬ヨリ下リ一禮シ、其儘柵外へ歩行ニテ出ラレケル、主水殿今日ノ武具出立ハ緋威ノ鎧ニ

星兜ヲ着ラレ、猩々緋ノ陣羽織ヲ着、千鳥鎌ノ鎗ヲ提ケ、朱ノ瓢箪ノ圓居ヲ推立ヲ、胴勢ヨリ先ニ張出シ、大音上ケ、板倉内膳正嫡子主水佐重矩、亡父ノ為ニ弔合戦ヲ始候、天草四郎ニ見参セン、出會候ヤ、一鎗参ラント呼リ、圓居下へ扣ラル、是ヲ聞テ敵モ味方モ如何アラント目ト目ヲ見合、片唾ヲ吞テ見物ス、一揆ノ中ニモ武功ノ浪人多ク、死狂ニ成テ相手ヲ求ル節故、主水ハ能キ敵ソ、我打ント争ヒテ競ケル中ニ、尤モ勇氣無雙ノ武者ト見ヘテ六尺有餘ノ大男、惣髮ニシテ面赤ク、眼ノ光リスサ間敷者進出テ、其方共心騒ナ、主水ハ我ニ任セヨト、大身鎗ノ冰ノ如クナルヲ提テ、有江監物入道休意是ニ有リ、望ノ鎗ニ参リ候ラハント駈出タリ、外ニ浪人兩人名乗テ鎗下ヲ固メント立向フ、主水殿ノ旗奉行左右田七郎右衛門・浅井六兵衛・米山與兵衛・星野惣兵衛等各鎗ヲ提テ立向フ、主水殿見返リテ、父ノ仇ナリ、自分ニ鎗ヲ合ヘシ、其方共必手サスナト言捨テ、直ニ休意ト鎗ヲ合セラレケルカ、休意カ眉ノ間ヲ深ク突レケル故、流血眼ニ入り開キヘザリケルカ、固ヨリ丈夫ノ休意故、持タル鎗ヲ投ケ

掛ケ、一文字ニ主水殿へ飛掛リ組付ル處ヲ、主水殿心得タリト突放シ、太刀抜打ニ右ノ肩「肩カ」ヨリ袈裟掛ニ切放サル、右ノ鎗相濟、主水殿家来モ突キ掛ル、入亂レ相戦フ、池田新兵衛・勝浦次太夫・神尾太郎兵衛・赤羽源五兵衛・前島太左衛門・平井新五兵衛、手ノ首ヲ提テ、上使ノ見分ニ備ケル、米山與兵衛ハ主水殿働ヲ十藏殿へ申達ス、小笠原左衛門佐殿使者伴三左衛門・三宅市左衛門働ヨク、小出伊勢守殿使者武藤庄太夫モ主水殿右ノ先ニテ一揆三人突殺シ、感狀ヲ賜ル、其外小笠原壹岐守殿使者春日佐左衛門モ働ケル、二番ニ入替リケルハ板倉周防守殿使者天野藤右衛門、組勢ヲ引連テ相働ク、三番ニ入替ルハ牧善兵衛、是モ組勢ヲ引連テ相戦フ、如是入替リノニ立花殿後手ヨリ拔出テ相戦フ、流石甲合戦ノ勢ニヤ、主水殿手勢一人モ打セス、一揆二十余人打取り、シツノト引取ラレケル、尤見事ノ働ニテ、場中ノ勝負トハ是也、

同刻、細川手ヨリ四郎家ヲ焼ク、斯テ朝霧次第ニ晴渡リケルニ、是ソ大將四郎家ト見ヘテ、本丸ノ北ニソウテ三

方ハ石垣ニテ高ク築アケ、殊ニ要害ヲ設シ故、昨夜ノ本丸ノ火ニモ不焼残居タリ、妙解公本丸へ御入有テ此大家御覽アリ、早速火矢ヲ以テ焼拂可然ト上使衆へ被仰ケルハ、夜前當手ヨリ本丸ヲ焼拂イ申候処、四郎居宅ハ石垣ニテ火ヨケ能焼殘居申候、唯今焼拂ハセ申候、御見物可有由也、上使衆モ早速御出ニテ床机ニテ見分アリ、其時妙解公御側足輕ノ内外ニ強弓ト聞テ吉田重右衛門ニ被仰付、白木八分ノ弓ヲ被下ケル、重右衛門畏テ、即チ火箭ヲハケテ其間五六間ニテ切テ放ツ、折節朝風強ク吹ケル故、急燃上リ、黒雲ヲ捲カ如ク煙一面ニ推包テ立上リケレハ、上使衆拟々心地能キ事ト称美大形ナラス、此時細川ノ足輕頭荒木助左衛門踏込テ相働、佐渡家来遠藤九兵衛ヲ證人トス、白杵庄太夫・同萬五郎ハ拔掛ノ働アリ、佐渡内山本四郎太夫ハ本丸大城戸ヲ一番ニ乗入、小溝ノ土橋ヲ渡リケル處ニ、一揆三人鎗ヲ揃テ突掛リ、三本ノ鎗ヲ四郎太夫腹ニ突立テ、仰ケニ土橋ニ推付ル、山本元ヨリ血氣ノ無双ノ若者故、眞中へ中リシ鎗ヲ引ヌキテ其鎗ヲ奪イ取り、敵ヲナグリ立ケル、二人ノ敵ハ其儘ニ逃

入ケル、其時四郎太夫起上リ、倒レシ一揆カ首ヲ取リケレトモ、深手故身スクミ働ヘサルヲ、浪人背負テ陣屋ヘ連レ送リケルガ、其手ニテ明ル廿九日相果ケル、其外的場喜八郎・坂本傳之丞・松永玄齋等モ能働ケル、町熊之助ハ昨廿七日ニモ強ク働、今日モ能働ケル、佐渡手ノ中小姓津田三十郎ハ組ノ中小姓ヲ帥テ昨日モ相働、今朝津田一組一番ニ柵ヲ越テ攻入ケル、組ノ中萱島兵助十八歳ノ若武者、始終組頭ヘ不雜相續、本丸南ノ方ニテ一揆八人突掛ルヲ、津田始萱島以下ノ組侍、何モ鎗ヲ合セ敵ヲ打ツ、又本丸海手ニテ敵數百人居タリ、津田一手程近ク押掛リケレハ、一揆ノ大勢二手ニサツト分レ必死成テ突掛ル、津田一手小勢ニテ取包レ危ク見ヘシ故、津田三十郎下知シテ、各打死ト相極一足モ引ナ、潔ク屍ヲ竝フヘシト、鎗ヲ取テ合イ掛リニ相戦フ、一揆ヲ多ク突伏セ、組ノ人數手負・打死モ多カリケル、組ノ侍萱島兵助モ敵ヲ二人突止メケル、有馬家ノ士卒モ入交テキヒシク戦イ、何モ首ヲ取ル、然ルニ旗本ヨリ使有テ、其手ハ他國者ヲ入交リタルト見ヘタリ、早々引分ルヘシトナリ、津田三

十郎モ命ニ應シ、其組ヲマトメテ別分ル、同刻、細川ノ歩卒陣佐左衛門、大矢野四郎ヲ討取ル、四郎大家ニ火箭ヲ射付テ焼上シ時、細川手ノ歩侍陣佐左衛門、煙下ヲク、リテ四郎家ノ中ニカケ入ケル、何モノトハ見分ス、手負ト覺ヘテ薄絹ヲ引カツキ伏シ居タル者アリ、其脇ヘ女人附添テ泣居タリ、佐左衛門「欠」込足音ニ驚キ起上ル處ヲ、佐左衛門一刀ニ斬殺シ、首ヲ提テ走り出タリ、女驚キ佐左衛門ヲ引留ントスル處ヲ、同時ニカケ入シ佐渡足輕三宅半右衛門女ヲ一刀ニ切止、其時大家ノ棟焼落ケル、佐左衛門右ノ首ヲ提テ妙解公ノ御床机近ク通りケルヲ、屹ト御覽有テ、其首見處アリ、大將四郎カ首ナルヘシ、念ヲ入ヨ、天晴其方ハ冥加ノ武士也ト被仰ケリ、佐左衛門其首ヲ持テ惣首ノ場ヘ至リ、寺本久太郎ヘ其場ノ次第ヲ委ク語ケル、久太郎モ其場ヲ感シ、其首ヲ洗化粧シ、首板ニ載テ四郎時貞首也ト上使衆ノ實檢ニ備ケル、然ルニ諸手ヨリ四郎首也ト證據ヲ以テ札付タル首十有リ、上使衆モ元ヨリ四郎ヲ御存ナク、何トモ決シ難ク、舊冬肥後ニテ生捕シ四郎母ヲ引出シ、御吟味

アリ、然ルニ老母少モ不臆申ケルハ、我子ナカラモ四郎殿ハ實ノ天人ニテ御入候上ハ、萬騎カ一騎ナルトモ討ル、事ハ思イモヨラス、急ニ相成候ハ、身ヲカクシテ南蛮呂宋ニモ可被参ト打笑、更ニ驚ク色モナク、札付ノ首ヲ一タニ見分、是ニテモナキト生首ヲ提テ投ヤリ〳〵致シケルカ、佐左衛門打取リタル首ニ成テ忽顔色變シ、啼サケヒ、四郎首ノ瘦タルハ籠城中ノ辛苦ノ程察シタリトテ、打臥テ起得ス、越方ノ事ヲ悔ミ悲ケレハ、上使細川ノ軍功他ニ勝レ、大將マテヲ打取レ候事、抜群ノ御武功ト感心有リ、

陣佐左衛門指出一通

一廿七日、二の丸塀裏ニ付、則塀を越申候、此證據人谷助太夫にて御座候事、
一本丸にて首三ツ打取り申候、内老ツ四郎首にて御座候、以上、

右之通少も相違無御座候、已上、

二月廿九日

陣佐左衛門

有吉(英貴)頼母佐殿進

同刻、黒田右衛門佐殿詰ノ丸ヲ被乗取ル、傳曰、黒田殿一手ニテ昨廿七日ノ晩、大江郭ヲ乘崩シ、此競ニ本丸ヲモ直ニ攻落スヘント、右衛門佐殿頻ニ下知有ケル故、筑前ノ士卒我先ニト都合二萬ノ大軍平押ニ攻掛リ、追手西ノ空濠ヨリ南ノ升形ノ下東ノ海手マテニ充滿シテ、矢・鉄炮ヲ雨ノ如ク放チ、曳声ヲ出シテカツキ連テ攻上ル、一揆モ最後ノ戦故、本城半分堅ク固、拘兼ル積リシ矢込ヲ以テ打拂フ、要害能キ所故、急ニ攻落ス事ナリカネ、流石ノ筑前勢モ猶豫イタシケル、然ルニ本陣ノ攻鼓聞渡リ、大軍跡ヨリ詰掛候故、先手ノ侍辛苦シテ犬走りニ着(アツ)、隙間ヲ隔テ鎗ヲ合、屏ヲ破ント揉ケル處ニ、一揆鎗・長刀ヲ以テ手々ニ本丸ニ入立シト屏ヲ越ニ突立候故、何モ不堪一度ニ類立テ、三十余間ノ谷底へ人ナタレヲツキテ轉ヒ落ケル處ヲ、大石・大木ヲ投掛、楯モ鎧モ微塵ニ打碎ク、矢玉モツキケレハ金・銀・瓦・石ヲ矢種トシ、小屋ヲ破テ木ヲ落シ、柴・薪・苦ノ類ニ火ヲ附テ投掛、灰

ヲマキ、湯ヲ掛シ故ニ、見上テ打ヘキ術モナク、先ニ進ケル侍戸田角兵衛・黒田惣兵衛・瀨田次郎右衛門・菅右馬助・加藤主水・近松市助・山口三五郎・明石半兵衛・細井一學・二ノ宮伊助ノ面々、何モ打死致シケル、暮カ、リケレトモ攻詰揉合ケル故、上使衆早々人數ヲ可揚由度々ニ及ケル故、筑前ノ手モ繰引ニ攻ロヲ引退キ、其夜ハ大江ノ郭ヘ陣ヲ取ラレケル、其夜右衛門佐殿諸組頭ヲ召寄セ申サレケルハ、自分持口ハ城中第一ノ攻處ト諸手モ知リタリト云ヘトモ、江戸ニ於テ公義ヨリ細川越中守ト黒田右衛門佐ハ九州第一ノ大名故、両手抜群勢ヲツクシ一揆ノヤツハラヲ可致誅伐由被仰付タリ、然ルニ今日鍋島信濃守ハ二ノ丸ヘ拔掛、三ノ丸ハ細川手ヨリ乗取タリト聞付タリ、自分モ大江郭ヲ乗取り候勢ニ直クニ本丸ヲ乗破ント致セシ處ニ、暮ニ及ケル故、上使衆ノ差圖ノ通り無念ナカラ惣人數ヲ引揚タリ、明日ノ戦ニハ自分先ヘ立テ本丸ヲ乗取り、大將四郎カ首ヲ自身ニ刎テ鬱憤ヲ晴スヘシ、若武運盡果ハ弓矢神モ照覽候ヘ、右衛門佐ハ潔討死致シ、公義ヘノ御奉公ニ備ヘシ、手ノ侍打死ト究メシ

面々ハ右衛門佐ヘ續テ戦フヘシ、若不叶ハ其名ヲ子孫ニ傳ヘヨト申渡サレケル、時ニ黒田美作守進出テ申サレケルハ、乍恐御詮尤ニ奉存候、明日ノ先陣ハ私ヘ御免許被下候ヘ、随分持候テ可見申ト申サレケル故、然ラハ其方ヘ先陣ヲ免シ候、未明ヨリ攻掛リ當家ノ運ヲ試ヨト被申ケル間、未明ヨリ三左エ門組勢手勢ヲ引連テ、右衛門佐殿・甲斐守殿・市正殿モ各跡ヲ詰、本丸ヘ直ニ乗込ト、西ノ門前カラ堀ヲコヘ東西ノ岩壁ヲ傳ヘテ攻上ル、尤夜モ明果サル故、同士打モ有ケルト聞ヘシ、然ルニ四郎宅ノ西二間許片低ノ地ヘ一揆大勢集テ堅守リケルヲ、細川手ノ火箭ニテ一面ニ焼上故、防兼テ扣ヘシ時惣軍競テ攻ヨスル、中ニモ右衛門佐殿ノ先掛黒田美作・同三左衛門、人數ヲ下知シテ犬走りニ着ト、黒田三左衛門一番乗シ、續テ鷲見市郎左衛門・吉田久太夫・内藤源助・貞西善左衛門・高橋忠左エ門・二宮六兵衛・福山長助杯ノ勇士一同ニ乗込テ、大音六左衛門昨日深手ヲ負、半死半生ノ骸ナレトモ、夜半スキヨリ元氣ヲ得、今日モ勝レテ矢・鉄炮烈シキ石垣ヲ主人ノ申付ニテ乗上リシ勢ハ、誠ニ拔群

ノ働ナリ、久世半三郎モ圓居ヲ早ク本丸ニ入ケルトナリ、今日詰ノ丸ハ黒田一手ニテ乘崩ケル、

同刻、諸大將本丸へ入ル、鍋嶋信濃守殿・同嫡子紀伊守殿、一手ノ人數ヲ早朝ヨリ繰出シ、組頭ニハ多久美作・同大学助・鍋島淡路・同安藝・諫早豊前・後藤若狭・鍋島中務右近丞・成福十右エ門・同三郎兵衛・生間権兵衛・関將監ノ類、組人數ヲ引連テ矢・鉄炮ヲ不厭本丸へ乗込、鎗ヲ合、首ヲ取り、中ニモ加村久兵衛・多々良三兵衛別テ見事ノ働アリ、此手ノ檢使榊原飛彈守殿ニ附居タル諸牢人モ各相働テ高名ス、中ニモ成田十左衛門別テ能ク働ケル、

有馬文蕃頭殿・同兵部大輔殿、是モ早朝ヨリ人數ヲ掛ラセ、組頭ニハ有馬主水・同監物・同内記、何モ追テ本丸へ乗込戦ケル、爰ニ細川家ヨリ林丹波守殿へ被附置松山權兵衛ハ、本丸へ乗入テ、諸手ヨリ攻上ル士卒ヲ見居タル故ニ、有馬家ノ人數ノ中へ取分ケ諸勢ヲ踏越一際見事ニ責上ル武者アリ、松山モ其名由々シク走寄テ見レハ、元日ノ城攻ニ深手ヲ負、存命不定ノ躰ナリシ朝比奈源左

エ門也、少モ前ノ氣力ニ不替矢・鉄炮ノ懼モナク掛リケル、松山詞ヲ掛、イカニ朝比奈ノ幽靈松山權兵衛ヲ見覺タルカト詞ヲ掛ケ、互ニ物語シ進ケル、

立花飛彈守殿・同左近殿、是モ早朝ヨリ備ヲ押出シ、組頭立花壹岐・十時攝津ノ類、何モ力戦シ、手負・打死最多カリケル、『山鹿太郎兵衛及ヒ弥右エ門親貞、柳川ニ遊客として、父子此役左近ニ從軍し二月廿七日薩摩の人と名乗て戦死す、其後弥右エ門はまた来て、薩公に事へけるとそ』

松倉長門守殿・同養子右近殿モ、岡本新兵衛・多賀主水ヲ召供シ本丸へ乗込、右近殿ハ自分ニ鎗ヲ突テ深手ヲ負レケル、家中何モ相應ノ働アリ、

同日午ノ刻、諸大將陣營へ帰座ナリ、傳曰、午ノ刻所々ノ物陰・死人ノ下へ伏居タル一揆ヲ見出シテ盡ク打取ケル、相濟候上ニテ、上使衆ノ差圖諸軍勝鬪ヲ執行ケル、其響尤夥シ、細川・黒田・鍋島ノ諸大將、人數ヲ引連テ一勢々被引取ケル、

339の4

一揆討取首數之覺

一首數二千六百三拾二

細川越中守手

339の5

一同二千九百十三鼻十

松平右衛門佐手

一手負二百五十九人

一同五十八

鍋島信濃守手

一打死二十三人

寺澤兵庫頭手

一同千三百八十鼻一ツ

有馬玄蕃頭手

一手負三百三十八人

一同六ツ但生捕ノ首

寺澤兵庫頭手

一打死九十七人

立花飛彈守手

一同二千六百三十七鼻二百六十八

立花飛彈守手

一手負三百五人

一同百八十

松倉長門守手

一打死二十七人

松倉長門守手

一同八十五鼻二十八

水野日向守手

一手負六十八人

先備人數七口合八萬五千八十六人

味方打死・手負之覺

内 討死千五百六十三人

一打死二百八十五人

細川越中守手

手負六千七百四十八人

一手負千八百二十六人

後備

右、下々共ニ合二千百拾一人

一打死廿五人

小笠原右近太夫手

一打死二百五十一人

黒田右衛門佐手

一手負三百三人

一手負二千百七十一人

同甲斐守

一打死十九人

小笠原信濃守手

同市正

一手負百四十八人

一打死百十六人

鍋島信濃守手

一打死三十一人

松平丹後守手

一手負六百人

一手負百二十七人

一打死八十八人

有馬玄蕃頭手

一打死三十一人

有馬左衛門佐手

一手負百二十七人

339の6
廿九日、諸大將ヨリ一手ノ打死・手負ノ名附上使へ被相
達、

339の7
細川家中討死之名附

- 八百石弓二十張頭
横山助之進
- 千石番頭
島又左衛門
- 千石鉄炮三丁頭
芳賀五右衛門
- 三百石弓二十張頭
松岡久左衛門
- 三百石
毛利又兵衛
- 三百石
「足」
神谷八郎右エ門
- 二百五十石
伊藤儀太夫
- 百五十石
野瀬吉右衛門
- 百五十石
星野庄助
- 百五十石
田屋次郎右エ門
- 百五十石
山田忠三郎
- 百五十石
八木田小右衛門
- 百五十石
平野太郎四郎
- 二百石
澤村九兵衛
- 百五十石
住江茂左エ門
- 三百石
齋藤權之助
- 百五十石
奥津九郎兵衛
- 百五十石
尾藤金左衛門
- 千石鉄炮三丁頭
小坂半之進
- 五百石鉄炮二丁頭
西澤文右エ門
- 五百石鉄炮二丁頭
平野彌平太
- 百五十石
江口才三郎
- 百五十石
吉住小十郎
- 百五十石
弓削次右衛門
- 百五十石
余田三右エ門
- 百五十石
福田助三郎
- 二百石
村上吉之丞

中小姓

外山平左衛門

大矢野次郎八

志垣小傳次

松田金七

片山市右工門

渡邊源之丞

乃美庄五郎

益田宇兵衛

杉村十左工門

佐久間角助

兒玉左平太

野間權太夫

香山市太夫

大西儀左工門

余田小右工門

雜賀長右工門

牢人

柴田善右工門

井上嘉左工門

中小路作左工門

来海十左工門

三木藤兵衛

永井左衛門

長田四郎兵衛

武井七郎右工門

郡喜兵衛

中村彌三兵衛

又者馬乘分

長岡佐渡者七百石

同家中昇頭百五十五石

同家中百二十石

同家中三百石

堀口少右工門

西垣庄太夫

上原九郎右工門

志水嘉兵衛

杉山與次兵衛

同家中三百石

長岡監物者

本田作右衛門

中村理兵衛

山本四郎太夫

戸村嘉兵衛

平塚七左衛門

永松七郎右工門

北見仁左工門

甲斐彦右工門

柴田半右工門

吉村九郎右工門

若林七兵衛

法花津七郎右工門

武藤五兵衛

伊智地清太夫

森田喜兵衛

富田李之進

渡邊清左工門

山口又兵衛

山下清兵衛

增田三右工門

諸熊與兵衛

鐵炮之者并手傳討死

八代小姓

中村平吉

星野又兵衛

八代小姓

嘉悦長十郎

鶴田市右工門

一丸嘉左工門

倉主五郎右工門

上田源兵衛

井上半右工門

門岡惣太夫

川井理兵衛

今村源之進

高取九右工門

黒田佐右工門

松尾小左工門

秋吉清右工門

林半左衛門

古澤三郎兵衛

篠原小左工門

恵良吉右工門

本田庄左工門

松田伊左衛門

山田伊右工門

荒木市郎右工門

中村作左工門

内野十郎右工門

矢野平左衛門

藤川善兵衛

吉村勘兵衛

有永又右衛門

原田六兵衛

原田五左衛門

池田庄左工門

品川太郎助

中島市右工門

今村勘右工門

手傳庄右工門

同助市

同九郎助

同助六

合三十二人 手傳四人

游軍討死・手負之分

一打死六人

松平伊豆守殿

一手負百四人

一打死四人

戸田左門殿

一手負三十人

一打死百八十人

水野日向守殿

一手負三百五十人

右ノ通り、家中打死・手負一手ノ吟味、諸大將衆ヨリ神文ヲ以上使衆へ被相達ケル、傳曰、廿八日惣軍引取ノ上、夜ニ入り、細川手ヨリ長岡佐渡守、今日一揆誅罰ノ御欲トシテ伊豆守殿陣場へ参上ス、時ニ左門殿其外諸御目附衆打寄テ、今日ノ働諸手ノ吟味ノ時分ニ付、佐渡守へ對面ノ上ニテ伊豆守殿被申ケルハ、昨日細川手ヨリ三ノ丸ヲ乘崩シ、本丸へ一番ニ人數ヲ乘込、旗モ同前ニ入候段ハ見届申タリ、乍然柳川家中ヨリモ一番乗ト申達人アリ、其外ニモ諸大將ノ侍トモ一番ニ乘込モ證據ヲ以テ申出ル者多シ、細川殿一手能々致吟味一番乗可有再達トノ義也、佐渡守申ケルハ、御意奉畏候、他家中侍何モ一番乗ヲ争申候事尤無余義、先ハ心掛ノ至リ、寄特千萬ニ奉存候、乍然彼者共、其外諸牢人、一同ニ細川ノ大軍ヲ力ニ致シ、堀下へ詰寄セ首ヲ取り疵ヲ蒙候者、嘸其數多可有御座候、御両殿様御覽ノ通り、蓮池ノ頭ヨリ東海手迄越中守人數無透間押詰、致辛苦本丸へ攻入候ニ付、越中守先手ニモ誰彼ト一二ヲ争申候、他家ノ侍二百三百當手ノ跡ニ付テ、大軍ノ勢ヲ借り乘入候者ハ、皆以テ越中

守人數同前ニ御座候、其内ニテ争論仕候事、役ニ立不申義ト覺申候ト言上致シケレハ、御両所甚感心ニテ、寔ニ以其方被申分ハ大器量ノ論也、細川手大軍我先ニト詰寄セ目醒キ戦也、中々人數一手杯カク烈キ堀下へ追寄ル事ル思ヒモヨラス、其方ノ申分ニテ埒明キタリ、則越中守殿御軍功殘處ナキ事也、其段ハ早速ニ江戸エ申達タリ、其方父ノ働モ諸手ニスクレテ覺候ト有ケレハ、佐渡守難有由申テ退出セリ、此節返答ハ、佐渡尤大功ノ事ニテ、吟味隙取ヘキ處ヲ能々申達ケル故、早速埒明タリ、本丸ヲ乘取リ候手柄ト同前ノ事ナルヘシト、其比侍中感心致ケルト也、

340 「田代衆中島原立ノ覺」

有馬之四郎か首不究ニ付而、右四郎か母八拾歳餘り成を生取、首数を揃へ御見せ候得共、然と不見知候、不審成と申首弐ツ、樟楯詰ニシテ天下ニ御指上被成候由、彼四郎生年拾六歳ニ而髮為有之由候、四郎之宮と於江戸御祝為被成由候、左候而三月引陣也、田代衆中皆帰國之事、

于時寛永十五年丁三月

一 嶋原江切支丹楯籠候時、山鹿越右衛門、敵の五六人小高き所に居候を、越右衛門只一人にて突散し候、然共手負、鎧下の首を取事不叶、侍一人走來りて、永井信濃守家來の者にて候、見申せハ御手負被成候、首を取て可進之由申候て、敵も五六人手負を引まといひ、退所を追かけ首を取、山鹿に渡しけると也、其後山鹿江戸に相詰候て罷下り候刻、濃州大垣へ致宿候得者、先年嶋原にて首を取て呉候人尋來て、扱もく先久々に得御意候由申、御方御通路於有之者必ず御目に懸るへしと存、町宿へ薩州人御宿之時分知せ可申由兼而申付候に、今夕薩州衆の御宿と承り、人をし見せ候得者、山鹿殿と承候故、御見舞申入候、扱先年嶋原にての御働于今難忘、祝着存候、依之御方之武篇を忤にあやからせ申度召列、拾二三の兎同道にて酒肴持參にて候、越右衛門殿辭退におよハす、さらハ慮外ながら盃進せ可

申とて、脇に付られ候水呑にて差被申候、酒終て此やしうハ直に忤に可被下由望にて、則被遣候由也、

342の1 「季安家藏」

衆中手負人衆

一 鎧疵深手 赤河兵左衛門尉 一同淺手 同弥七郎

一 鉄炮疵深手 金剛坊 一 鎧疵深手 岩崎彈之丞

一同淺手 川野与右衛門尉 一同深手 九郎左衛門尉

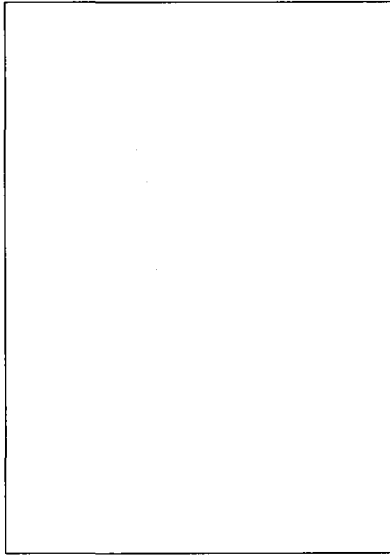
合六人

二月廿八日

342の2

右之衆ハ加久藤衆にて、手負人衆ゆへ、地頭伊地知左右エ門重政より御届申出たる扣留也、地頭假屋土藏に遣れるを、天保九年戊二月廿八日、季安嫡子喜十郎季直探得たれハ、此に載せ置也、赤川兵左は深手トあれとも、此晚廿九日に歿死たるにや、廿九日の届書ニハ戦死とあり、末に載おく也、

〔表紙、表題ナシ、ココニ「寛永軍徴 卷十八ノ下」ト補フベシ〕



市来八左衛門(宗友)(花押)

〔本文書へ「旧記雜錄後編五」一四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

345 寛永十五年二月廿八日未之刻、於肥前之内有馬原之城本丸
丸彦番鑓仕候、立合新納加賀守殿・市来八左衛門尉殿に
て候、

市来五兵衛(家昌)(花押)

〔本文書へ「旧記雜錄後編五」一四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

343 寛永十五年二月廿八日未刻、肥前之内於有馬原之城本丸
一番鑓仕候、立合市来八左衛門尉殿・市来五兵衛殿ニ而
候、

新納加賀守(忠清)(花押)

〔本文書へ「旧記雜錄後編五」一二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

344 寛永十五年二月廿八日未刻、肥前之内於有馬原之城本丸
一番鑓仕候、立合新納加賀守殿・市来五兵衛殿ニ而候、

346 寛永十五年二月廿八日未刻、有馬春之城本丸へ乗候而、
鑓合仕候而敵一人討捕申候、右城乗候立合出水衆指宿内
藏助殿・井尻三郎右衛門尉殿にて候、已上、
寅二月廿九日 伊地知李右衛門(重政)(花押)

上原左太右衛門尉殿(尚辰)

新納佐左衛門尉殿(忠頼) 参

〔本文書へ「旧記雜錄後編五」一二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

347 今度有馬春之城於本丸城乗仕、敵二人鑓合仕候、證跡人

出水衆入来源左衛門尉殿・大口衆脇岡左近殿、立合仁禮
左近將監殿・伊集院衆西郷老岐守殿にて御座候、又鉄炮
にて敵仕候、證跡仁禮左近殿・長瀬新兵衛殿被為見候、
為御存知候、仍如件、

寅二月廿八日

三原大藏太輔(花押)

新納佐左衛門尉殿
(忠頼)

上原左太右衛門尉殿
(尚辰)

参

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一二四五号文書ト同一文書ナルベシ)

348 今度有馬於春之城ニ本丸城乗仕、敵三人鎧を合申候、證
跡入出水衆入来源左衛門尉殿・大口衆脇岡左近殿・濱川
西市丞殿、立合三原大藏大輔殿・伊集院衆西郷老岐守殿
にて御座候、為御存知候、為後證如件、

寛永十五年

仁禮左近將監(花押)
(景頼)

二月廿八日

新納佐左衛門尉殿
(忠頼)

上原貞右衛門尉殿
(尚辰)

参

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一二三九号文書ト同一文書ナルベシ)

349 「在三原四郎左エ門」

今度有馬於春之城本丸城乗被成候而、屏之上ニあかり、
弓ニ而矢八筋被遊、當敵三人ハ見申候、則屏を越御はた
らき無比類候、後日御尋方ニて其段可申候、已上、

寅二月廿八日

宮原半右衛門花押
(景徳)

三原五郎兵衛尉殿
(重英)

350 「在三原四郎左エ門」

證文

寅二月廿八日、有馬春之城本丸石垣ヲ登リ、屏之上ニ立、
弓ニ而敵三人射ふせ被成候、已上矢数六筋か七筋程と見
申候、其後屏を乗越、城中ニ而も参合、詞を相かわし申
候間、為證跡之如此候、

寛永十五年丙寅二月廿九日

田中五右衛門花押
(國實)

三原五郎兵衛尉殿
(重英)

参

351

覚

寛永十五年二月廿八日ニ、有馬春之城本丸石垣を登リ、

屏之上より弓ニ而敵三人仕候、證跡人鹿兒嶋衆田中五右

衛門殿・高尾野衆宮原伴右衛門殿にて候、為後日如件、

寅二月廿九日

三原五郎兵衛(重英)(花押)

新納佐左衛門尉殿(忠頼)

上原貞右衛門尉殿(尚辰)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一二五七号文書ト同一文書ナルベシ)

353 寛永十五年二月廿八日、於有馬原之城屏乗越、城中ニ而

鉄仕候(砲脱力)、出水衆山内左近将監殿・村尾源左衛門尉殿ニ而

候、

新納佐左衛門(忠頼)(花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一二四六号文書ト同一文書ナルベシ)

352 寛永十五年二月廿八日未時、肥前之内有馬春之城於本丸

立合平田弥左衛門尉殿・出水衆伊尻三郎右衛門尉殿、討

捕首注文之事、

首一家名不知

是枝喜右衛門尉(快通)

首一 披官 春田九兵衛

首一 同道具之者 才藏

首一 定加子 与次右衛門尉

首一 同 市作

首一 同 権介

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一二五四号文書ト同一文書ナルベシ)

354 指出

寅二月廿八日、有馬春之城本丸屏之中にて、我等事敵二

人ニ逢、老人之鎧を奪取、一人ニ鎧を合手負申候、敵ハ

鎧下ニ而仕留申候、首者取得不申候、三原五郎兵衛尉殿

後日證跡ニ可被為成通於其場被仰替候故、如此、

寛永十五年二月廿九日 田中五右衛門尉(國實)(花押)

新納佐左衛門尉殿(忠頼)参

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一二六五号文書ト同一文書ナルベシ)

355 證文

寅二月廿八日、有馬春之城ニ而福崎新兵衛殿本丸石垣高

サ三間程登り、屏を乗越、敵三人ニ鎧合、老人鎧下ニつ

きふせ被成候、我々於其場ニ見届申候間、為證跡如此候、

寛永十五年寅二月廿九日

村尾源左衛門(重候) (花押)
高尾野衆中
南郷狩野介 (花押)
出水衆中
宮原与左衛門(印)

福崎新兵衛殿

参

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二六六号文書ト同一文書ナルベシ)

356

證文

二月廿八日、有馬春之城ニ而平山七兵衛殿本丸石垣高サ
三間程登り、屏を乗越、敵忤人ニ鍔合、則鍔下ニつきふ
せ被成候、我々於其場ニ見届申候間、為證跡如此候、

村尾源左衛門(重候) (花押)

寛永十五年寅二月廿九日

出水衆中
三原与左衛門(宮カ) (印)

平山七兵衛殿

参

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二五六号文書ト同一文書ナルベシ)

357

覚

寛永十五年二月廿八日、有馬春之城本丸屏を乗越、城中

にて敵忤人ニ鍔合仕候、於其場證跡人平山七兵衛殿・出
水衆山本左近将殿・大口衆忤岐兵左衛門尉殿見申候、右
之衆より證跡之書物手前ニ取申候間、御尋可被成候、為

後日如件、

有馬九郎左衛門尉 (花押)

寅二月廿九日

新納佐左衛門尉殿(忠候)

上原貞右衛門尉殿(前忍)

参

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二六三号文書ト同一文書ナルベシ)

358

覚

二月廿八日ニ、有馬春之城本丸石かき・屏を越、内ニて
鍔合仕候、須木衆今村休右衛門尉鍔下ニ而射とめ、如證
跡大口衆大田彦右衛門尉殿、又須木衆堀添十郎兵衛か首
忤ツ取申候、

二月廿九日

村尾源左衛門尉(重候) (花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二六一号文書ト同一文書ナルベシ)

覚

我々四人先手仕、本丸之屏ニ着、屏こしに鍵合申候、但日高十兵衛尉・有馬久右衛門尉事鍵合可申と存候処、はやく石打に合申、無生ニ罷成候故、鍵者合不申候、證跡者何もかこしま衆後之岡より御覽ニ而候、右之分為御存候、已上、

二月廿九日

薩摩守番 鎌合

友野七郎 (花押)

同

藤井助四郎 (花押)

有馬久右衛門 (花押)

日高十兵衛尉 (花押)

市来八左様

(宗友)

新納加賀様

(忠清)

證文

寅二月廿八日、有馬春之城ニ而大野監物殿本丸石垣登り、屏ヲ乗越、長刀ニ而敵老人仕留被成候、於其場ニ吾等見申候間、為證跡如此候、

寛永十五年寅二月廿九日

村尾源左衛門尉 (花押)

(重候)

福崎新兵衛尉 (花押)

大野監物殿

参

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二二五号文書ト同一文書ナルベシ)

361 寛永拾五年二月廿八日、有馬春之城本丸石垣ニ着、屏乗

越、内ニ而首老ツ討取申候、證跡人伊地知左右衛門尉殿

御存知ニて候、

寅ノ二月廿九日

大重傳左衛門 (花押)

(久永)

高名改衆中参

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二二六号文書ト同一文書ナルベシ)

差出

有馬春之城本丸石かきニ着、屏を越、内ニて首老ツ取申候、證跡是枝喜右衛門殿・出水衆井尻三郎右衛門殿存ニて候、以上、

とら二月廿八日

平田弥左衛門 (花押)

(宗直)

差出改衆中参

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二四七号文書ト同一文書ナルベシ〕

363 寛永拾五年二月廿八日、有馬城於本丸首沓ツ取申候、證

跡人曾木衆坂元四郎兵衛尉殿・福崎覺兵衛尉ニテ候、

首主かこしま衆

木佐貫半右衛門（花押）

合討曾木衆

川田弥左衛門（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二四九号文書ト同一文書ナルベシ〕

364 寛永十五年二月廿八日、有馬源^{（原）}之城本丸屏ニ着申候、證

跡市来五兵衛尉殿、

上原佐太右衛門（花押）^{（尚辰）}

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二四四号文書ト同一文書ナルベシ〕

365 差出

本丸之石かきニ着、屏を越、内へ入申候、證跡伊地知左
右衛門尉殿存知ニテ候、以上、

とら二月廿八日

木村平右衛門尉（花押）^{（時重）}

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二四八号文書ト同一文書ナルベシ〕

366 指出

有馬原之城石かき高サ三間上り、屏ニ付候、市来八左衛
門尉殿鐘つきおり被成候を、我等取申候、衆中貴嶋小左

衛門尉殿へ相渡申候、右之證跡上原左太右衛門尉殿御存

知ニテ候、

とらノ二月廿九日

寺師与左衛門（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二六二号文書ト同一文書ナルベシ〕

367 指出

寅二月廿八日、有馬原之城於本丸敵四人鉄炮ニテ射申候、

此證跡大口衆沓岐兵左衛門尉殿、又敵式人と鐘仕候、證

跡鹿兒嶋市来五兵衛尉殿立合ニ見させられ候、

申木野

有村掃部助（花押）

寛永十五年二月廿九日

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二五八号文書ト同一文書ナルベシ〕

368 寛永拾五年二月廿八日、有馬之城本丸之内ニ入申候、か

こしま衆木佐貫半右衛門尉殿・曾木衆川田弥左衛門尉殿

證跡ニて候、

曾木衆

坂元四郎兵衛尉 (花押)

同

福崎覚兵衛尉印

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

370 「寅二月廿八日有馬原之城本丸江被乗候人数」

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二六九号文書ト同一文書ナルベシ)

二月廿八日有馬原之城本丸江被乗候人数

鎌合 市来八左衛門尉

右同鉄砲ニテモ敵被射 三原大藏太輔

右同 平山七兵衛尉

右同 新納佐左衛門尉

右同 有馬九郎左衛門尉

右同 市来五兵衛尉

右同 福崎新兵衛尉

右同 友野七郎

鎌合 藤井助四郎

右同 大野監物

首老ツ 是枝喜右衛門尉

同老ツ 大重傳左衛門尉

同老ツ 大重傳左衛門尉

同老ツ 討捕之

369

覺

寅二月廿八日ニ、有馬原之城本丸ノ内ニ而須木衆中今村

久右衛門尉鎌合仕、左之手に鎌きすを請、其敵を鎌下ニ

つきふせ候、證跡人大口衆大田彦右衛門尉殿ニて候、同

須木衆堀添十郎兵衛尉首老ツ取申候、城之内へ我等同心

申候、須木衆長里弥兵衛尉・大石喜内・宗形佐市此衆ニ

而候、右三人ハ我等手負申候付、のけ被申候、為後日之

如此候、

村尾源左衛門尉 (花押)

寛永十五年酉

(卯三)
寅二月朔日

頸沓ッ

平田彌左衛門尉

鎌合蒙鑓疵

濱川西市丞

討捕之

頸沓ッ

松木平兵衛尉

同沓ッ

木佐貫半右衛門尉

同沓ッ

小城弥左衛門尉
討捕之

討捕之

曾木衆

河田彌左衛門尉

同沓ッ

寺師刑部左衛門尉

右相討

弓射通

三原五郎兵衛尉

同沓ッ

帖佐喜兵衛尉

本丸屏ニ付

上原佐太右衛門尉

同沓ッ

原田新兵衛尉

右同

木村平右衛門尉

同沓ッ

普賢坊
討捕之

右同

寺師与左衛門尉

同沓ッ

小川山之丞

本丸屏ニ付石打

有馬休右衛門尉

同沓ッ切捨

高城与兵衛尉
討捕之

右同

日高十兵衛尉

同沓ッ同

高岐兵左衛門尉

鑓合

新納加賀守

同沓ッ同

松山内蔵允

大口衆

鑓合蒙鑓疵

高城七郎左衛門尉

同沓ッ同

赤崎弾兵衛尉

右同

脇岡左近將曹

同沓ッ同

高橋銀右衛門尉

右同

松下惣左衛門尉

同沓ッ同

大田彦右衛門尉

同卷ツ同 吉川七右衛門尉

同卷ツ同 中馬源之允

同卷ツ同 久保筑右衛門尉

弓射通 須佐美織部佑

右同 加藤彦市

右同 永井大左衛門尉

鑓式本屏越ニ取 柁山主水佑

同卷本取 蘭牟田与左衛門尉

新納加賀守鑓場江参候衆

屏越ニ鑓卷本・鉄砲一挺取 松本覺右衛門尉

坂本縫殿助

田代源次兵衛尉

中馬内匠

種子嶋藤七兵衛尉

伊駒主殿助

久留木狩野介

松下孫左衛門尉

市来清_{「左」}右衛門尉

宮原喜左衛門尉

北原孫右衛門尉

寺師外記_{「内」}

谷口三左衛門

新納加賀守内
千左衛門

出水衆

鑓合蒙鑓疵

鑓合右同

鑓合

伊尻傳次

井尻三郎左衛門尉

三原十左衛門尉

入来院源左衛門尉

宮原与左衛門尉

柏木主馬允

出水利左衛門尉

児玉大蔵丞

大井七郎兵衛尉

戦死

右同

右同

右同

右同

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

同蒙刀疵

刀討

吉見源太兵衛尉

市来萬左衛門尉

同

伊福宗右衛門尉

土持仲左衛門尉

同

竹添萬兵衛尉

中条權之助

同

塩山源左衛門尉

貴島古左衛門尉

同

落合弥五郎

田中勘兵衛尉

同

鮫嶋加兵衛尉

四元正左衛門尉

蒙刀疵

菱刈勘解由

児玉勘解左衛門尉

同

八重尾藤左衛門尉

村田五右衛門尉

同

槐嶋喜平次

谷山為右衛門尉

同

種子田休三郎

三光院

弓射通

山元左近將監曹

桑幡六右衛門尉

同

野村隼人佑

梶原宇右衛門尉

同

河村与介

湯田平兵衛尉

竹添軍介

野村新兵衛尉

猿渡加兵衛尉

谷口助右衛門尉

出水衆討捕

牧之瀨新六

合頸數百三拾八

戰死

蒲生衆市来八左衛門鐘之
揚江同心

市来八左衛門尉戰場江同心之外衆

河崎織部

鍵合蒙疵

村尾筑前守

討捕之

鍵合

松下源五左衛門尉

同老ツ切捨

湯田平右衛門尉

同頸老ツ

上村清左衛門尉

同老ツ

北村舎人

討捕之

切捨之

頸老ツ

相良小右衛門尉

頸老ツ

金丸拾兵衛尉

討捕之

切捨之

同老ツ

福岡半兵衛尉

同老ツ

和田孫兵衛尉

討捕之

切捨之

同老ツ

松下源介

屏ニ付

赤塚源太左衛門尉

討捕之

河内清右衛門尉

同老ツ

松下大蔵丞

右同

野村采女正

討捕之

田中為左衛門尉

同老ツ

河崎七左衛門尉

右同

川田仲右衛門尉

討捕之

達野源左衛門尉

同老ツ

長谷川志摩丞

右同

持原才藤

討捕之

嶺崎弥右衛門尉

同老ツ

市来八左衛門尉内
喜右衛門

右同
鍵合頸老ツ

吉山諸右衛門尉
伊地知左右衛門尉

加久藤衆

討捕之

弓射通蒙鉄砲疵

金剛坊

頸巻ッ

伊地知弥右衛門尉

蒙鍵疵

岩崎弾之允

討捕之

戰場へ同心衆

同式ッ

西田丞丞

同

西田和泉守

討捕之

小原織部佑

同式ッ

岩崎弾之允

同

坂本郷右衛門尉

討捕之

萩原神内
宮内宇兵衛尉

同巻ッ

瀬戸山「權」権左衛門尉

同

前田彦左衛門尉

討捕之

西田七左衛門尉

同巻ッ

東郷作左衛門尉

同

長崎与吉

討捕之

同 六助

同巻ッ

江平清右衛門尉

同

中馬弥市

討捕之

戦死

赤川兵左衛門

同巻ッ

江平宇左衛門尉

鍵合

仁禮左近將監

討捕之

高尾野衆

同巻ッ

長野正右衛門尉

鍵合

宮原又左衛門尉

討捕之

同

宮原伴右衛門尉

頸耆ツ射通

肱黒勘解由左衛門尉

同耆ツ

官原監介

討捕之

弓射通

築瀬帯刀長

同耆ツ

湯田与右衛門尉

同

池田渡左衛門尉

討捕之

同

朝隈覚左衛門尉

同式ツ

亀川三郎四郎

同

松木貞右衛門尉

討捕之

同

仁礼左近内

頸耆ツ

岩下兵右衛門尉

同

白川八郎左衛門尉

討捕之

同

村尾源左衛門尉

同耆ツ

岩永千五郎

須木衆

討捕之

同

今村弓右衛門尉

鼻耆ツ

松木七兵衛尉

同

堀添十郎兵衛尉

討捕之

同

討捕之

同式ツ

竹下源太兵衛尉

同

長里弥兵衛尉

討捕之

同

大石喜内

同耆ツ

佐藤内匠允

同

宗形佐市

討捕之

同

有村掃部助

同式ツ

徳永駿河守

同

曾木衆

討捕之

同

有村掃部助

同
同
坂本四郎兵衛尉

首注文
首一
大口

松木平兵衛

福崎覺兵衛尉

證跡大口高城七郎左衛門尉

寅
三月朔日

首一
證跡高尾野衆南郷狩野介殿
小城弥左衛門尉

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二七〇号文書ト同一文書ナルベシ)

首一
無證跡
寺師刑部左衛門尉

371
大口

首一
無證跡
帖佐喜兵衛

寛永拾五年二月廿八日未之刻、肥前之内有馬原之城於本

首一
無證跡
大口
原田新兵衛

丸鍬被仕候、

大口手おひ鍬きす
高城七郎左衛門尉

首一
無證跡
大口

原田新兵衛

證跡福崎喜兵衛殿

新
大口
肱岡左近丞

首一
無證跡
新納加賀守手
普限坊

證跡二禮左近殿・三原大藏殿

大口
松下惣左衛門尉

首一
證跡右同人
右同手
小川山之丞

證跡蒲生衆松下源五左衛門尉

大口手おひやりきす
濱川西市丞

首一
射捨之衆
大口
高城与兵衛

證跡二礼左近殿・三原大藏殿

證跡大口新納勘解由次官

首一 大口 杵岐兵左衛門尉

立合中馬源丞

首一 大口 松山内蔵丞

證跡新納勘解由次官

首一 赤崎段兵衛

證跡大口松山宗左衛門尉

首二 大口 高橋銀右衛門

證跡大口松下宗左衛門尉

首一 大口 大田彦右衛門尉

證跡村尾源左衛門尉殿

首一 新納勘解由次官

證跡大口高城七郎左衛門尉

首一 新納加賀守手 吉川七右衛門尉

無證跡

首一 右同手 中馬源之丞

立合杵岐兵左衛門尉

首一 右同手 久保筑右衛門尉

證跡大口赤池六左衛門尉

大口 栂山主水佑

敵之鎧ニ本屏越ニ本丸ニてはい取候、

大口手おひ鑑きす 須佐美織部助

右同所ニて矢三筋被仕候、

新納加賀守手 加藤彦市

右同所ニて矢七筋仕候、二筋者敵ニ射付申候、大口松下

覺右衛門殿ニて候、

永井太左衛門尉

右同所ニて矢二筋仕候内、一筋敵ニ射付申候、北郷佐渡

守殿披官使ニ参、加賀守手ニ付如此候、

大口 蘭牟田兵衛

屏越ニ敵之やりはい被取候、

加賀守鎧場ニ被参候衆

大口 松下覺右衛門尉

屏越ニ鎧卷本・鉄炮卷丁・敵之道具はい被取申候、

大口 坂元縫殿助

同 田代源次兵衛

同 中馬内匠丞

種子嶋藤七兵衛

伊駒主殿助

久富木狩野介

松山孫左衛門尉

市来清右衛門尉

宮原喜左衛門尉

北原孫右衛門尉

右之外披官除

戦死
鉄炮

加賀守鐘場ニテ戦死

本丸

鐘場ニテ戦死仕候、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二四三号文書ト同一文書ナルベシ)

372 寛永十五年二月廿八日

分捕高尾野衆中

鐘

右證跡人三原大藏太夫殿

同

右證跡人平山七兵衛殿 大口衆老岐兵左衛門殿

首老ツ

同老ツ

同老ツ

同老ツ

鼻老

鼻式ツ

同老ツ

同老ツ

同老ツ

又弓持申候得共、十六から内拾四射申候、但當矢六ツ、

手負衆

宮原又左衛門尉

同名伴右衛門尉

脇黒勘解左衛門尉

湯田與右衛門尉

龜川三郎四郎

山下兵衛門尉

岩永千五郎

松木七兵衛

竹下源太兵衛

佐藤内匠頭

徳永駿河守

宮原監齋介

大井源左衛門尉

南郷狩野介

恒吉次右衛門尉

宮原又左衛門尉内

勘解左衛門尉

右内内

主馬首

弓之衆

仁礼左近付衆

築瀬帯刀長

矢十二内當矢十一

右同

肱黒勘解左衛門尉

矢十二内五ツ射申候、當矢弐ツ

右同

池田渡^上右衛門尉

矢十二内射拂申候、當矢五ツ

仁礼左近内

白川八郎左衛門尉

矢十二内五ツ射申候、當矢弐ツ

右同

朝隈寛左衛門尉

矢十二内七ツ射申候、内當矢弐ツ

右同

松木貞右衛門尉

矢十四内十一射申候、當矢弐ツ

二月廿八日

仁禮左近将^(景頼)(花押)

新納佐左衛門尉殿^(忠頼)

上原貞右衛門尉殿^(尚辰)

(本文書へ「旧記雜録後編五」一二五二号文書ト同一文書ナルベシ)

373 高尾野衆中失衆

一向宗

牧田主馬允

右者、今度有馬於春之城城乗仕、首老ツ射取被申候へ共、

失衆故、仁禮左近へ内詔ニて見せ申、切捨ニ仕候、

一向宗

山口納右衛門尉

同

前田少兵衛尉

同

細山田内蔵助

同

児玉七右衛門尉

此衆被詰居候得共、仕合を不被存候而、庶^(遮)而之分骨不仕

候、以上、

二月廿八日

宮原又左衛門尉（花押）

手負之人数

合首数十ヲ

税所助兵衛尉

一弓射通敵六人射申候

新納佐左衛門尉殿

一鉄炮疵

金剛坊

上原貞右衛門尉殿

一鏽疵

岩崎源之丞

（忠頼）
（尚辰）
（本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二五二号文書ト同一文書ナルベシ）

一同

川野與右衛門尉

同心衆

374 加久藤衆中

春之城本丸へ伊地知左右衛門尉同心申城乗仕候時、鏽・

弓・刀合、首捕候人数

一 首一 伊地知弥右衛門尉

一 同二 西田柰之丞

一 同二 岩崎源之丞

一 同二 瀬戸山権左衛門尉

一 同二 東郷作左衛門尉

一 同二 江平清右衛門尉

一 同二 宇左衛門尉

一 同二 長野正右衛門尉

寺領衆

西田和泉守

小原織部助

坂元江右衛門尉

萩原甚助

宮内右兵衛尉

前田彦左衛門尉

西田七左衛門尉

長崎與吉

同 六助

中馬弥市

一首一 一向宗 西田市左衛門尉

一同一 御檢地ニ付 同名大藏助

一同二 同 井上帶刀長

一戦死 同 赤川兵左衛門尉

一首一 右子 同彌七郎

合首五ツ

二月廿九日 伊地知^(重政)李右衛門(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二六八号文書ト同一文書ナルベシ)

375 「羽月士長野式部左衛門由緒書以寫見写之」

證文写

寅ノ二月廿八日、有馬春之城於本丸、屏之内ニ長野正右

衛門殿敵之頭を被為取候、慥ニ見届申候、少茂無別儀候、

二月廿八日 伊尻^(祐水)三郎右衛門判

伊地知^(重政)李右衛門殿

まいる

376 寛永十五年二月廿八日、有馬原之城本丸鐘之場ニ、八左

衛門尉同心衆蒲生、敵之鐘と刀合仕候、

同心 市来万左衛門尉

同心 土持仲左衛門尉

同心 中条権介

同心 貴嶋古左衛門尉

同心 田中勘兵衛尉

同心 中村正左衛門尉

同心 児玉勘解由左衛門尉

同心 村田五右衛門尉

同心 谷山為右衛門尉

同心 三光院

同心 桑幡六右衛門尉

同心 梶原宇右衛門尉

同心 手負申候湯田平兵衛尉

同心 野村新兵衛尉

同心 谷口助右衛門尉

同心 牧之瀬新六

戦死 川崎織部

是よりおく、八左衛門尉同心不申衆

鍮

手負村尾筑前守

屏ニ被付候衆

持原才藤

鍮

松下源五左衛門尉

首一ツ切捨

和田孫兵衛

鍮 首老ツ

上村清左衛門尉

屏ニ被付候衆

峯崎弥右衛門尉

屏ニ被付候衆

赤塚源太左衛門尉

同

谷山諸右衛門尉

鉄炮 首一ツ切捨

湯田平右衛門尉

首一ツ

市来八左披官

喜右衛門尉

首一ツ

相良小右衛門尉

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二五三号文書ト同一文書ナルベシ)

屏ニ被付候衆

川内清右衛門尉

同

野村采女正

377 有馬之城於本丸、寅二月廿八日合戦之人數

同

田中為左衛門尉

出水衆中

同

川内仲右衛門尉

鍮仕候衆

首一ツ切捨

北村舍人

蒙鍮疵

阿多六郎左衛門尉

首一ツ

福崎^{福崎}半兵衛尉

同

指宿内蔵助

首一ツ

松下源介

伊藤傳次

首一ツ

同大蔵丞

三原拾左衛門尉

首一ツ切捨

金丸十兵衛尉

伊藤三郎右衛門尉

屏ニ被付候衆

達野源左衛門尉

蒙鍮疵

入来院源左衛門尉

首一ツ

川崎長右衛門尉

宮原與左衛門尉

同

長谷川志摩丞

柏木主馬允

寺領衆
蒙鎧疵

刀討之衆

蒙刀疵

蒙鎧疵

蒙刀疵

寺領衆

蒙刀疵

和泉利左衛門尉

池亀傳左衛門尉

兎玉大藏丞

大井七郎兵衛尉

渡邊弥兵衛尉

吉見源太兵衛尉

伊福宗右衛門尉

竹添萬兵衛尉

塩山源左衛門尉

落合弥五郎

鮫島加兵衛尉

菱刈勘解由

本田蔵右衛門尉

八重尾藤左衛門尉

槐嶋喜平次

種田休三郎

弓ニテ射通衆

山元左近允

野村隼人佑

川村與介

竹添軍介

猿渡加兵衛尉

寅

二月廿九日

頭數百三拾八

有馬之城於本丸、寅ノ二月廿八日合戦之人数

出水

寺領衆

蒙鎧疵

寺領衆

蒙刀疵

寅 二月廿九日

池亀傳左衛門尉

本田蔵右衛門尉

(本文書へ旧記雜録後編五二二六七号文書ト同一文書ナルベシ)

378

尚く、薩州衆昨日之御動可申上様無御座候、何方も其取沙汰ニ而候、以上、

昨日者於城中初而得貴意、扱々貴老様御動手柄之様子、

驚目共、無比類通難盡筆舌候、敵式人之頸切捨ニ被成候、我等事ニも頸切捨申候、于今存候得ハ捨間敷物をと存候、定而御手前様も其分ニ可被思召と令推量候、猶以貴面委曲可申伸候、恐惶謹言、

二月廿九日

重次判

合首数十五

手負之人数

薩摩様御内
指宿内蔵助様
人々御中
片山次兵衛尉
重次

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一三四号文書ト同一文書ナルベシ)

『季安家藏』

(本文書ハ三四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

379の2

加久藤衆中

春之城本丸へ伊地知李右衛門尉同心申城乗仕候時、鏑・

弓・刀合、首捕候人数

一首一 伊地知弥右衛門尉

一同二 岩崎弾之丞

一同二 西田李之丞

一同一 江平清右衛門尉

- 一同一 瀬戸山種左衛門尉
- 一同一 御換地寺領 赤川弥七郎
- 一同一 御換地三付寺領 同大蔵助
- 一同一 長野正右衛門尉
- 一同一 岩崎弾之丞
- 一同一 同戦死赤川兵左衛門尉
- 一同一 東郷作左衛門尉
- 一同一 一向寺寺領 西田市左衛門尉
- 一同二 井上帯刀長
- 一同一 江平宇左衛門尉

同心衆

西田和泉守

坂元郷右衛門尉

宮内右兵衛尉

寅 小原織部助「イヤカ」

二月廿九日

上原左太右衛門尉殿

新納佐左衛門尉殿

伊地知李右衛門(花押)

小原織部助

萩原甚介

前田彦左衛門尉

(本文書ハ「旧記雑録後編五」二二六八号文書ト同一文書ナルベシ)

379の3

右も加久藤衆にて、地頭伊地知李右エ門重政より申出たる扣の横折、地頭假家に遣れるを、天保九年戊二月、季安男喜十郎季直墓参の便に庫中を探て見出し皈れハ、十年亥四月、此に載おく、此類を上原・新納など取合せて高名究帳を調進せしと見得たり、

380 「喜入忠政從臣聞書」

一同年刁二月廿九日、有馬落城仕、男女共に大形被打果候事、

一城責之刻、薩州鹿兒嶋より村尾三右衛門・友野七郎、其外本丸之屏ニ乗、弓ニ而散々ニ被射詰、無比類勲ニ而候、其時細川殿被成御覧、殊之外御誉被成、在國家名御尋被成候、其外新納加賀先として城乗之砌、薩州鹿兒嶋より以上拾八人手をくだき働有之候、一人ハ出水衆中と一人ハ大口衆中右之通相知、軍法為背候而皆々先卒人ニ而候事、

381の1

「田布施士二宮太郎兵衛藏本」

寛永十五年二月廿八日

肥前

有馬原之城高名究帳

「外題如此、一本ハ島原一揆ニ付高名帳ト題せり」

鍵合

新納加賀守

「忠清」

右證跡市来八左衛門尉「宗友」・市来五兵衛尉「家昌」

右同

市来八左衛門尉「宗友」

右證跡新納加賀守「忠清」・市来五兵衛尉「家昌」

同

市来五兵衛尉「家昌」

右證跡新納加賀守「忠清」・市来八左衛門尉「宗友」

鍵合并敵一人討

伊地知李右衛門尉「重政」

右證跡出水衆指宿内蔵介「忠易」・井尻三郎右衛門尉「祐永」

鎌合 三原大藏【重朗】

右證跡出水衆入来源左衛門尉・大口衆脇岡左近鉄炮【景頼】

而敵被射候、證跡仁禮左近・長瀬新兵衛尉【景頼】

右同 仁禮左近將【景頼】

右證跡出水衆入来源左衛門尉・大口衆脇岡左近【重英】

屏之上より敵三人弓にて被射候 三原五郎兵衛尉【重英】

右證跡田中五右衛門尉・高尾野來宮原伴右衛門尉【景為】

鎌合 福崎新兵衛尉

右證跡村尾源左衛門尉・高尾野來南郷狩野介【忠昭】

右同 平山七兵衛尉【三イ】

右證跡村尾源左衛門尉・出水衆宮原与左衛門尉【忠昭】

同 有馬九郎左衛門尉

右證跡平山七兵衛尉・大口衆彦岐兵左衛門尉【忠昭】

鎌合 村尾源左衛門尉【重候】

右證跡須木衆今村弓右衛門尉・大口衆大田彦右衛門尉【忠頼】

同 新納佐左衛門尉【忠頼】

右證跡村尾源左衛門尉・出水衆山内左近【重候】

鎌合 友野七郎

右證跡藤井助四郎・有馬弓右衛門尉【純兵】

同 藤井助四郎

右證跡日高十兵衛尉・友野七郎【正盛】

鎌合敵老人討取 大野監物助

右之證跡村尾源左衛門尉・福崎新兵衛尉【重候】

類老ッ討取 大重傳左衛門尉【久永】

右之證跡伊地知左右衛門尉【重政】

類老ッ討取 平田弥左衛門尉【宗宣】

右之證跡是枝喜右衛門尉・出水衆井尻三郎右衛門尉【快温】

類老ッ討取 木佐貫半右衛門尉

右相討曾木衆【弥イ】 河田孫左衛門尉

右之證跡曾木衆坂元四郎兵衛尉・福崎覺兵衛尉【尚辰】

本丸屏涯ニ被討候 上原佐多右衛門尉

右之證跡市来五兵衛尉【家昌】

本丸屏ニ被付候 木村平右衛門尉【時重】

右之證跡伊地知左右衛門尉【重政】

本丸屏ニ被付候 寺師与左衛門尉

右之證跡上原佐太右衛門尉【尚辰】

本丸屏ニ被付候而石打ニ被合候
有馬弓右衛門尉「純兵」
右同
日高十兵衛尉「正盛」

右之證跡友野七郎・藤井助四郎

類者ツ討取
是枝喜右衛門尉「快温」

右之證跡平田弥左衛門尉・出水衆井尻三郎右衛門尉「宗宣」
「祐永」

鎌合 田中五右衛門尉「國質」

右之證跡三原五郎兵衛尉「重英」
手おい

是より外城衆

申木野衆
有村掃部介

右之證跡大口衆老岐兵左衛門尉ニ而候、鎌合被仕候、

證跡市来五兵衛尉

曾木衆
坂元四郎兵衛尉

本丸ニ被乗候
右同
福崎覺兵衛尉

右之證跡木佐貫半右衛門尉・曾木衆川田孫左衛門尉「弥イ」

鎌合 高尾野衆
宮原又左衛門尉

右之證跡三原大蔵允「介イ」

鎌合 宮原伴右衛門尉「景為」

右之證跡平山七兵衛尉・大口衆老岐兵左衛門尉

首一ツ矢五ツニ被射取候
脇岡勘解由左衛門尉

同 江田与右衛門尉「三郎イ」

同式ッ亀川三郎四郎「三郎イ」

同一ッ山下兵右衛門尉

同一ッ岩永千五郎

鼻一ッ松木七兵衛尉

同一ッ竹下源太兵衛尉

同一ッ佐藤内匠允

同一ッ徳永駿河守

同一ッ宮原監介

又矢十四被射候

手負衆

大村源左衛門尉

南郷狩野介

恒吉次右衛門尉

宮原又左衛門尉内
勘解由左衛門尉「尤イ」

右同人内
主馬首「尤イ」

矢十二被射候

築瀬帯刀長

右同

池上渡左衛門尉

手おい

湯田平兵衛尉

矢五ッ被射候

仁禮左近内

白川八郎左衛門尉

野村新兵衛尉

矢七ッ射申候

右同

朝隈寛左衛門尉

谷口助右衛門尉

矢十一射申候

右同

松木貞右衛門尉

牧瀬新六

首一ッ切捨候

牧田主馬允

戦死

川崎織部佑

蒲生衆

鑓合

市来萬左衛門尉

鑓合手負

村尾筑前守

是より奥戰場へ八左衛門同心不申衆

鑓合

松下源五左衛門尉

鑓之場へ市来八左衛門尉同心衆

土持仲左衛門尉

同首一ッ

上村清左衛門尉

屏ニ被付候

赤塚源太左衛門尉

中条権之介

首一ッ

相良小右衛門尉

首一ッ切捨

湯田平右衛門尉

木嶋古左衛門尉

屏ニ被付候

河内清右衛門尉

屏ニ被付候

野村采女正

田中勘兵衛尉

同

田中為左衛門尉

同

川内仲右衛門尉

中村正左衛門尉

首一ッ切捨

北村舎人

首一ッ

福崎半兵衛尉

児玉勘解由左衛門尉

首一ッ

松下源介

首一ッ

松下大蔵介

村田五右衛門尉

首一ッ切捨

金丸十兵衛尉

屏ニ被付候

逢野源左衛門尉

谷山為右衛門尉

首一ッ

河崎長左衛門尉

首一ッ

長谷川志摩丞

三光院

屏ニ被付候

楠原才蔵

首一ッ切捨

和田孫兵衛尉

桑幡六右衛門尉

屏ニ被付候

岸崎弥右衛門尉

屏ニ被付候

谷山孫左衛門尉

梶原宇右衛門尉

首一ッ

市来八左衛門内
喜右衛門尉

諸イ

『イ是より』加久藤衆

首一ツ

伊地知弥右衛門尉

首二ツ

西田李之丞

『介イ』

同二ツ

岩崎弾之丞

同二ツ

江平清右衛門尉

同二ツ

瀬戸山種左衛門尉

同二ツ

東郷作左衛門尉

同二ツ

赤川弥七郎

同二ツ

西田市左衛門尉

同二ツ

西田大蔵介

同二ツ

井上帯刀長

同二ツ

長野正右衛門尉

同二ツ

江平字左衛門尉

手負

弓ニ而敵六人被射候、鉄砲疵手負

手負鐘疵

岩崎弾之丞

『山下』

金剛坊『親典』

『通公』

赤川兵左衛門尉

川野与右衛門尉

伊地知李右衛門尉同心衆

鐘疵

同弥七郎

同

小原織部佑

同

頸捨衆

同

坂元郷右衛門尉

同

頸一ツ證跡大口衆新納勘解由

同

萩原甚介

同

頸一ツ證跡中馬源之丞

同

宮内右兵衛尉

同

頸一ツ證跡大口衆新納勘解由

同

前田彦左衛門尉

同

頸二ツ證跡大口衆松下惣左衛門

同

『イ是より』大口衆

同

頸一ツ證跡村尾源左衛門尉

同

鐘合跡手負鐘疵證跡福岡新兵衛尉

同

高城七郎左衛門尉

同

同證跡仁禮左近・三原大蔵大夫

『助イ』

脇岡左近

鐘合證跡浦生衆松下源五左衛門尉

松下惣左衛門尉

同組手負鐘疵證跡仁礼左近三原大蔵大夫

濱川西市丞

頸一ツ證跡高城七郎左衛門尉

松木平兵衛尉

同二ツ證跡高尾野衆南郷狩野介

小城弥左衛門尉

同二ツ無證跡

寺師刑部左衛門尉

同二ツ無證跡

帖佐喜兵衛尉

同二ツ無證跡

原田新兵衛尉

同二ツ證跡中馬源太

普賢坊

同二ツ證跡右同人

小川山之丞

頸捨衆

頸一ツ證跡大口衆新納勘解由

高城与兵衛尉

同二ツ證跡中馬源之丞

杵岐兵左衛門尉

同二ツ證跡大口衆新納勘解由

松山内蔵丞

同二ツ大口衆松下惣左衛門證跡

赤崎弾兵衛尉

頸二ツ證跡大口衆松下惣左衛門

高橋銀右衛門尉

同二ツ證跡村尾源左衛門尉

大田彦右衛門尉

同二ツ證跡大口衆高城七郎左衛門尉

新納勘解由次官

同二ツ無證跡候

吉川七右衛門尉

同一ッ證跡壹岐兵左衛門尉 中馬源之丞
 同一ッ證跡大口衆赤塚六右衛門 久保筑右衛門尉
 鐘式本屏越ニ被取候 柗山主水佑
 本丸ニテ矢三筋被射候 須佐美織部佑
 右同所ニテ矢七ツ被射候、内ニツ敵被射候、 加藤彦市
 證跡大口衆松下寛左衛門尉 北郷佐渡守内
 本丸ニテ矢ニツ被射候 永井太左衛門尉
 同所ニテ敵之鐘を被取候 蘭牟田与左衛門尉
 新納加賀守鐘場ニ被参候衆 松下寛左衛門尉
 屏越ニ鐘一本・鉄炮一丁はい取候 中馬内匠
 坂元縫殿助 田代源次兵衛
 種子嶋藤七兵衛 伊駒主殿助 久留木狩野介
 松山孫左衛門尉 市来清右衛門尉 宮原喜左衛門尉
 北原孫右衛門尉 寺師外記 谷口三左衛門尉
 新納賀州内 戦死
 戦死 千左衛門尉
 合人数百五十六人内五人戦死

右、田布施士人二之宮太郎兵衛家藏本、文化十年西七月廿七日、園田勘右衛門實吏所寫を以載之、同所土坂元氏

ニ茂同本在之、奥書如左、
 ありま山すそ野の桜咲乱れ軍ハはなを散す古城
 いきて世に明日まで人ハつゝからし此夕暮を問ハとへか
 し
 衆も苦も時過ぬれハ跡もなしたゝ世に残る名を思ふへし
 名を今に残し置ける人もひと心もこゝろなにかおとらし
 無勢とて敵をあなとる事なかれ多勢を見ても恐るへから
 す
 右者、寛永十四年之冬より、肥前嶋原郷邪宗之土民、有
 馬之城へ就桶籠、御太將松平伊豆守催人数被為發向之刻、
 薩隅日三州之士、同十五年寅正月十一日ニ打立、出陣仕
 早、時之地頭鎌田左京政高也、京都三年詰被成候故、田
 布施諸士致同心、敷根筑前守御手へ相付、陣中令勤仕早、
 然共諸所之衆ハ地頭ニ相付、有馬ニ被詰居候故高名被成
 候、其外鹿兒嶋衆・外城天草内高津浦張番被仰付候故、
 高名無之候、有馬之城落城之前後、船留稠數候付様躰不
 被存候、寅三月下旬に諸士借帰陣仕早、出陣中書記者也、
 (衆脱カ)

寛永十五年寅三月十一日

嘯役

坂元安右衛門尉

清長

右、祖父清長出陣之刻被書候得共、破損仕候付、清愛改之者也、

元禄十三年辰三月十三日

坂元七郎左衛門

清愛判

381の4

又一本左の通書記すものあれとも、漏誤多し、此に載せず、異聞に備ふるのミ、

381の7

寛永十五年戊寅二月廿八日、有馬原之城於本丸城乘薩摩衆合戦之人数、但前後之次第不相知候、略之、

鹿兒嶋衆

鎌合

新納加賀守殿

右同

市来八左衛門尉殿

鎌合

仁礼左近将殿

右同

村尾源左衛門尉殿

弓射通

三原五郎兵衛殿

鎌合首補

伊地知左右衛門尉殿

鎌合

福崎新兵衛殿

刀討首補

是枝喜右衛門尉殿

鎌合

平山七兵衛殿

右同

有馬九郎左衛門尉殿

蒙疵

日高十兵衛殿

鎌合

市来五兵衛殿

右同

友野七郎殿

右同

大野監物殿

右同

藤井助四郎殿

右同

有馬久右衛門尉殿

右同

平田弥左衛門尉殿

右同

新納佐左衛門尉殿

381の5

市来五兵衛尉家昌蒙 國命、相正書記差出候、草稿市来拾郎右衛門致筒藏ニ付、令書寫早、

381の6

又一本出水にあり、左之通なり、

右同蒙鑓疵
田中五右衛門殿
刀討首捕
大寺久左衛門尉殿

出水衆

鑓合蒙疵、出水へ帰宅二而死去
阿多六郎左衛門殿

右同
上原十左衛門殿
鑓合
宮原与左衛門殿

蒙鑓疵
池亀傳左衛門殿
蒙鑓疵
渡邊弥兵衛殿

右同蒙疵
落合弥五郎殿

右同
吉見源太兵衛殿

右同
梶嶋喜平次殿
弓射通
山下左近允殿

右同
竹添軍助殿

首數百三拾八討捕

大口衆

鑓合蒙疵
高城七郎左衛門殿
加賀守殿同心衆
坂元縫殿介殿

右同
種子嶋藤七兵衛殿

首討捕
木佐貫半右衛門殿
城衆
寺師与左衛門殿

右同蒙鑓疵
指宿内蔵丞殿

右同蒙鑓疵
入来院源左衛門殿

右同
柏原主馬允殿

刀討
児玉大蔵殿
刀討
竹添萬兵衛殿

右同
鮫嶋加兵衛殿

右同
八重尾藤右衛門殿

右同
種子田休三郎殿
野村隼人佐殿

右同
猿渡嘉兵衛殿

鑓合蒙鑓疵
三原大蔵太夫殿
鑓合蒙鑓疵
大重傳左衛門殿

右同
伊尻休次殿

蒙鑓疵
伊尻三郎右衛門殿

右同
和泉利左衛門殿

刀討
大井七郎兵衛殿
右同
塩山源左衛門殿

刀討蒙疵
菱刈勘解由殿

右同
伊福宗右衛門殿

右同
本田蔵右衛門殿
川村与助殿

敵ノ鉄炮奪取候
松下寛右衛門殿

右同
中馬内匠助殿

右同
久富木狩野介殿

右同

松山孫左衛門殿

右同

戰死 寺師内記殿

弓射通

須佐美織部佑殿

敵ノ鑓奪取候

井牟田与左衛門殿

右同

普賢坊

右同

帖佐喜兵衛殿

右同

老岐兵左衛門殿

右同

赤崎孫之丞殿

右同

中馬源之丞殿

敵鑓奪取候

樺山主水佑殿

高尾野衆

鑓合

宮原又左衛門殿

同

同名半右衛門殿

右同

岩永千五郎殿

右同

竹下源太兵衛殿

鼻一弓射通

宮原監助殿

弓射通

築瀬帶刀長殿

右同弓射通

朝隈寛左衛門殿

右同

市来清左衛門殿

右同

戰死 谷口三左衛門殿

右同

嘉藤彦市殿

首一討捕

松木平兵衛殿

右同

小川山之丞殿

右同

原田新兵衛殿

右同

濱川市之丞殿

首二切捨了

高橋銀右衛門殿

右同

大田彦右衛門殿

右同

久保筑右衛門殿

首一弓射通

脇岡勘解由殿

右同二討捕

亀川三太郎殿

右同

松木七兵衛殿

右同

徳永駿河守殿

蒙疵

南郷狩野介殿

右同

池上渡左衛門殿

右同

松木貞右衛門殿

右同

宮原喜左衛門殿

右同

戰死 千左衛門

右同

長井太左衛門殿

右同

小城弥左衛門殿

右同

寺師刑部左衛門殿

首一切捨

兵衛了 高城与左衛門殿

右同

松山内蔵允殿

右同

吉川七右衛門殿

右同

松下惣左衛門殿

同

新納勘解由殿

首一討取

湯田与右衛門殿

右同

山下兵右衛門殿

鼻二

佐藤内匠助殿

蒙疵

大村源左衛門殿

右同

恒吉次右衛門殿

右同

白川八郎左衛門殿

右同

牧田主馬介殿

蒲生衆

刀討

市来萬左衛門殿

同心

貴嶋古左衛門殿

同心

児玉勘解由左衛門殿

同心

三光院

同心

湯田平兵衛殿

同心

牧之瀬新兵衛殿

加久藤衆

首一討捕

伊地知弥右衛門殿

同一

江平清右衛門殿

同一蒙鑓疵、赤川兵左衛門嫡子

赤川弥七郎殿

同一首二討捕

井上帶刀長殿

弓射通蒙鑓疵、名字山下

金剛坊

須木衆

鑓合蒙鑓疵

今村休左衛門殿

伊集院衆

三原大藏殿同心

西郷彦岐守殿

同心

土持仲左衛門殿

同心

田中勘兵衛殿

同心

村田五右衛門殿

同心

桑畑六右衛門殿

同心

野村新兵衛殿

同心

川崎織部佑殿

同二討捕

西田李之丞殿

同一討捕

瀬戸山主左衛門殿

首一討捕

西田市左衛門殿

同一討捕

長野正右衛門殿

蒙鑓疵

川野与右衛門殿

同心

中原権之助殿

同心

中村庄左衛門殿

同心

谷山伊左衛門殿

同心

梶原宇右衛門殿

同心

谷口助右衛門殿

同二蒙鑓疵

岩崎弾之丞殿

同一

東郷作左衛門殿

同一、嫡子

同姓大藏助殿

同一

江平右左衛門殿

戰死

赤川兵左衛門殿

刀討首討捕

堀添十郎右衛門殿

右同、鑓合首一切取

長瀬新右衛門殿

「岩^ニ新太夫藏本如此、出水本^ハなし」
右書付、大野久左衛門殿處^ニ有之、御見せ候ニ付、様子申入、書寫召置者也、

卯 十二日

「出水本如此、岩下藏本^ハなし」
御在陣之上使

松平伊豆守殿 板倉主水正殿 林丹後守殿 井上筑後守殿 馬場三郎左衛門殿

戸田左門殿 一谷^(一)十藏殿 柳原飛彈守殿 松平甚三郎殿 牧野傳藏殿

御在陣之大名衆

鍋嶋信濃守殿 同紀伊守殿 同甲斐守殿 細川越中守殿 細川肥後守殿

黒田右衛門殿 黒田甲斐守殿 同東市正殿 有馬玄蕃殿 有馬大覚殿 有馬蔵之介殿

立花飛彈守殿 立花左近允殿 寺澤兵庫頭殿 松倉長門守殿 松倉内記守殿

有馬左衛門殿 小笠原右近殿 同宍岐守殿 水野日向守殿 水野美作守殿

水野伊豫守殿

381の8 右、出水本ノ高名宛は、伊地知左右衛門重政に従軍せし
付衆中山下金剛坊加久藤預なりしに、重政養子主膳重頼
がこゝに地頭せし時、付衆中の家跡は外に養子して、其
身ハ山田松岩の招に應し、出水愛宕の花香とりに移たる
とて、子孫出水土山下本乗坊と云あり、彼か家に寫傳た
るを、文化癸酉の霜月持参せしを寫おき、載之、

382の1 『副本村尾源左エ門家藏』

一私親村尾三右衛門御普請奉行数年相勤候内、肥前嶋原
雲之上四郎立箆、此方様被向御下向候ニ付、須木衆中
餘多召列御先立ニ而罷越、御陣場御普請相調詰居申、

寅二月落城之節、鍋嶋殿・小笠原殿御仕寄之間を断申

罷通、本丸ニ責入、敵三人續合、一人仕留、自分茂深

【全】

去寛永十四年、肥之前州松浦郡原城南蠻宗旨楯籠之節、
 彼張本族雲上四郎者、翌年三月廿八日最後之合戦、散火
 花之處、貴殿之高名驚目耳、既右之股被蒙鎧疵無比類仕
 合、於鍋島信濃守國中無不知之、到 大將軍家幕下亦人
 焉瘦哉、人焉瘦哉、誠村尾家之冥加何事如之加焉、我等
 少之働仕候通、御感之命于今無失念忝奉存候、此度就
 綱久様初御入國為御祝儀之使者罷越之間、去寛永之昔、
 原城互之働之分野閑話珍々重々雖為年來之大望、先年之
 手疵故欵、病惱之由野村之某聞之、則令承知不能對話者
 一世之遺恨也、因茲贈一筆、期再會而已、頓首不宜、

鍋島氏六左衛門

明曆元乙未六月廿八日

勝宗判

村尾氏左金吾公

參人々御中

『村尾源左エ門家藏』

有馬原之城ニ而御はたらき之次第、たしかに見とゞけ申
 候、於已来證人ニも罷立ん物也、

寛十五

二月廿八日

鍋嶋内

鍋嶋六左衛門尉(花押)

村尾源左衛門尉殿

(重候)

『蒲生土松下氏書留』

覺

市来八左衛門尉殿御同心外之衆

鑓
手負

村尾筑前守殿

鑓

松下源五左衛門尉殿

鑓
首

上村清左衛門尉殿

384 「蒲生士松下氏書留」

赤塚源太左衛門尉殿

鉄炮首
捨ツ切

相良小右衛門尉殿

刀ニテ
屏越ニ
ツカレ候
川内清右衛門尉殿

野村采女正殿

田中為右衛門尉殿

川内仲右衛門尉殿

首一ツ
切捨 北村舍人佑殿

首一ツ 福嶋半兵衛殿

同
松下源介殿

同
同大藏助殿

首一ツ
切捨 和田孫兵衛殿

首一ツ
切捨 金九十兵衛殿

達野源左衛門尉殿

首一ツ 川崎長右衛門尉殿

首一ツ 長谷川志摩丞殿

楠原才藤殿

峯崎弥右衛門尉殿

谷山諸右衛門尉殿

首一ツ 喜右衛門

右者、有馬ニ而書之、二月廿八日

刀ニテ
鑓合也
覺

市来萬左衛門尉

貴嶋小左衛門尉

児玉勘解左衛門

谷口助右衛門尉

野村新兵衛尉

赤塚源太左衛門尉

土持仲左衛門尉

牧瀬新六

谷山□右衛門尉

楠原才藤

大脇佐渡守

三光院

長谷川少作

桑幡六右衛門尉

野村采女正

大光坊

田中勘兵衛

中村正左衛門尉

尾上喜兵衛尉

長郷郷左衛門

長谷川志摩允

田中為左衛門尉

湯田平右衛門尉

梶原宇右衛門尉

村田五右衛門尉

湯田平兵衛

北村舍人佑

刁二月廿七日八時ニ城ニ火カ、リ、諸軍セイ相續申候、

廿七日ニ二ノ丸責落シ、本丸廿八日ノ未明よりせメラレ

候、然處ニ廿八日九ツ時ニ薩衆之鑓御座候、同廿九日ニ

迄之城ツメニ而候、左候而廿九日之晚ニ落城ニて候、

刁二月十六日ニ有馬ヘ打立、同十七日ニ米之津着候、同

立之衆ヲ相待申候、同廿二日出船申候、次日廿三日ニ有

馬へ参着申候、地頭同廿一日ニ出船被成、廿二日ニ有馬

へ御着被成候、敵廿二日之夜切出、二百七十うて申候、

三月七日、有馬陣拂ニ而候へ共、我々順風悪候而八日之

朝船乗、其日柳ノせとニカ、リ、九日ニハ順風悪候故、

一日留候而十日ニ江津浦へ九ツ前ニ相着申候、

三月十五日ニ出船仕候而、其夜日ノ嶋へカ、リ申候、十

六日ニ米之津へ参着申候、

ヲ三月十九日

於有馬次飯米請取衆、福崎内蔵丞殿・赤塚源太左衛門

尉殿、十日分新納佐左衛門尉殿より被請取候、送手形

之儀被仰候得共、何とも送手形不出候間、指出ニて江

津浦ニて可相済之由被仰候、

右覺、刀ニて鑓合と云より是まで、用紙二丁、横折、正

本を以て載之、

右者、六左衛門殿へ借銀申候、ヲ三月十卷日

386 「御厚恩記貞享元年
公義ニ御差出」

一寛永十四年之冬、肥前嶋原ニ切支丹宗門之賊徒籠城仕

候ニ付、家臣嶋津豊後久賀、嶋津下野久元ニ人衆を相

添、嶋原ニ出張シ、上使之御下知を受、可相掛旨申付

候、正月朔日城攻、二月廿八日落城之節、何れも手ニ

合、分捕仕候者多有之、戦死仕候者少々有之候、

387 「出水士山下直助家藏」

證文

ヲ二月廿八日、有馬於原之城ニ本丸石垣高サ三間程登り、

屏を乗越、弓ニていとおし被成候通、我々於其場ニ見届

申候、為後日如此ニ候、已上、

出水
柏木主馬首

ヲ二月廿八日
『伊地知重政付郷士
山下氏』金剛坊参

385 「蒲生暖松下源五左エ門書留、上下略ス」

一ヲ二月廿八日城責之時、酒老舛之代老奴ハ

一酒五合之代五分ハ

388 「福昌寺戦亡帳」

於嶋原戦死

鹿兒嶋衆

野元源左衛門尉

出水衆

阿多六郎左衛門

大口衆

谷口三左衛門

季安按に、新納賀州内千左エ門は載洩せしにや、またハ寫漏たる歟、

上同

日高十兵衛

大口衆

高城七郎左衛門

加久藤衆

赤川兵左衛門

伊集院衆

帖佐小兵衛

上同

寺師内記

蒲生衆

川崎織部

389 「蒲生土松下氏書留」

出水衆中

鍵仕候衆

蒙鎧疵

阿多六郎左衛門尉

上原十左衛門尉

宮原与左衛門尉

蒙鎧疵
寺領 池亀傳左衛門

刀討之衆

児玉大藏助

竹添万兵衛尉

鮫嶋加兵衛尉

同

指宿内藏助

井尻三郎右衛門尉

柏木主馬首

同

井尻傳次

入来院源左衛門尉

和泉利左衛門尉

蒙刀疵

渡邊弥兵衛尉

蒙鎧疵

落合弥五郎

蒙刀疵

塩山源左衛門尉

吉見源太兵衛

伊福宗左衛門尉

蒙刀疵

八重尾藤左衛門尉

種子田休三郎

寺領

本田藏右衛門尉

弓ニテ射通衆

山元左近將

野村隼人佑

竹添軍介

猿渡加兵衛尉

頸数百三十八

右者、有馬原之城於本丸寅ノ二月廿八日合戦之人数、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二六七号文書ト同一文書ナルベシ)

390 池田右近、加治木兵具奉行トシテ軍勞トアリ、又有馬半

五左エ門此日戦死、大口土赤塚吉右エ門重昌軍功トモア

リ、

391 「元禄十六年田中国明・市来家年調」

是枝氏調云、忠存嫡子周防坊快温、後ニ還俗して喜右衛

門と申候、江戸・大坂ニ茂毎度被召列候、寛永十五年嶋

原原之城ニ而屏を越、賊徒二人討捕申候、山川之地頭職

被仰付候云々、

槐嶋喜平次

川村与介

392 「諸家大概記」

福崎新兵衛、嶋原にて致城乗候内ニテ候云々、

393 宮原半右衛門景為、長島衆ニテ、此日合鑓軍功有之、大

口衆脇岡左近允證文、今仁礼伴太夫付郷土宮原三左衛門

家藏云々、

394の1

(本文書ハ三四三号文書ト同一文書ニツキ省略)

394の2

(本文書ハ三四四号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

新兵衛殿・村尾源左衛門尉殿其外合六人連判之證文取
置申候云々、

394の3

(本文書ハ三四五号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

397 證文

『右者、公儀江被差出候互之證文写ニ而候、正文ハ
御記録所御文書籍之内ニ有之候』

寅二月廿八日ニ有馬春之城ニ而山本左近將殿本丸石垣高
サ三間程登り、屏ヲ乗越、弓ニ而敵餘多射ふせ被成候、
但弓ハ射とおりにて候、我々於其場ニ見届申候間、為證
跡書出申候、

394の4

右三通、先史市來源右衛門家年寫置レシ込、子孫今ノ源
右衛門家藏アリシヲ借得テ此ニ載ス、天保二年十二月十
二日也、

寛永十五年寅二月廿九日 福崎新兵衛(花押)

村尾源左衛門尉(花押)

加久藤衆中

金剛坊(花押)

大口衆

脇岡左近将(花押)

宮原与左衛門尉(印)

桐野慶右衛門尉(花押)

二十九日癸亥

395

(本文書ハ三四六号文書ト同一文書ニツキ省略ス、尚全文斜線ニテ抹消サル)

山本左近將殿

396

「出水土山元甚左エ門訴狀委クハ正月二十日」

一鬼利支丹落城之節、有馬春之城本丸ニ而左近射通之弓
仕、敵餘多射伏申候、新納佐左衛門尉殿證文又ハ福崎

398

「伊地知重政附衆中小原織部取拂帳」

御振舞方

同廿九日
「上文ハ二月廿四日
ニアリ」
一白米式舛ハ

右者、二禮左近丞殿・三原治兵衛殿・三原殿・野村殿・福崎殿右五人之衆へ振舞也、
「下文ハ三月三日ニ載ス」

399 「舊傳集」

一嶋原一揆城責之時致討死候人ハ、鉄炮・弓・鍮此三道具の疵より外ハ深疵無之、手抔ふつと打切有之さへ無之由也、右三道具ニテ大形死候由也、是大口衆中黒木三右衛門若年ニテ嶋原へ罷立、長命ニテ咄候由也、

400 「出水伊東氏藏」

證文

寛永十五年二月廿八日、有馬春之城本丸屏之内にて、貴老両度鍮被成候通、我等慥ニ見申候故、為後證之如此候、

寅二月廿九日 是枝喜右衛門尉(花押)

伊尻三郎右衛門尉殿参

401 「出水土入米氏藏」

覚

二月廿八日、有馬原之城於本丸石垣上、屏越ノ鍮式度被成候、又屏乗越、鍮二度ニテ候、左候て右之てき四人鍮下ニつきふせられ候、右之儀慥ニ見届申候、誰人ニ不寄御尋之時ハ、此儀有様ニ可申候、為後日證跡如此候、已上、

寛永拾五年ヲ二月廿九日

沓岐兵左衛門尉

脇岡左近将(花押)

宮原与左衛門尉

猿渡加兵衛(花押)

桐野慶右衛門尉

山本左近允(花押)

入来院源左衛門尉殿

参